写

平成２７年 第２回

本別町議会定例会会議録

自　平成２７年　６月　２日
至　平成２７年　６月１０日

本 別 町 議 会

平成２７年本別町議会第２回定例会会議録（第１号）

平成２７年６月２日（火曜日）　午前１０時００分開会

○議事日程

日程第　１		会議録署名議員の指名
日程第　２		議会運営委員長報告
日程第　３		会期決定の件
日程第　４		とかち広域消防事務組合議会議員の選挙
日程第　５		諸般の報告
日程第　６		行政報告
日程第　７	承認第　３号	専決処分の承認を求める件〔平成２６年度本別町一般会計補正予算（第２１回)〕
日程第　８	議案第４２号	平成２６年度向陽町団地公営住宅改善工事（Ｃ棟－１９）請負契約について
日程第　９	議案第４３号	平成２７年度栄町団地公営住宅建替工事（１４号棟）請負契約について

○会議に付した事件

日程第　１		会議録署名議員の指名
日程第　２		議会運営委員長報告
日程第　３		会期決定の件
日程第　４		とかち広域消防事務組合議会議員の選挙
日程第　５		諸般の報告
日程第　６		行政報告
日程第　７	承認第　３号	専決処分の承認を求める件〔平成２６年度本別町一般会計補正予算（第２１回)〕
日程第　８	議案第４２号	平成２６年度向陽町団地公営住宅改善工事（Ｃ棟－１９）請負契約について
日程第　９	議案第４３号	平成２７年度栄町団地公営住宅建替工事（１４号棟）請負契約について

○出席議員（１２名）

議　長	１２番　方　川　一　郎　君	副議長	１１番　林　　武　君
	１番　矢　部　隆　之　君		２番　藤　田　直　美　君
	３番　篠　原　義　彦　君		４番　大　住　啓　一　君
	５番　山　西　二三夫　君		６番　黒　山　久　男　君

7番	小笠原　良　美　君	8番	方　川　英　一　君
9番	高　橋　利　勝　君	10番	阿　保　静　夫　君

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	髙　橋　正　夫　君	副町長	砂　原　　勝　君
会計管理者	吉　井　勝　彦　君	総務課長	大和田　　収　君
農林課長	工　藤　　朗　君	保健福祉課長	村　本　信　幸　君
地域包括支援センター所長	飯　山　明　美　君	住民課長	千　葉　輝　男　君
子ども未来課長	大　橋　堅　次　君	建設水道課長	能　祖　　豊　君
企画振興課長	高　橋　哲　也　君	老人ホーム所長	井戸川　一　美　君
国保病院事務長	毛　利　俊　夫　君	総務課長補佐	三　品　正　哉　君
建設水道課長補佐	高　橋　　優　君	教育長	中　野　博　文　君
教育次長	佐々木　基　裕　君	社会教育課長	菊　地　　敦　君
学校給食共同調理場所長	久　保　良　一　君	農委事務局長	郡　　弘　幸　君
代表監査委員	畑　山　一　洋　君	選管事務局長	大和田　　収　君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲　巣　正　樹　君	総務担当主査	松　本　　恵　君
総務担当副主査	塚　谷　直　人　君		

開会宣告（午前１０時００分）

◎開会宣告

○議長（方川一郎君）　おはようございます。ただいまから、平成２７年第２回本別町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（方川一郎君）　これから、本日の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（方川一郎君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、阿保静夫君、方川英一君、及び藤田直美君を指名します。

◎日程第２　議会運営委員長報告

○議長（方川一郎君）　日程第２　議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長小笠原良美君、御登壇ください。

○議会運営委員長（小笠原良美君）〔登壇〕　報告いたします。

平成２７年３月２０日、第１回定例会において閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。まず会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日６月２日から６月１１日までの１０日間とするよう予定いたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は６月４日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに１件の提出がありました。

憲法を守り、日本を海外で戦争する国にする戦争立法の廃案を求める意見書採択を求める陳情。

以上、１件については、議会運営基準１３９運用例５によることとし、後刻、回覧に供することといたします。

以上報告いたします。

○議長（方川一郎君）　これで、報告済みといたします。

◎日程第３　会期決定の件

○議長（方川一郎君）　日程第３　会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、６月２日から６月１１日までの１０日間とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日６月２日から６月１１日までの１０日間とすることに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（方川一郎君）　お諮りします。

議事の都合により、６月３日から８日までの６日間を休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、６月３日から８日までの６日間は、休会とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前１０時０４分　　休憩

午前１０時０５分　　再開

○議長（方川一郎君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第４　とかち広域消防事務組合議会議員の選挙

○議長（方川一郎君）　日程第４　とかち広域消防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

とかち広域消防事務組合議会議員に、私、方川一郎と林武君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました、私、方川一郎と林武君を、とかち広域消防事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名いたしました、私、方川一郎と林武君が、とかち広域消防事務組合議会議員に当選されました。

当選された、私、方川一郎と林武君が議場におります。

会議規則第３３条第２項の規定によって、それぞれ当選の告知をいたします。

私、方川一郎の当選人の告知について、本席よりお受けしたいと思います。宜しくお願いを申し上げます。

次に、林武君、承知いただけますか。

○副議長（林武君）　はい、承知します。よろしくお願いします。

◎日程第５　諸般の報告

○議長（方川一郎君）　日程第５　諸般の報告を行います。

報告第３号平成２６年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について、報告を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　報告第３号平成２６年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書報告。

平成２６年度本別町一般会計繰越明許費について、次のページ以降の繰越計算書のとおり繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により報告いたします。

１ページをお開き下さい。

平成２６年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書。

１番上の段、２款総務費１項総務管理費、ふるさと応援団の拡大事業から３ページをお願いいたします。

３ページの上から３段目、８款土木費５項住宅費、住まいの環境整備促進事業までの２０事業については、国の地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に伴う補正予算、いわゆる地方創生に係るもので、３月の定例会で補正したものであります。

２０事業の合計金額は８,８７６万円、翌年度繰越額も８,８７６万円で、うち、未収入特定財源は国道支出金が６,１３６万７,０００円、その他が９０３万１,０００円で、一般財源は、１,８３６万２,０００円であります。

次の下の段をお願いいたします。

８款土木費５項住宅費、向陽町団地公営住宅改善事業につきましては、平成２６年度国の新規事業として採択された補正予算によるもので、２月の臨時議会で補正したものであります。

金額は８,３９５万２,０００円、翌年度繰越額も８,３９５万２,０００円で、うち、未収入特定財源は国道支出金が４,１５０万３,０００円、地方債が２,４４０万円で、一般財源は、１,８０４万９,０００円でございます。

その下、９款１項消防費、池北三町行政事務組合負担金、消防救急無線デジタル化整備事業及び次の段、十勝圏高機能指令センター整備事業は、消防広域化に伴います本町工事分によるもので、１２月の定例会で補正したものであります。

２つの事業合わせまして、合計金額７,１０３万１,０００円、翌年度繰越額も７,１０３万１,０００円で、未収入特定財源は、地方債が７,１００万円で、一般財源は、３万１,０００円でございます。

その下、１１款災害復旧費２項公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧補助事業につきましては、平成２６年度発生災害復旧事業として採択された補正予算によるもので、２月の臨時議会で補正したものであります。

金額は３,７５０万円、翌年度繰越額も３,７５０万円で、うち、未収入特定財源は国道支出金が３,０００万円、地方債が７５０万円、一般財源はありません。

１番下の合計の段を御覧になってください。

合計金額は、２億８,１２４万３,０００円、翌年度繰越額も２億８,１２４万３,０００円で、うち、未収入特定財源は、国道支出金が１億３,２８７万円、地方債１億２９０万円、その他９０３万１,０００円で、一般財源は３,６４４万２,０００円でございます。

以上、平成２６年度本別町一般会計繰越明許費の繰越報告とさせていただきます。

○議長（方川一郎君）　これで、報告済みといたします。

報告第４号平成２６年度本別町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告について報告を求めます。

村本保健福祉課長。

○保健福祉課長（村本信幸君）　報告第４号平成２６年度本別町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告。

平成２６年度本別町介護保険事業特別会計繰越明許費について、次のページ以降の繰越計算書のとおり繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により報告いたします。

次のページをお開き下さい。

平成２６年度本別町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

１款総務費１項総務管理費、介護保険システム改修事業については、本年４月１日

からの介護保険制度改正によるもので、３月の定例会で補正したものであります。

合計金額は３２８万４,０００円、翌年度繰越額も３２８万４,０００円で、うち、未収入特定財源は国庫支出金が１６４万１,０００円、一般財源は、１６４万３,０００円であります。

以上、平成２６年度本別町介護保険事業特別会計繰越明許費の繰越報告とさせていただきます。

○議長（方川一郎君）　これで、報告済みといたします。

報告第５号専決処分報告、平成２７年度本別町一般会計補正予算（第１回）について報告を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　報告第５号専決処分報告。平成２７年度本別町一般会計補正予算（第１回）について、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分したので同条第２項の規定により報告いたします。

予算書の１ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第１条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６２億３,７４９万１,０００円とする内容であります。

３ページ、４ページをお願いいたします。

歳入でありますが、１７款１項１目寄付金、２節民生費寄付金５万円の増額補正は、老人ホーム物品購入費として、本別町にお住まいの匿名の方からの指定寄付金であります。

その下、歳出でありますが、３款民生費、２項老人福祉費、２目養護老人福祉施設費、１１節需用費５万円の補正は、寄付者の意向により、養護老人ホーム用介護材料を購入するものであります。

以上、簡単でありますが 専決処分報告とさせていただきます。

○議長（方川一郎君）　これで、報告済みといたします。

報告第６号専決処分報告、平成２７年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第１回）について報告を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美君）　報告第６号専決処分報告。平成２７年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第１回）について、地方自治法第１８０条第１項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告いたします。

予算書の１ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正でありますが、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、２億８,６９５万３,０

００円とするものであります。

３ページ、４ページをお開き願います。

歳入でありますが、３款１項１目寄付金、１節一般寄付金の１０万円の補正は、本別町美里別東下１にお住いの○○○○○さんから５万円、また匿名の方から５万円の寄付をいただきまして、計１０万円いただいてございます。

歳出でありますが、１款１項１目施設介護サービス事業費のうち寄付者の意向によりまして、需用費、消耗品費の介護材料といたしまして、清拭タオルを暖めておくホットボックスの更新と、備品といたしまして平成１９年に購入しました洗濯機が故障しておりまして、それの更新に充てるものであります。

以上、専決処分報告とさせていただきます。

○議長（方川一郎君）　これで、報告済みといたします。

報告第７号専決処分報告、平成２７年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第１回）について報告を求めます。

毛利病院事務長。

○国保病院事務長（毛利俊夫君）　報告第７号専決処分報告。平成２７年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第１回）について、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分をいたしましたので､同条第２項の規定により報告いたします。

補正予算書の１ページをお願いします。

補正の内容は、第２条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入では、第１款資本的収入、第７項寄付金を５万円増額補正し、資本的収入の総額を１億４，９５６万円とするものであります。内容は、本別町南４丁目１０番地８、○○○○様から５万円の寄付金を受け入れたものでございます。

支出では、第１款資本的支出、第３項投資を５万円増額補正し、資本的支出の総額は１億７，４２２万５，０００円となりますが、寄付者の意向により医療施設等整備基金に積み立てることといたしました。

２ページ以降の補正予算実施計画及び補正予算説明書につきましては省略させていただきます。

以上、専決処分報告といたします。

○議長（方川一郎君）　これで、報告済みといたします。

次に、監査委員から平成２７年３月分及び４月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みとします。

次に、町長から平成２６年度土地開発公社決算報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みとします。

次に、所管事務調査結果報告書が、総務、産業厚生の各常任委員長から提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、池北三町行政事務組合議会の平成２７年第１回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、議長の動静の報告について、平成２７年第１回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第６　行政報告

○議長（方川一郎君）　日程第６　行政報告を行います。

髙橋町長、御登壇ください。

○町長（髙橋正夫君）〔登壇〕　平成２６年度各会計の決算見込みについて報告をいたします。

一般会計の決算見込みにつきましては、歳入総額７１億５３９万5,０００円に対し、歳出総額が６９億4,３１４万1,０００円で、歳入歳出の差引額は１億6,２２５万4,０００円となる見込みであります。歳入歳出の差引額から、翌年度へ繰り越すべき繰越明許費一般財源分3,６４４万2,０００円を差し引きました実質の収支は１億2,５８１万2,０００円となる見込みであります。

次に国民健康保険特別会計でありますが、歳入総額が１３億4,４３１万6,０００円に対し、歳出の総額は１３億９０６万4,０００円で、歳入歳出の差引額は3,５２５万2,０００円となる見込みであります。

次に後期高齢者医療特別会計でありますが、歳入総額１億2,２２５万円に対し、歳出総額は１億2,２１８万3,０００円で、歳入歳出の差引額は６万7,０００円となる見込みであります。

次に、介護保険事業特別会計でありますが、歳入総額９億3,５９７万6,０００円に対し、歳出の総額は９億2,３９４万4,０００円で、歳入歳出の差引額は1,２０３万2,０００円となる見込みであります。

次に、介護サービス事業特別会計でありますが、歳入総額２億7,２１１万2,０００円に対し、歳出の総額は２億6,８６７万2,０００円で、歳入歳出差引額は、３４４万円となる見込みであります。

次に、簡易水道特別会計でありますが、歳入総額１億３０３万2,０００円に対し、歳出総額１億３９万8,０００円で、歳入歳出差引額は、２６３万4,０００円となる見込みであります。

次に、公共下水道特別会計の決算見込みでありますが、歳入総額５億3,５３６万9,

０００円に対し、歳出総額５億３,１８６万３,０００円で、歳入歳出の差引額は、３５０万６,０００円となる見込であります。

次に、水道事業会計の決算見込みについて報告をいたします。

収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きで収入は１億５,３９０万３,０００円、支出につきましては、１億５,６０９万円で、当年度の純損失は２１８万７,０００円となる見込みで、前年度の繰越利益剰余金７３０万１,０００円と、会計制度改正によります資本剰余金の整理に伴う未処分利益剰余金の変動額、８,７３６万４,０００円を加えました平成２６年度末の未処分利益剰余金は、９,２４７万８,０００円となる見込みであります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、消費税込みで、収入が７,８２６万１,０００円、支出は１億２,１１７万９,０００円となり、不足額４,２９１万８,０００円は、過年度分の損益勘定留保資金等で補てんする予定であります。

次に、国民健康保険病院事業会計決算見込みについて報告をいたします。

まず、平成２６年度の患者数の状況でありますが、入院患者数は、１万７,１５３人で、前年度比で１,２３９人の減、外来患者数が５万３,２３３人で、前年度比で２,０９５人の減、年間の延患者数は、７万３８６人で、前年度比で３,３３４人の減となったところであります。

次に、病院事業の収益的収支は、消費税抜きで、収入は、１２億４,１７２万５,０００円、支出は１３億８,８３９万５,０００円で、当年度純損失は１億４,６６７万円となる見込みで、前年度繰越欠損金１７億４,７６０万７,０００円と会計制度改正によります資本剰余金の整理に伴う未処分の利益剰余金変動額、２億５,１８５万６,０００円を加えました平成２６年度末の未処理欠損金は、１６億４,２４２万１,０００円となる見込みであります。

次に、資本的収支は、消費税込みで、収入が７,３７９万３,０００円、支出は１億３８８万７,０００円となり、不足額３,００９万４,０００円は、過年度分の損益勘定留保資金等で補てんする予定であります。

以上、平成２６年度の各会計の決算見込みの報告をさせていただきました。

次に、町税等の収納関係について報告いたします。

まず、町税でありますが、現年度分の調定額が９億３,８８４万３,６９３円に対し、収納済額は９億２,９５３万４,５１１円で、９９.０パーセントの収納率となり、前年度と同率となりました。

また、滞納繰越分では調定額が４,３４４万８,０４６円に対し、収納済額は７６４万３,３１５円で、１７.６パーセントの収納率となり、前年度比２.４ポイントの増となりました。

次に、国民健康保険税は、現年度分の調定額が２億９,７６７万２,２００円に対し、収納済額は２億８,６６２万７,６８４円で、９６.３パーセントの収納率となり、前年

度比０.１ポイントの減となりました。

また、滞納繰越分では調定額が５,４１６万５５６円に対し、収納済額は８５２万９,４２３円で、１５.７パーセントの収納率となり、前年度比１.３ポイントの増となりました。

町税の現年度と滞納繰越分を合わせました収納率は前年度比で０.４ポイントの増となり、国民健康保険税は１.６ポイントの増となったところであります。

以上、平成２６年度の町税等の収納決算見込みの報告とさせていただきます。

次に、まち・ひと・しごと創生について報告をいたします。

まち・ひと・しごと創生につきましては、本町の少子化と人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域を維持していくため、今年度、今後の目指すべき将来の方向を提示する地方人口ビジョンや、今後５カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめる本別町まち・ひと・しごと総合戦略を策定いたします。

現在、本町の現状を分析する上で必要となる町民の人口減少に対する意識や人口減少対策への取り組みなどについて、町内居住者１,０００名を対象にアンケートを行う予定でありまして、近日、郵送の予定となっております。

また、総合戦略等の策定や実施にあたりましての検証等を行う本別町まち・ひと・しごと創生推進委員会につきましては、５月１日より一般委員の公募を行い、産業界・行政機関、教育・福祉、金融・労働などの関係団体の方々などで構成する予定であります。今月中に推進委員会を立ち上げ、広く関係者の意見をお聞きしながら、進めて参りたいと考えております。

また、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策の一環として、平成２６年度の国の補正予算にて交付されました地域住民生活等緊急支援のための交付金事業。これはプレミアム付商品券発行や低所得者支援などの地域消費喚起・生活支援の取り組みなど、地方版総合戦略に盛り込まれることを想定した地方創生先行施策について、現在、随時進めております。

その中でも、プレミアムいきいき商品券発行事業では、町商工会が事業主体となり、プレミアム率２０パーセントで発行総額１億円分を、４月１３日から販売をし、４月２１日に完売となったところであります。

５月末の時点で５,８６０万円が換金をされておりまして、早期において、地域内における消費喚起が図られていると考えております。

今後とも、地方創生に向けました様々な取り組みに対し、御理解を賜りますようによろしくお願いを申し上げて、報告とさせていただきます。

次に、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金についての報告をいたします。

平成２６年４月から、消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯に与える負担の影響を緩和するため、国の暫定的、臨時的な措置として昨年に引き続き給付措置を行うものであります。

臨時福祉給付金は、平成２７年１月１日現在において住民基本台帳に登録されている方で、町民税が課税されてない方等が対象となりまして、対象者１人につきまして６,０００円を支給するものです。

なお、課税者の扶養親族や生活保護制度の被保護者となっている場合は対象外となっております。

申請の受け付けにつきましては、総合ケアセンター内保健福祉課、子ども未来課、役場勇足、仙美里の両出張所の各窓口で行いまして、申請期間は、受付開始日から三カ月を基本としていますことから、８月３日から１１月４日までとし、支給の開始は１０月１日からを予定しております。

周知につきましては、給付措置に関するチラシを広報ほんべつ７月号に折り込むほか、広報ほんべつ８月号にては詳細を掲載するなど、多様な手段により周知を図り、給付対象者からの申請に対しまして早急に対応できる体制を整えてまいります。

子育て世帯臨時特例給付金は、平成２７年５月３１日時点で受給者の住民票が本町にあり、平成２７年６月分の児童手当を受給されてる方が対象となり、児童手当支給の対象児童１人につき３,０００円を支給するものであります。

申請の受け付けは、役場子ども未来課の窓口で行い、申請期間は、６月１日から９月１日までとし、支給日は児童手当の支給日と合わせて１０月９日とする予定で、調整を進めているところです。

周知につきましては、暮らしの情報紙かけはし６月１日号にお知らせを掲載するほか、本給付金の受給対象者が、児童手当の受給対象者と重複することから、６月１日に郵送しました、児童手当現況届の提出依頼に、本給付金の御案内と申請書類を同封しております。

なお、本年は臨時福祉給付金と子育て世帯の臨時特例給付金の併給が可能となりましたので、併給を受ける場合は、それぞれ申請が必要となりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、南地区の工業団地の状況について報告をいたします。

南地区工業団地の状況につきましては、この間の企業誘致の結果、第２期整備といたしまして、平成２５年、約２ヘクタールの用地取得と造成を行い、同年、１２月より双日北海道与志本株式会社が製材工場を操業するに至ったところです。

昨年、同企業から、業績好調を背景とし、原木堆積場と製品置き場の不足が生じましたことから、用地拡大の要望を受けたことから、この間の企業誘致の経過と本町商工業振興と経済活性化を一層図る観点から、現在地の南側に隣接します用地約１.２ヘクタールについて、工業団地としての整備業務を早急に開始したところです。

一連の経過につきましては、本年１月に農地転用申請を行い、３月に許可を受け、新年度になりまして、４月から用地買収のための諸手続き開始、５月には売買契約を経て所有権移転の登記を完了し、工業団地としての整備を完了したところであります。

本町といたしましては、これからも第６次総合計画の主要課題に掲げる新たな仕事づくりのために、積極的に企業誘致を図って参りますので、今後とも議員各位の、御支援御理解をいただきますように、よろしくお願いを申し上げる次第であります。

次に、十勝地域におけます道東及び道北ドクターヘリの運行圏域の拡大に関する経過について報告をいたします。

ドクターヘリは、救急医療用の医療機器等を装備しましたヘリコプターで、救急医療の専門医及び看護師が同乗し救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことができるものです。

北海道におけるドクターヘリの運行状況は、平成１７年の道央圏を始めとして、平成２１年には道東圏、道北圏、そして本年２月には道南圏に導入されておりますが、十勝地域は地理的な要因等から、全道で唯一の空白地域となっておりました。

昨年６月以降、各市町村や医療関係機関でつくります、十勝保健医療福祉圏域連携推進会議において、十勝圏におけるドクターヘリの導入について検討を進めてまいりましたが、十勝単独での導入は、運行経費の面や専門の医師・看護師などの確保が困難であることから見送ることが決定をされ、昨年１０月に開催した十勝町村会との意見交換の場において、これまでの検討結果を中間報告として説明するとともに、早期の運航圏域拡大に向け検討を急ぐことで意見の一致を図ったところです。

その後、北海道と道東及び道北ドクターヘリ基地病院間での連携のあり方について協議がなされ、十勝圏全体を道東ドクターヘリの運航圏域とし、その上で、北西部５町を距離が近い道北ドクターヘリに出動要請する地域として位置づけることなどで調整がされたところです。

十勝保健医療福祉圏域連携推進会議におきましては、昨年１２月１６日に道東ドクターヘリの運航圏域の拡大の要請決定をし、北海道と道東及び道北ドクターヘリ基地病院間での協議結果を受け、本年２月１９日に十勝全体を道東ドクターヘリの運航圏域とし、北西部５町につきましては、道東及び道北ドクターヘリの連携地域と位置付け、それぞれの運航圏域の拡大を要請する案を決定いたしました。

この決定を受けまして、十勝町村会において、本年３月３０日に帯広市と今後の対応について協議を行い同意が得られたことから、４月６日に開催されました臨時総会で道東、道北ドクターヘリ運航調整委員会に対し、十勝までの運航圏域拡大を要請することを決定いたしました。

要請の取り組みにつきましては、５月１３日に１９市町村長連名で道東ドクターヘリ運航調整委員会、事務局は市立釧路総合病院に運航圏域拡大を要請し、道北ドクターヘリ運航調整委員会、事務局は旭川赤十字病院については、日程が調整され次第、要請を行う予定となっています。

なお、運航圏域の拡大に伴い初期費用の負担金、加入時が必要となりますが、道東及び道北ドクターヘリのそれぞれの取り決めに従いまして算出した総額は１,９８７

万７,０００円で、１９市町村で均等割とすることで合意をし、本別町の負担額は１０４万６,０００円となっております。関係予算につきましては、本年９月の定例議会で議決いただきたいと考えております。

以上、十勝地域における道東及び道北ドクターヘリの運行圏域の拡大に係る取り組み状況でありますが、今後とも、誰もが安心して救急医療を受けられるよう、ドクターヘリを活用した救急医療体制の充実強化に向けて努力してまいりますので、町民の皆様をはじめ議員各位の御理解、御協力をお願いいたしまして、十勝地域における道東及び道北ドクターヘリの運行圏域拡大についての経過報告とさせていただきます。

次に常勤医師の確保についての報告をさせていただきます。

平成２７年３月の常勤医師１名退職後、４月から内科及び外科外来の診療体制につきましては、常勤医師３名と応援医師で外来体制を維持してまいりましたが、６月１日に常勤医師１名を確保し、休診となっておりました内科火曜日午後外来を再開し業務を進めております。

新任医師の氏名は、朝井基裕医師で、年齢は６２歳、帝京大学医学部出身で、医師免許取得後３４年､大阪市内での病院勤務や健診センター､大手企業の産業医のほか、１０年間の内科クリニックの開業や、総合診療医としての経験もありますので、内科一般を幅広く診て頂けるとともに、専門が呼吸器科でありますことから、派遣元病院の事情でこの４月末で終了となっておりました、呼吸器外来の業務も担っていただけるものと期待をしているところであります。

次に常勤医師の退職についての報告をいたします。

平成２１年５月から６年間、内科で診療いただいておりました磯村泰之医師から、一身上の都合により、６月３０日付けをもって退職したい旨の申し出があったところであります。慰留に努めておりましたものの、御本人の退職の御意志が固いということもありますので、やむなく申し出を受理したところであります。

７月以降の内科及び外科の診療体制につきましては、これらの事から引き続き常勤医師３名体制の運営となり、外科の水曜日午後外来及び外科・内科の金曜日午後外来を休診にせざるを得ない状況にあります。患者様には大変御迷惑をおかけしますが、御理解を願いたいと思っております。

今後の医師確保につきましても、引き続き鋭意努力をしてまいりますので、議員各位の御支援、御協力を賜りますようにお願い申しあげ、なお、関連予算を今定例会に提案しておりますので、よろしく御審議をいただきたいと思います。

次に、十勝圏における消防広域化に向けた検討経過及び状況についての報告をいたします。

十勝圏における消防の広域化につきましては、２月２０日に十勝管内全市町村長の出席によりとかち広域消防事務組合規約に関する協議書の調印式が行われました。４月１０日付けでとかち広域消防事務組合の設立許可申請を北海道知事に提出を行い、

５月１日付けで知事許可を受け、とかち広域消防事務組合が設立されたところであります。

これに伴い、消防広域化に関する事務は、十勝圏複合事務組合消防広域推進室からとかち広域消防事務組合広域消防準備室に移管され、組合運営に関する諸規定や事務体制を整備するための暫定予算が専決処分されております。

また、６月２９日にとかち広域消防事務組合第１回議会に向け、５月に市町村担当課長会議、副市町村長会議、市町村長会議を開催し、議案内容等の確認がされたところであります。

消防団につきましては、それぞれの市町村に引き継がれますことから、５月２１日に池北三町行政事務組合の主催によります、足寄、陸別及び本別町の担当課長、消防団長及び消防署長等により、消防団事務の移行に必要な条例、規則等の確認、事務手続き等の協議を行っております。

なお、消防団の設置に関する条例及び消防団の定員、任免、服務等に関する条例は、第３回定例会に提案を予定しておりまして、第４回定例会では、池北三町行政事務組合が有する消防事務に係る財産処分の議会議決のお願いを予定しております。

また、新たな広域消防事務組合の消防職員となる本別消防署職員が本町の消防団事務を行うためには、本町職員としての併任の発令をする必要がありますことから、今後、必要な関係規程の整備等を行うこととしております。

現在、とかち広域消防事務組合、池北三町行政事務組合を始めとする既存消防事務組合及び各市町村において、スムーズな移行のための体制整備及び規則整備の事務作業を進めておりまして、引き続き、オール十勝による検討、協議を進めてまいりますので、町民の皆さまをはじめ議員各位の御理解をお願いして、現段階の経過報告とさせていただきます。

次に、本町が出資しております第３セクター企業の経営状況について報告いたします。

株式会社本別システム総合研究所の平成２６年度の経営状況でありますが、一昨年からの経済政策アベノミクスや円安の効果で建設業や自動車、電機産業では業績の改善が見込まれていますが、北海道、十勝をはじめとする地方経済にとっては明るい兆しが見えるとは言い難い状況が続いております。

この厳しい経営環境を生き抜く為に、経費の削減や効率的な営業展開に力を注ぎ、コスト意識を強くもって収益性と採算性を考慮し経営努力してまいりました。

平成２６年度は、売上高、前年度比１２.４パーセント減の３,４１７万円、売上総利益は、前年度比１４.４パーセント減の１,７０３万円、当期損失が２５４万円、前年度利益は１６万円と大幅な減収減益となり、昨年度まで続いておりました６期連続の黒字決算も途切れ、７期ぶりに赤字となりました。

今期は、社会保障、税番号制度導入に伴うシステム改修、子ども子育て支援システ

ム等、国の制度導入による企業体の業務で大幅な減収を避けられたものの、過年度納入済みのシステム機器の更新期間延長及び更新サイクル期間の底に位置していたこともあり大型物件の受注に至らず、効率的な営業展開をしてきたにも関わらず売り上げを確保することができませんでした。

次期以降も厳しい状況が予想されますが、重要物件の機器更新等がこの先見込めるなど明るい材料もあり、会社の収益性、業務の採算性を考えながら、引き続き全職員一丸となり努力する方針でありますので、今後とも特段の御理解をいただきたくお願い申し上げます。

以上、本別町議会第２回定例会の行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これで、行政報告を終わります。

◎日程第７　承認第３号

○議長（方川一郎君）　日程第７　承認第３号専決処分の承認を求める件〔平成２６年度本別町一般会計補正予算（第２１回)〕についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　承認第３号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

平成２６年度本別町一般会計補正予算（第２１回）について、地方自治法第１７９条第１項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容は、平成２６年度歳入の譲与税及び各交付金の精査並びに地方交付税の確定などですが、議会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行ったものであります。

予算書の１ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第１条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９,３９９万９,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６９億７,９５０万３,０００円とする内容であります。

それでは事項別明細書により歳出から御説明いたします。１１ページ、１２ページをお開き下さい。

２款総務費１項総務管理費１４目基金費２５節、積立金９,３９９万９,０００円は、地方交付税、譲与税等の歳入の精査及び寄付金によります収入増を財政調整基金に８,２９２万９,０００円、減債基金に１千万円、個性あるふるさとづくり基金に１０７万円を積み立てるものでございます。

なお、財政調整基金は、当初１億９,０００万円の取り崩しですが、前回までの計上分と合わせ１億７３３万８,０００円を積み戻すこととなり、減債基金は前回までの計上分と合わせて１,００１万円を積み立てることとなります。

また、個性あるふるさとづくり基金は当初８５万円の取り崩しですが、前回までの計上分と合わせて３６３件、６４６万２,５１７円を積み立てることになります。

なお、土地開発基金を除く全基金の２６年度末残高は、前年度より２億４,９８３万円減の３３億８,７８４万７,０００円になる見込みであります。

次に５ページ、６ページにお戻り下さい。

歳入でございますが、２款地方譲与税、３款利子割交付金、４款配当割交付金、５款株式等譲渡所得割交付金、６款地方消費税交付金、次のページ、一番上にあります、７款ゴルフ場利用税交付金、８款自動車取得税交付金、９款地方特例交付金につきましては関係機関からの実績額の通知により調整を行うものであります。

次の１０款１項１目地方交付税８,４９１万円の増額は、普通交付税、特別交付税の確定によるものであり、普通交付税総額は２８億９,３５９万８,０００円で、前年比３.８パーセントの減、特別交付税総額は３億６,０８７万６,０００円で、前年比０.６パーセントの増であります。

なお、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた総合計は３１億３,５０３万５,０００円で、前年比４.１パーセントの減となりました。

次の１７款１項１目寄付金１０７万円の増額は、個性あるふるさとづくり基金として、本別町にお住まいの匿名の方から３万円、東京都のホームネット株式会社様から５０万円、道外の個人の方から５２件５４万円の指定寄付金であります。なお、個人のお名前、住所、寄付金額の紹介は、割愛をさせていただきます。

また、高齢者福祉振興基金及び農業振興基金は、節の調整により変更するもので、金額の変更はございません。

その下、２１款１項町債、５目１節消防債１１０万円の減額及び次のページ、６目１節教育債４０万円の減額は、借入額の確定によるものであります。

次に４ページにお戻りください。

第２表地方債補正でありますが、１、変更。

これは、事業量、事業費の変更及び確定に伴い限度額を変更する内容であります。

起債の目的。

辺地対策事業、限度額１,５００万円を１,４６０万円に。

過疎対策事業、限度額１億８,８６０万円を１億８,７８０万円に。

緊急防災、減債事業。

限度額７,１３０万円を７,１００万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、平成２６年度本別町一般会計補正予算（第２１回）の専決処分報告とさせて

いただきます。御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、承認第３号専決処分の承認を求める件〔平成２６年度本別町一般会計補正予算（第２１回)〕についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、承認第３号専決処分の承認を求める件〔平成２６年度本別町一般会計補正予算（第２１回)〕については、報告のとおり承認されました。

◎日程第８　議案第４２号

○議長（方川一郎君）　日程第８　議案第４２号平成２６年度向陽町団地公営住宅改善工事（Ｃ棟－１９）請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　議案第４２号平成２６年度向陽町団地公営住宅改善工事（Ｃ棟－１９）請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この事業は、国の補正予算による平成２６年度繰越事業であります。平成２６年度向陽町団地公営住宅改善工事（Ｃ棟－１９）請負契約締結にあたりましては、予定価格が５,０００万円以上の工事契約となりますので、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、向陽町団地公営住宅改善事業に伴うＣ棟１９の改修工事で、工事内容は、コンクリートブロック造平屋１棟５戸建て延べ床面積３３０.８８平方メートルの建物と排水設備７４メートルを施工するものでございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約で、指名委員会は平成２７年４月２２日に開催し、指名業者は株式会社山中、株式会社楠茂建設、株式会社野田組、

株式会社山本建設、塚林、後藤、経常建設共同企業体、鹿島、稲田、経常建設共同企業体、中前、新成、経常建設共同企業体の経常建設共同企業体３者を含む７者を選考いたしました。

平成２７年４月２３日に指名通知を行い、平成２７年５月２０日に入札を執行しております。

契約金額は７,９１１万円で、入札回数は１回で落札をしております。

契約の相手方は鹿島、稲田、経常建設共同企業体で、代表者は中川郡本別町南２丁目７番地１６、株式会社鹿島組、代表取締役、○○○○。

構成員は中川郡本別町西美里別５１４番地５、株式会社稲田建設、代表取締役、○○○○でございます。

仮契約は、平成２７年５月２０日に行っております。

工期は、着工が本契約の日から７日以内で、完成は平成２７年１０月３０日でございます。

以上、議案第４２号平成２６年度向陽町団地公営住宅改善工事（Ｃ棟－１９）請負契約についての提案にかえさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第４２号平成２６年度向陽町団地公営住宅改善工事（Ｃ棟－１９）請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号平成２６年度向陽町団地公営住宅改善工事（Ｃ棟－１９）請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第４３号

○議長（方川一郎君）　日程第９　議案第４３号平成２７年度栄町団地公営住宅建替工事（１４号棟）請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　議案第４３号平成２７年度栄町団地公営住宅建替工事（１４号棟）請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成２７年度栄町団地公営住宅建替工事（１４号棟）請負契約の締結にあたりましては、予定価格が５,０００万円以上の工事契約となりますので、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、栄町団地公営住宅建替に伴う１４号棟建設工事で、工事内容は、木造平屋１棟４戸建て延べ床面積３３６.９９平方メートルの建物と周りの緑化２５６平方メートル及び４台分の駐車場を施工するものでございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約で、指名委員会は平成２７年４月２２日に開催し、指名業者は株式会社山中、株式会社楠茂建設、株式会社野田組、株式会社山本建設、塚林、後藤、経常建設共同企業体、鹿島、稲田、経常建設共同企業体、中前、新成、経常建設共同企業体の経常建設共同企業体３者を含む７者を選考いたしました。

平成２７年４月２３日に指名通知を行い、平成２７年５月２０日に入札を執行しております。

契約金額は、７,３４４万円で、入札回数は１回で落札をしております。

契約の相手方は塚林、後藤経常建設共同企業体で、代表者は中川郡本別町北８丁目１番地２、株式会社塚林建設、代表取締役、○○○○。

構成員は中川郡本別町緑町４２番地、有限会社後藤建設、代表取締役、○○○○でございます。

仮契約は、平成２７年５月２０日に行っております。

工期は、着工が本契約の日から７日以内で、完成は平成２７年１０月１３日でございます。

以上、議案第４３号平成２７年度栄町団地公営住宅建替工事（１４号棟）請負契約についての提案にかえさせていただきます。

よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第４３号平成２７年度栄町団地公営住宅建替工事（１４号棟）請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４３号平成２７年度栄町団地公営住宅建替工事（１４号棟）請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（方川一郎君）　以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のために申し上げます。

明日６月３日から８日までの６日間は休会であり、６月９日午前１０時再開であります。

これをもって通知済みとします。

なお、一般質問の通告は、６月４日正午をもって締め切ります。

質問のある方は、締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午前１１時０５分）

平成２７年本別町議会第２回定例会会議録（第２号）

平成２７年６月９日（火曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第	1	議会運営委員長報告
日程第	2	行政報告
日程第	3	一般質問

○会議に付した事件

日程第	1	議会運営委員長報告
日程第	2	行政報告
日程第	3	一般質問

○出席議員（１２名）

議長	１２番	方川一郎君	副議長	１１番	林　武君
	１番	矢部隆之君		２番	藤田直美君
	３番	篠原義彦君		４番	大住啓一君
	５番	山西二三夫君		６番	黒山久男君
	７番	小笠原良美君		８番	方川英一君
	９番	高橋利勝君		１０番	阿保静夫君

○欠席議員（０名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	髙橋正夫君	副町長	砂原　勝君
会計管理者	吉井勝彦君	総務課長	大和田　収君
農林課長	工藤　朗君	保健福祉課長	村本信幸君
地域包括支援センター所長	飯山明美君	住民課長	千葉輝男君
子ども未来課長	大橋堅次君	建設水道課長	能祖　豊君
企画振興課長	高橋哲也君	老人ホーム所長	井戸川一美君
国保病院事務長	毛利俊夫君	総務課長補佐	三品正哉君
建設水道課長補佐	高橋　優君	教育長	中野博文君
教育次長	佐々木基裕君	社会教育課長	菊地　敦君
学校給食共同調理場所長	久保良一君	農委事務局長	郡　弘幸君
代表監査委員	畑山一洋君	選管事務局長	大和田　収君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲巣正樹君	総務担当主査	松本　恵君
総務担当副主査	塚谷直人君		

開議宣告（午前１０時００分）

◎開議宣告

○議長（方川一郎君）　これから、本日の会議を開きます。

◎日程第１　議会運営委員長報告

○議長（方川一郎君）　日程第１　議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長小笠原良美君、御登壇ください。

○議会運営委員長（小笠原良美君）〔登壇〕　おはようございます。報告いたします。

意見書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに４件の提出がありました。義務教育費国庫負担制度堅持、負担率２分の１への復元、３０人以下学級の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など２０１６年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書、地方財政の充実・強化を求める意見書、労働者保護ルールの改定に反対する意見書、安全保障関連法案に反対する意見書、以上４件の意見書については、最終日の本会議で審議する取り運びを予定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（方川一郎君）　これで、報告済みといたします。

◎日程第２　行政報告

○議長（方川一郎君）　日程第２　行政報告を行います。

中野教育長、御登壇ください。

○教育長（中野博文君）〔登壇〕　６月７日に発生いたしました、スクールバスの事故につきまして御報告をさせていただきます。

６月７日、日曜日、午前６時５０分頃、幕別町依田の町道交差点におきまして、帯広の森陸上競技場で開かれます中体連陸上大会に出場する本別中学校の生徒１０名と引率教諭１名が乗車いたしますスクールバスと、幕別町札内の新聞配達員の軽乗用車が出合い頭に衝突する事故が起きました。

今回の事故は、民間に業務委託しておりますスクールバスの運行中に起きたものでありますが、当該バスが優先道路を進行中に、一時停止標識や信号機のない交差点で、砂利道から出てまいりました軽乗用車と衝突したものであります。

この事故で、乗車しておりました生徒及び教員につきましては、目立った外傷もなく健康状態に心配のない状況でございましたことと、全員の生徒が大会への参加を希望いたしましたことから、学校長並びに保護者の皆さんと大会出場の可否につきまして協議した上で、生徒それぞれが予定しておりま

した種目に出場をいただいております。

教育委員会といたしましては、事故直後に民間委託業者及び学校から事故報告を受けましたことから、即刻、職員が現地に向かい、陸上競技場におきまして生徒の様子を確認するなどの対応にあたりますとともに、競技終了を待って直ちに帯広厚生病院にて、念のためにスクールバスに乗車しておりました全員に受診をしていただき、その結果、生徒及び教諭に何ら異常は見られず、全員が帰町したところであります。

スクールバスの委託業者に対しましては、更なる安全運転の励行を指示いたしましたが、当該生徒及び保護者に多大な心痛をお掛けしましたことに心よりお詫び申し上げますとともに、直営のスクールバス運行におきましても、より一層の安全運転に努めてまいる所存でありますので、御理解を賜りたく御報告とさせていただきます。

○議長（方川一郎君）　これで行政報告を終わります。

◎日程第３　一般質問

○議長（方川一郎君）　日程第３　一般質問を行います。

順次、発言を許します。

１０番阿保静夫君。

○１０番（阿保静夫君）　議長のお許しがありましたので、２問について一般質問を行います。

まず、最初の質問です。オンデマンド、予約制型と訳されますが、オンデマンド型の町有バス運行の検討をということで伺っていきます。

へき地患者輸送バスや太陽の丘循環バスなどの運行の一部、または新たにオンデマンド予約制型の運行を検討する考えがないかということで伺いたいと思います。

まず初めに、交通手段を持たない町民の皆さんの足の確保について、第６次総合計画では、第４章第１項で総合交通体系の整備として計画をしているところです。銀河線廃止後の民間路線バスや太陽の丘循環バスなどの町営バスによって、町民の皆さんの足の確保を維持していますが、生活行動パターンに沿った利便性の確保が課題として挙げられています。

そして、本別町地域公共交通活性化協議会を設置して検討を重ねているというふうにしております。

３月の定例会において、大住議員より太陽の丘循環バスの停留所の増設等についての一般質問があったところですが、私はオンデマンドバスの運行は近年、道内及び全国でその導入がふえているというふうに押さえております。

利用者の要望に対応して運行する形態のバス運行ですが、形態は多様だというふうに聞いております。多くは、大きく分けると迂回型、エリア型、制約型などの３種類

の運行形態をとるものとされています。いずれも、利用者の要求に応じて定期コース以外の運行をするものです。

利点としては、主に利用者のいる停留所、あるいはその近辺を運行するので効率化になるとされていますが、乗車している時間がわからない、運行の方法によっては逆に経費がかかる場合もあるとされております。道内の実施例では、本別浦幌生活路線バスのような運行がされている例が多いようです。

道外では、町内をめぐるオンデマンドバスや乗合タクシーのオンデマンド運行などがあります。

管内のある例を紹介しますけれども、その町の方に伺いました。そこは、市街地は定期、定点、定時のいわゆるコミュニティーバスを運行していますが、農村部にはオンデマンド型、予約型の乗合タクシーを先ほどのコミュニティーバスもあわせてタクシー会社と連携して実施しているそうです。

話を聞いた方によると、市街地コミュニティーバスはうまく時間帯を工夫して組み合わせている方もいるけれども、運行については多少改善が必要と思うという話もされている一方で、農村部の乗合タクシーは非常に好評ですということです。

本町の太陽の丘の循環バスの運行を例にとれば、各停留所に定時に回るという運行ですが、当然、利用者のいない場合もあると思います。病院や買い物などの足の確保という点では、今後、ますますコミュニティーバスの運行の必要性、そのオンデマンド化は高まるというふうに考えております。

現行路線の一部、あるいは新たにオンデマンド型運行の導入を検討する考えはないか伺います。

○議長（方川一郎君）　高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕　阿保議員のオンデマンド型の町有バス運行の検討についての御質問の答弁をいたします。

本町では、既存のバス路線との連携や効率的な運行と利用者の利便性の向上を図る公共交通体系の実現に向けて国民健康保険病院への通院や買い物など、日常生活の利便性の確保と、あわせて地域活性化を図るコミュニティーバスとしての機能の向上に努めてきたところであります。

まず、太陽の丘の循環バスにつきましては、これまでも利用者の意向を調査をし、改善策の検討を重ねますことから、運行形態や路線の見直し、全便でのフリー降車の導入、停留所の新設などを順次行ってきているところであります。

ちなみに、平成２６年度の利用者数は１万５,７１４人、対前年と比較しますと２,３８２人の増となりまして、見直しの効果があらわれてきていると考えているところであります。

また、へき地患者輸送バスにつきましては、町内の五つの地区方面ごとに週１回ずつ運行する形態をとっておりますが、曜日ごとに運行路線を定め、無料にして利用い

ただいておりますが、利用目的を見ますと通院が約７３パーセント、買い物が約２７パーセントとなっているところであります。

これまでも、利用者からの御意見などをいただきながら運行経路の一部変更や停車場などの見直しを行ってきたところであります。平成２９年の利用者は2,１７６人で、対前年度では５９３人の減となったところですが、農村地区の人口減少が主な要因と思われるところであります。

御質問にあります通院や買い物などの足の確保という点では、ますますコミュニティーバスの運行の必要性が高まると考えておりますが、オンデマンドのバスの導入に関しましては通院や買い物などを目的とする高齢者などを対象とする場合につきましては、通院や買い物などを目的とする高齢者などを対象とする場合、オンデマンド交通の利点を活用できる可能性がある一方、この予約の煩わしさだとか、乗車時間、所要時間のコストの問題など、課題もまた多くあることも御承知のとおりだというふうに思います。

昨年２月に実施をいたしました高齢者の実態調査でありますが、高齢者の方が身近な地域や自宅での生活を続けていくためには、特に必要なものは通院や外出時などの介助や送迎と答えた方が５６.５パーセントと最も多くありまして、安心して暮らしていくための公共交通手段の確保が今後も重要な課題と捉えております。

今後、引き続き太陽の丘循環バス及びへき地患者輸送バスにつきましては、利便性の向上に努めますとともに、利用の状況をしっかりと把握しながら地域の実情も考慮した地域公共交通網の整備実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君）　阿保静夫君。

○１０番（阿保静夫君）　太陽の丘の循環バスを例にとれば今、答弁のあったとおりに、その実情に応じて路線の変更も含めて、あと停留場の数をふやすなど、そういう対応策が私は現時点ですごい有効だと思うし、そういうことが実現すれば評価できるというふうに押さえております。

高齢社会というのは今の質問の中にもあったとおり、一定期間まで３０年、３２年ぐらいまでがピークと言いましたか。平成３２年ぐらいまでは増加する一方だというふうに６次総合計画にも出ていますし、そこから先がちょっと減少するというような予想になっているようですが、いずれにしても今よりはちょっとふえていくという形だというふうに思っております。

今の高齢化率が約３３パーセントだと思いますけれども、そのピーク時は４２.５パーセント、平成３２年ですね。４２.５パーセントというふうに計画にも書かれているので、今の町長の言葉のとおりオンデマンド型も必要になってくる可能性があるということは少なくても言えると思うのです。

それで、町長も御存じだったと思いますけれども、まだこちら側に座っていた時期ですが、病院移転のときに理想は入口から入口までだよねと、玄関から玄関までだよねということのやりとりが何回かあったと思っておりますし、それはコスト面から当然なかなかそれはできないことだと、その当時思われておりましたが、今、例えば通院を一つ例にとれば、毎日という方は余りいなくて、週１回とか２週に１回とか、結構日にちが限定されてくる例がふえてきているというふうに思うのです、特に慢性的な病気の場合そうですね。

そうなると、オンデマンド化も一定、必要になってくると、そういう時代に差し掛かっているのではないかと私は考えているわけです。

先ほど例に挙げた管内の町は市街地は定期の定時定点のコミュニティーバスですが、農村部は小型のワゴン車というふうに言っていたと思うのですが、いわゆる予約型の乗合タクシー、それで金額聞いたのですけれどもワンコイン以下、５００円以下だということで、財政的なことはいろいろあるのでしょうけれども、そのコミュニティーバスも、それから乗合タクシーもどうやら国の一定の補助があるそうで、ただし５年間、中身かえられないという制約もついてるらしいのですけれども、その補助金の名前までちょっと聞くのはできなかったのですけれども、いずれにしてもそういう方法論でいうとあるということでは、本町のさらに進む高齢化率のことを考えたときにある程度、予約型、あるいはそれに応える近い形の運行も必要になってくるのではないかということを重ねて言いたいというふうに思っております。

現在、例えば本町ではスクールバス路線併用の町営バス運行とか、先ほどあったへき地の患者輸送車とか、太陽の丘の循環バス、そして社会福祉協議会のほうでは有償運送事業ということで、よく聞くと自分でタクシーに乗れない人という限定がついているのです。ですから、私の周りにも通院されるのに非常に苦労している方いっぱいいるのですけれども、例えば厳密に言うとそういうことで、お金がかかるのですけれども業者のタクシーを頼むという例があるので、そういうことも含めて３月の大住議員の質問もあったかというふうに私は捉えているわけです。

いずれにしましても、冒頭申し上げたとおり、高齢化に向かってふえていっていると、高齢化率がふえていっているという現状の中で、多分、オンデマンドというのが何回か協議のテーブルに上らざるを得ないのではないかと私はそういうふうに思っております。

全国の自治体の例でいうと、県単位では約３０の県がこのオンデマンドの何らかの法則、方式を取り入れて、県単位ですから、その県の中の幾つかの町村自治体がいろいろな方法、乗合タクシーも含めて、そういう運行方法をとっていると。それは多分、必要に迫られているからやっているのだと私は思っているのです。

ですから、本町が庁舎内で設けていると思うのですけれども、その公共交通の検討の会議ですか、そこのほうで今後、少なくても研究材料、それから管内にもそういう

ことで好評だという、乗合タクシー運行している町もあるので、近間にそういう例もあるのでぜひ研究の一つとして今後、取り上げていくべきだと思いますので、そのことを重ねて見解を伺いたいというふうに思います。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　デマンド交通ということで、全国的にもいろいろ地域で取り組んでいるのですが、今、御質問のオンデマンドというのは予約制でやるということは、これ理想的には予約でやれたら一番効率いいし、運行上もすごく利便性が高まると思うのです。

これ、質問をいただいたから検討するということではなく、ずっと以前からフリー降車だとか、フリー乗降だとか、または介護タクシーだとか、それぞれ病院の通院などはタクシー券、例えば半額助成だとか、いろいろなことでより利用しやすく、また効率よくやってもらうためにはどんな方法がいいかという、ずっとずっといろいろな検討をしてきて、一定程度スクールバスの議論などいろいろな議論をしてきましたし、循環バスもそうですし、またへき地患者輸送もそうですが、それは一面公共交通に支障を来すということではなかなかこれは許可ならないところがありまして、それの公共交通化に向けてそれぞれ承認をいただいて、それぞれの形態を決めていくのですが、これは例えばへき地患者輸送バスで実証するとしたら二、三カ月程度は最低、やはり有償でその実証実験をしなければならないということなのですが、残念ながらみんな元気のいい人ばかりでなく、予約できるのだったらいいけれども、中には今、御質問ありましたように介護を必要とする人、介助が必要とする人もいますから、それ一律にはなかなかそうもいかないと、そうすればよりどのような方法が一番いいのかということは、人それぞれによっては違うのかもしれないけれども、その路線としては一番いい方法を基本的な部分で公共交通の足を確保して、また個別の対応というのはまた社会福祉協議会の有償運送だとか、または介護タクシーだとか、そういうものを含めていろいろ検討していくほうが、これからはそのほうがずっといいのではないだろうかと、このような話をずっとしているのですが、ただ、この地域の中のオンデマンドというのはなかなかどうなのかなという協議をしたときに、これは忘れることもあるし、または時間帯でいろいろ不都合もできるしなどなど含めて、なかなか先ほど言いましたようにできれば一番いい方式だと思うのですが、なかなか導入するとなるとかなり、いろいろな面でハードルが高いのではないのかなと、このような気がしていますが、でもオンデマンド交通にとらわれることなく、より利便性が高まるような方法をとっていけたらなというふうに思っていますし、それぞれどの地域も買い物も含めて、こればかりでなくて今、それこそ支所がなくなるということも含めて、これらの見守りだとか、買い物だとか、便所だとかいろいろと役場の中でもそれぞれ検討協議をして、また実施をしていただけるような、そういうコンサル業者も含めて大きな検討、前向きにしていることもありますので、それらのトータルとして交通体系も含

めて一番の通院だとか、買い物には一番大事なところですから、これら含めて検討する必要があるなと思っています。

とにかく、その地帯地帯によっても事情がちょっと異なることはもちろんなのですが、どの方式が一番いいのか、それぞれ今までやってきたことの中も、それぞれもっともっと利便性を高めながら、太陽の丘でしたら、では得ればフリー降車だけでなく、フリー乗降も含めてやっていけないのか、それとも農村地区のへき地患者輸送バスについてはどういうやり方がいいのか、またそこに介護つきだとか、フリーではないですけれども、ほとんど今、フリーになっていますけれども、そこにこのオンデマンドもうまく入れるかどうか、これら含めて十分に地域との事情も含めて考慮しながら、ニーズに合わせて検討協議していきたいなと思っています。

どちらにしても、それ一番利用しやすくて本当にそれぞれせっかく動かす公共交通ですから、やはりたくさんの人が利用していただいて、この交通体系があってよかったなと思っていただけるような方法をとることが一番だと思いますので、それら含めて十分にその地域とも、またそれぞれの交通の体系の中でもしっかり検討協議をしていきたいなと思っております。

以上を申し上げて答弁とします。

○議長（方川一郎君）　阿保静夫君。

○１０番（阿保静夫君）　太陽の丘の循環バスを例に挙げて言っているので、今後の基本的な対応としては患者さんがいる、より近くに必要なバス停なり、とまるところをつくっていくというような基本にしていくのかなというふうに思いながら聞いております。

それは何回も言いますけれども、３月の議員の質問に応える方向も一つあるとは思っておりますけれども、ただ、ずっと申し上げているとおりどんどん高齢化が進む中では、バス停をふやしていくというだけではなかなか対応がしづらくなってくるのかなと、それも含めて今、答弁いただいて、いろいろ検討しているのだという答弁になるとは思いますけれども、当面は、そういう必要に応じて、できる範囲で効率化を考えていく、効率化というか運行を強化していくというか、変えていくという考え方、それはそれで私は正しいと思っておりますけれども、ただ総合的に見たときにだんだんそれだけでは対応できなくなっていくのではないかなということもあわせて考えている次第です。

そういう意味で繰り返しになりますけれども、管内にもそういう好評だといただいている運行例があるようなので、これは少なくてももう担当の方は多分知っているのかなというふうに思ってはいますけれども、いずれにしても一つの参考例としては見ていく必要があるのかなというふうに思っておりますので、基本的に太陽の丘循環バスを例にとった場合に、当面はその必要に応じた停留所は検討していくというような考え方なのかどうなのかあわせて伺いながら、ぜひ好評だというやり方については大

いに研究を進めていただきたいということも含めて、くどいようですけれども再度伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　今の現状のこの公共ですね、手段もそれぞれいつまでも同じ人が利用して、同じような状況ではありませんから、それぞれ随時一定期間の中で見直しをさせていただいて、停留所の変更だとか、またその交通体系の変更など含めて実施してきていますし、できる限り利用しやすいような方向できていますから、それらを利用できる方々と、今、御質問ありましたようになかなかそれは利用できないということ含めて有償の送迎が必要な方も出てくるだろうし､そういうことを含めると、この公共交通全体としてどの方式がその路線なり、その地域含めて必要なのかということは、これは本当に随時検証していかなければならないと思うのです。

ですから、時間帯など何とかで走っている部分については、それは順次、その病院の診療だとか、買い物にさらにまた街中にというようなこと含めて、かなり十分な調整、またアンケートもいただきながら、かなり見直しをしてきていますから、それについてはそのとおりさらに乗降しやすいように、利用しやすいようにしていきたいと思います。

ただ、身体的な部分にあわせたその運行の方法を、先ほども言いましたけれども、有償のタクシーも必要なのか、またその介護つきも必要なのか、それら含めてありますから、それら含めてしっかりとその地域でやはり住み続ける、暮らし続けるために最低限必要な足の確保というのはしていかなければならないというふうに思っておりますので、それらのことも含めて、その中では当然、オンデマンドの方式もとれるところについてはしていくことでありますし、本当に浦幌線の生活路線みたいにしっかりととれるところでしたら、それは一番本当に効率よくできますけれども、それらも含めて十分に検討しながら地域住民の皆さんの安全安心のために努力していきたいなと、こう思います。よろしくお願いします。

○１０番（阿保静夫君）　それでは２問目、バイオガスプラント活用の方向性はということで伺います。

昨年の春になりますけれども、管内バイオガスプラントの視察を初めとして、新潟県、宮城県の施設の視察を議会の担当常任委員会としても参加をし、また、関係職員の皆さんはその視察を実施しました。

それぞれが議会は議会、職員の皆さんは職員の皆さんということで取りまとめてレポートを書いたというふうに書きましたけれども、町としての今後の方向性ということについてはまだ正式な場所で方向性を伺っていないというふうに思いますので、現時点での考え方ということで伺いたいというふうに思います。

バイオガスプラントについては、議会の報告書では公設公営、民設民営の長短所、それから本町で導入するとした場合の経費などの説明責任の必要性について主に言及

した報告書を出したというふうに思っております。

また、担当職員の方がまとめた報告書は経費の課題と酪農畜産家の施設との連携等についてもちょっと言及してというふうに、私自身はそういうふうに認識をしているところです。

また、現在、士幌町などの酪農畜産農家が設置している例では、管内業者の開発したシステムは有効ではないかというふうにされているというふうに聞いております。

私は今回の質問のために管内のある業者に資料提供をお願いをして、資料を取り寄せたところですけれども、一言で言うと改良の研究をしている途中だという施設です。

それで、プロトタイプ、原型機というのですか、もともとのスタートしたときの型はいろいろ例えば若干の問題点があったので、改良型で今、実証試験を行っているということで、改良した中身は十勝の厳寒期に対応するための断熱の能力を少し高めたとか、それからフリーストール、いわゆる牛の排泄物が固形物と水分と一緒になっているようなのはフリーストールなのですけれども、フリーストール牛舎にも対応できるように個液分離、個体部分と液体部分を分離する機械の設置などを行って改良した改良型で今、実証試験をしているということです。

前年９月の一般質問でお話ししたのですけれども、視察した範疇ではいわゆる湿式、湿っている、水分が多い場合と乾式、乾いたような状態の原料を使う２種類の方法を大まかに言うと湿式が乾式の約倍コストがかかるというふうに勉強してきました。

それで、今紹介した管内業者のこの例はドライ方式、乾式でやるということで、金額は残念ながら聞けなかったのですけども、少なくても湿式の半分なので、ひょっとすると搾乳ロボット、億かかると言われていますけれども、それを割る価格になるのではないかなという、これは私の予想なのでちょっと、そういうことでコスト面でも乾式というのは有利な面があるということで、この業者やっているということです。

当然、発酵ガスを利用した温水の活用、液体は液肥としての肥料として畑に還元、それから驚いたことに個液分離した後の固形物は、これは乾かしてだと思いますけれども、再度牛舎に入れるというのです、敷料として。

ですから、私ども畑作ですけれども、酪農家、畜産の面から見るとぐるぐる回転していくというか、余り捨てるところがないというか、そういうことなので理論的には非常に進んでいるように私は思うわけです。

それで、本別の割と大きい酪農家の話を伺うと、やはり当然、そういうところはもうフリーストールですから、ふん尿処理の課題がすごい今、喫緊の課題になってきているということで、そういう中でこのようなバイオガスプラントの活用も選択肢の一つとしては持っているというふうに述べている方もいらっしゃいます。

そこで、本町との関係でいうとそもそもこのバイオガスプラントを考えたのは本町の下水汚泥の処理、現状では酪農家の方に、３件くらいと聞いていますけれども協力していただいていると、堆肥として混ぜて畑にまいてもらっているというふうに聞い

ておりますし、生ごみは今、あそこのクリーンセンターで処理をしているという状況ですが、ゆくゆくはそこが使えなくなるから、帯広に全部運ばなければならないという課題があるのでどうしようかというのがスタートだというふうに認識しているので、仮に先ほど申し上げているような酪農家が何件がそういう施設を自賄いで、あるいは多分、個人がやるから補助も結構高いのがあるのではないのかなと思うのですけれども、そういった場合にそれを今、お願いしたような形の中で委託をしていくと、下水汚泥の処理を、あるいは今後、必要になってくると思われる生ごみの処理を委託していく方法も視野に入れながら研究していくべきではないかなというのが私の考え方です。

それで、もちろん委託の金額とかいろいろあるのでしょうけれども、いずれにしても酪農家だけでいえば必要なことの一つにはなっているということを考えたときに、そういうのが一番現実的なように私は思うのです。もちろん、視察先では夢のある話もしていました、もちろん。南国フルーツをつくったり、今、あちこちやっていますけれども、非常に夢のある話だというふうに思います。

酪農家の一人も自分のところで設置して高い果実をつくるという話をしていますけれども、それはどうぞ御自由にやってくださいという話になりますけれども、いずれにしてもそういう夢ももちろんありますけれども、とりあえず一番差し迫っているのは近い将来、必要となってくる汚泥の処理と生ごみの処理ではないかなと思ったときに、どういう方向性が大事かといったときに私はその畜産、酪農農家との連携をする形の中で、本町の汚泥や生ごみを処理してもらうというのが一番現実的のように私は考えています。ただ、町としてはどういうふうに思っているのかというのは、まだ正式には伺っていないので、そのことをお伺いしたいというふうに思っております。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）〔登壇〕　阿保議員２問目のバイオガスプラントの活用の方向性の御質問の答弁をさせていただきます。

御質問のありましたように、このバイオガスプラントに将来、力を入れていかなれればならないなと思ったそのきっかけというのは、家庭排水からすると下水道の汚泥なのですよね、御質問にありましたように。議会でもずっと議論させていただいていましたけれども、おかげさまで協力いただける農家があって、非常に扱いづらいのはもちろんなのですが、周辺に悪臭もあるということで、非常に申し訳ない気持ちの中でも、しっかりと事情を理解していただきながら農家の皆さんが受けていただいているのですが、世代を交代するとやはり、なかなかそういう部分についても、もうそろそろ限界だねというところが実は出てきて、非常にやはりべたついたり臭いもするものですから扱いづらいのです。

それをこの忙しい農作業の中で、またそれを本当にきちんとした堆肥化にするというのは非常にやはり手間暇のかかるものですから、そのようなことを含めてせめて臭

いのしない方式はないのかなということで、今まで何度か直接、下水道処理場の装置だとか、水の加減の仕方だとか、いろいろな業者の方に検討していただくということもあるのですが、なかなかそれは有効な手段がないのです。

そこで出てきたのが、また酪農家の堆肥舎です。あれだけの金額をかけて本当に堆肥舎って、これ機能するのかなと。堆肥舎あっても、下はコンクリで固めて、屋根ついた、高い屋根つけて、発酵なんかしづらいですよね、間違いなく。一番大事なのは液状がみんな出てしまうものですから、そうしたら残ったら、言ってみれば余り有効性の少ないような、固形物だけ残ると、これでは本当の堆肥の切り返しをしたっていい堆肥ができないだろうなと、こんなことを思いながら、そしてまたうちもそうですけれども生ごみが、こうやって生ごみをただ埋めたりしているのではなくて、３町で協力して始まったのだから、何とかこれを堆肥化にして、有効な資源にしようということで、それぞれいろいろな勉強させていただいて、３町であのような処理の施設をつくらせていただきました。

その中で、やはりこれから課題になるのはやはりこの酪農家含めて、このふん尿処理というのが一番大事ですし、また人としての営みの中でもこの下水道の汚泥など、また本町は特に農村部多いですから、合併浄化層の汚泥が多いですから、処理をしなければならないのに、わざわざ帯広まで運ぶのですから、業者の方も近間だったらもっと楽にたくさんの処理ができるということを含めて、一時は下水道処理場につなごうと思ったこともあったのですが、なかなか施設的にうまくいかないなどなど含めて、そういう課題がずっとあるのだからこのプラントに行き着いたのが事実なのです。

それで一昨年、２５年３月２４日にこの初めて日本で乾式のプラントをつくり上げた開成バイオマスセンターといいますか、開成の遠山社長さんにわざわざ来ていただいて、公民館でその関係機関、団体みんな含めて説明会をさせていただきました。そのときに、テレビ朝日の密着取材でずっと来て、その後に全国放送何度かされましたけれども、この乾式で密閉式で処理しているところ、撹拌するときも同じなのですけれども、それを下水道のマンホールのふたをとっても臭いがしないのです。その処理し終わった後の発酵した後の液は、これは直接、水田の送水溝に全部流して、それが肥料になるのです。固形物は乾燥させて、これは本当に肥料になると、こういうことで、またそこでエネルギーがあって、熱が出て、またそれにさらに発電が普通の湿式の今までの実在のプラントの６倍の発電量があるということを含めて、そのためには効率がいいのは最低４トン必要だということなのですが、我が町で調べていくと下水道汚泥が１.５トンなのです、生ごみが１.３トンなのです。残念ながら４トンまで届きませんが、少ないときどうするのと言ったら、そこら辺の田んぼのあぜ道の草を刈って入れると、もっと一番効率なのはトウモロコシ、トウキビの芯を細かくして入れると、これが一番、発電の効果がいいとなどなど含めて、大分教えていただきました。

ただ、４トンなかったらだめだということではないのですが、効率よく発電もして、

熱も出して、そして稼働させるのは最低４トン以上あったほうが、これがいいということなのですが、それら含めていろいろ検討させていただいて、今、ここに及んでいるのですが、ぜひそのことも含めて、その臭いが出ない処理場というのはぜひ１回、本町としてもいろいろな角度から実施を見ていただきながら､ぜひ御検討いただいて、比較もしていただいて、将来的に本町としてどういう部分が有効なのかということの一助にしていただければということで、実は議会にもお願いをして、急遽ですけれども視察に行っていただいたというような経過もありまして、職員ももちろん一緒に行きました。

それらも含めて今、何とか、これは直営でやるというよりも、これはやはりこれから本町もいろいろな畜産含めて、酪農家の方も今、二、三件それぞれこの処理をしたいという方もありますので、それらの技術のそれぞれ情報提供もさせていただきながら、本当にこれからの環境も含めて、また有効な肥料、液肥含めてしっかりと畑に還元できる、そういう環境をつくっていきたいなと思っております。

鹿追、士幌は本当に先進的に早く取り組んでいるのですが、何といってもあれだけの大規模ですから、あの大規模でやると２０数億円かかって、またほとんどの機械類が全部ドイツだとか、ヨーロッパからなのですね、どこか部品が足りなくなったり、故障するとまた技術者に来ていただいてですから、１週間もまた稼働がとまるとか、いろいろなまたその周辺のかなりの臭いも出るということですから、今まではそういう湿式ですから当然､仕方がないことですが､でも我が町ではあれだけ千トンクラス、２千トンクラスというのはなかなか難しいなと思いながら、畜産のほうもできれば個別完結型で一定の二、三百頭でできないかという、これは十勝のそれぞれ開発している畜産大学含めていろいろ要請をしてきて､一時は個数的には５,７００万ぐらいでという話でかなり出来上がったのですが、出来上がったというか完成に近づいたのですが、最終的にまだ実証実験した中で完成には至らないということ含めてですが、今までそれぞれほかの企業の方もかなりそれは研究は進めてきていただいていますし、御質問ありましたように乾式で、臭いのしない乾式というのは非常にやはり評価を高くしながら、また個別型完結型で小規模でできるということ含めて、いろいろ研究は進んでおりますので、近々私どももそれら含めてしっかりと資料提供いただきながら、町内のぜひ意欲を持っている企業の方もおりますし、また農家の方もおりますので、それら含めて我々としてもできる限りの資料提供だとか、また建設に向けてのそれぞれの情報提供などをさせていただきながら、本町としてのそれぞれこれからの必要なこの完結型のバイオマスプラントを設置できればなと、このようなことを考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

また、今、ＪＡ本別町もこれらに向けて今、内部でかなり検討して農家の説明会も進めているようでありますから、この酪農家の対象の勉強会なども進めた中で、またお互いにまた調査、研究をしながら情報をしっかりと提供するということの協議をし

ておりますので、そのような形で進めさせていただきたいと思いますので、また一層の御支援もいただければと思います。

以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君）　阿保静夫君。

○１０番（阿保静夫君）　先ほど通告書の最後のほうを言わなかったのですけれども、今、町長の答弁にあったとおり、できれば民間企業の力も借りながらという答弁を去年の９月の議会ではいただいていて、また、そういう方向性を今、追求しているという趣旨だったというふうに理解をしているところです。

それで今、答弁いただいたとおり、私も大きめの酪農家から先ほど何件かから直接話を聞いて、やはり家畜ふん尿の処理をどうしようかと困っている、中には何とかしてくれみたいなことも含めて言う方もいらっしゃって、バイオマスは一つの方法としては有効ではないかという認識が広まっているように私は感じておりますので、今、町長おっしゃるように情報提供しながら、本別農協も内部検討始まっているような趣旨で、１２日総代会なので聞いてみようと思っていますけれども、いずれにしても現実的であり、かつ必要である中身だというふうに私は考えておりますので、今、町長のおっしゃった中で言えば酪農畜産農家に情報提供する、今後、そういうようなことを課題に掲げた集まりというか、話し合いの機会なども、あとはまた農協との連携という意味でも今おっしゃったようなことは重要なことだというふうに思いますので、その辺を今後、計画的にやっていく必要があるというふうに今、答弁からそういうふうに思いましたので、その点についても再度伺いたいということと、去年の９月に申し上げたとおり、公共、公、町が主体的にやるといろいろな活用範囲が狭められてくる、例えば電気が売れないとか、そういうことになるし商売ができない、当然そうですけれども、そういう中身ですから、補助一定用意されているけれども、公共でやるといろいろ制約もあると。

また、先ほど申し上げた夢の部分では大いに、そういうことはできるという中身なのですけれども、今、一番必要なのは町としてやはり汚泥と生ごみの処理をどうしていくかと、帯広に持っていくか、地元でそういうふうにかえていくかという考え方の岐路に立っているところだというふうに思いますし、酪農家サイドで言えばフリーストールのふん尿処理に困っていると、一つの方法としてこのプラントは考えられるという状況なので、私は繰り返し言いますけれども、やはりこの酪農家、民間活力に力をかりながら本別の町としての当初の目的を進めていくと、かなえていくという方向性が有効だと思いますので、そういった意味では今の答弁からあるように、酪農家やＪＡとの今後ちょっと、定期的というか、一定の目標を持った話し合いの場を設けていくということが必要ではないかというふうに思いますので、その点について伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（高橋正夫君）　御質問のとおりだというふうに思っていますし、十勝全体がバイオマス産業都市構想で国に承認をいただいて、これで時々その総会だとか、研修会だとかの名目なのですが、東京で実施をするのですが、そのときの担当環境相なのです。環境省の担当の方もそれぞれいろいろ意見徴取すると、当初こういう方式のものと、やはり売電がかなりのウエートを持っていいたのですが、私どもが環境省の担当の皆さん方に話すのは、必ずしも、売電を目的はうちはしませんと。それでいくと今度は出来上がった、言ってみれば売電って副産物なものですから、エネルギーはハウスや何かで活用させていただいて、電気は自前の施設の電気を全部賄って、なおかつそこで余力があればそれは売電ということをさせていただきますと、とにかくやはり自家で全部使って、そして循環型の全部堆肥化から全部できると、そして環境問題を含めると、そしてより一層、農業者の環境だとか、町の環境をよくするという、そういう意味でずっと協議させていただいて、この担当の人もそういう意味ではすごく気を使っていただいて、いろいろなことでも、どんなことでも相談に受けるので、ぜひいつでも協議してくださいということのお話までいただいておりますので、この環境省の方々のお話も含めて、また今、お話がありましたように、それで酪農はどうなのか、またその主体としてはＪＡがどうなのかとか、または民間の参入含めてですが、先ほど言いましたけれども、できれば公共でやるのではなくて、これはやはり、もちろん設置までとかいろいろ含めての応援と言ったら変ですけれども、一緒になって頑張るということは当然ですけれども、やはり運営は民間の皆さん方にしっかり力をかりて、効率よく地域のより活性化のために頑張っていただくというのは基本的に持っていますし、特に農業者の方についてはそれぞれ個別で、なかなか広域で、地域といっても、これはうまくいかないというのもありますし、またどこかが、誰かがもし万が一離農されていないといったら、後はどうするのだとか、いろいろなことが出てきますので、できれば一定規模の農家の方々がまず個別完結型でしっかり実施していただくのが私は一番いい方法だと、それはずっと言い続けていきますし、そのことについても何とか国、農政など含めても二、三百トン規模でこのプラントができないかと、そういう技術を開発してほしいということで私どもお願いしている。同じ十勝でいっても片方は千トン、２千トン規模でという、その町村との私どものようにそれほど主要トン数が多くないところは、やはり個別型ということを含めて簡潔に、そのほうがコストも安いし、建設コストもランニングコストも安いですから、そのようなことでお願いしながらやっていっているのでございますので、特にこの下水道汚泥だとか、または生ごみだとかというのは、そういうプラントに力合わせてやっていただいて、町のほうから委託するという方式をとらせていただければ、それぞれ運営についてもすごく効率的に、また財政面も、それから運営コストも非常にいい形になってくるのではないかなというふうに思います。これから継続できる形になっていくのではないかなと思いますので、しっかりと、これは本当に大事なところですから、連携をとら

せていただいて、どの方式が本当に将来に向かって一番最良の方法なのかということをしっかりと調査しながら、連携していいプラントになるように努力していきたいなというふうに思いますので、ぜひまたいろいろ情報がありましたら、また教えていただきながらこれは進めていきたいなと思います。

以上を申し上げて答弁とします。

○１０番（阿保静夫君）　終わります。

○議長（方川一郎君）　ここで暫時休憩します。

午前１０時５５分　　休憩

午前１１時１０分　　再開

○議長（方川一郎君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

９番高橋利勝君。

○９番（高橋利勝君）　議長の許可をいただきましたので、通告いたしました２問についてお伺いをいたします。

まず初めに、放課後子ども教室についてお伺いします。

４月２２日から２４日まで開催いたしました私たち議会の主催する町民懇談会において、放課後子ども教室に関する意見がございます。それらを踏まえて、以下２点についてお伺いします。

１点目でありますが、既に実施されている勇足地区放課後子ども教室は、現在、勇足地区公民館を使用しています。町や保護者の間では公民館の使用がいろいろな面から考えると最善とお聞きしています。

しかし、公民館を使用している地域の方から公民館の間借りが定着するようだと公民館の使い勝手にもなかなか難しくなるという声があります。公民館の一部を放課後子ども教室として使用するに当たっては、当然、地域の方々と話し合っていることと思いますが、その経過について、まずお伺いをいたします。

２点目でございますが、勇足地区放課後子ども教室を設置するときに、仙美里については設置についてどのようにお考えかお伺いをしましたが、そのときの答弁ではそのような状況はないということでありました。

ただ、このたびの町民懇談会で美里別農家の方から農繁期に入って忙しくなると家族総出で農作業に携わることになり、学校から帰ってきた子どもは寂しい思いをします。仙美里地区公民館を使って放課後子ども教室のようなものができないでしょうかという声がありました。

そこで､改めて仙美里地区の放課後子ども教室についてどのような考えがあるのか、以上、２点についてお伺いをいたします。

○議長（方川一郎君）　高橋町長。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕　高橋利勝議員の放課後子ども教室についての御質問

の答弁をさせていただきます。

まず、１点目の勇足地区の放課後子ども教室の開設からの経過も若干、触れさせていただきたいと思いますが、兼ねてから勇足地区の保護者の皆さんからそれぞれ転勤される方も非常にこの子どもたちの放課後、これがあると家族でも来れるというようなお話もいただいたり、また、農家の方々も酪農家含めて、非常にやはりなかなか迎えに行くということになりますので、スクールバスで帰っても、また一人でいると、また兄弟でいるというようなことを含めて、でき得ればこの学童的なものを何とかということで、実は全員署名をいただいて、地域挙げてそれぞれその要請をいただいたということで、全員署名ということは署名あるからやるとかやらないではなくて、地域の皆さん方のそれぞれニーズをしっかりと把握していただいて、本当にみんながこういうことを望んでいるのだということを含めて、地域の理解も含めてそういう活動をしていただきながらここに至りました。

実際、ふた開くとほとんど全員ですから、相当な人数かなと思うと、実は余りいなかったというのが事実なのですが､それでも最初は５名ぐらいからスタートしました。最初５名からスタートしたのですが、それでは場所をどこにするかというと、なかなか今まで実際に、例えば教員住宅の空き住宅だとか、または旧駅舎の、今のコミュニティーセンターですね、ここをということでそれぞれ何カ所か選定したのですが、またそれいろいろなそこそこの条件があって、何かまずいなということで、最初は保育所の中に一緒に勇足保育所の中に一間、もちろん全体の遊戯室などは共同ですけれども、そこで実はスタートさせていただきました。その後、人数が多くなって、そこだけでは間に合わなくなりましたので、急遽、十数名、２桁、十四、五名になりましたから、それで勇足公民館ということで使わせていただくことになりました。

ただ、勇足公民館といっても地域の運営協議会もありますから、会長さんには当時の担当からお話させていただいて、別に地域の方は反対する人はもちろん誰もいませんでしたけれども、ただ支障を来さないように、もちろん葬儀もやるところですし、また公民館祭りだとか活発に公民館の活用しているところですから、それらの行事には迷惑かけないようにということで、それぞれ必要なものがその都度、片づけてしっかりと明け渡すと言うと変ですけれども、支障のないようにするというのが条件で、双方がそのことを認めていただいて実施をしてきたという経過があるのですが、時々役員の方々からこれで本当にいいのかという、実は意見もいただいているのですが、それはどういうことかというと、最初は本当に公民館を使うと迷惑なのかなというような､そんな気持ちもしたのですが､いやそうではなくて､これだけ子どもが多くなったら子どもは地域の宝だし、やはりそれなりの設備のある児童館的なものをちゃんと設備して、そこで放課後教室をやったほうがいいのではないのというような、そんな意見もいただきました。

特に、勇足地区はそれぞれ活発に子どもたちと地域の皆さんが触れ合っていただい

て、いろいろな行事をやっていただいているところですから、それらの御意見もしかりであろうなというふうに思ったのですが、なかなかそこですぐまたそのような施設をつくるということにいかないなということ含めてお願いしたところですが、公民館を使わせていただいてからは、子どもたちは広くていろいろな遊びも、またいろいろな学びもできるということで、すごく使い勝手いいですし、また保護者の皆さんや地域の皆さんも子どもの声が聞こえるし、また、安心してそこで放課後教室ができるということは非常に本当にお互いに利便性が高くていいということなのですが、たまたま、こんなこと含めてそれぞれまた御意見をいただくということですから、それらを含めて私どもも気にしながらその御意見を伺っているところなのですが､確たるこれ、これ、こういうということの話は私した記憶はありませんが、こういうことで使わせていただきたいという話の中で、運営協議会の総会だとかあっても異論があるわけでもないですし、もちろん反対もあるわけではないですから、そういうことでずっと使わせていただいているということでありまして、本当に何度も言いますけれども、とにかく行事などには支障のないようにしっかりと私どもの担当のほうも気配りをしながら、また地域の保護者の皆さん方としっかり連携をとって、この地域の子どもを地域で育てると、こういうやはり地域の思いをしっかりと受けとめてこれからも公民館を使わせていただきたいなというふうに思うし、どうしてももし、何か本当に都合の悪いところがあるとしたら、またそれはいろいろ相談もさせていただかなければならないと思いますが、今の現状ではそのような段階の中で御理解いただいて、またこれからも使わせていただければなと思っています。

２点目の仙美里地区の放課後教室の御質問ですが、質問にありましたように、今まで仙美里地区はどうでしたかというお話でしたけれども、実は仙美里地区にはまだそのような要請というか、お話はまだないということでありましたけれども、このたび懇談会でそういうお話が出たということですが、ただ、この保護者が要するに基本的には一年中働いているというのが毎回そういった確認みたいなのがあるのですが、ただ地域の中でも複数の、相当数というか、複数というか、それなりのニーズがということがあれば、私どもは設置することには何もやぶさかではありませんしということで話しました。

実は、ことしの２７年４月、ことしの４月スタートしました子ども・子育て支援の新制度でも保護者が労働などによって放課後、また家庭にいない場合に児童の遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図ることから、仙美里地区におきましても要望があり次第、子ども未来課が窓口となって入所のニーズなど、調査などを行い、希望人数など勘案しながら開設に向けた協議をさせていただく旨を３月に開かれました本別町子ども・子育て会議のなどで説明をさせていただいているということでありますので、これらも子ども・子育て支援を総合的に推進していく立場では、子どもの最善の利益が実現されるよう、そういう地域をこの町をつくっていくためにも、それら

またしっかりとニーズを把握しながら、またそういう要望に添って、本当にそのことが通年、一年通してそういう要望がしっかりとあるということであれば、そこは十分に検討をしなければなりませんし、また設置をしなければならない、そういう場面に出てくると思いますので、もう少しその地域の方にもしっかりニーズ調査をさせていただきながら、十分に協議をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上を申し上げて答弁とします。

○議長（方川一郎君）　高橋利勝君。

○９番（高橋利勝君）　まず、１点目の勇足地区の放課後子ども教室ですけれども、地域の方々も公民館で使用して行うということについては、別に反対をしているわけではないと思うのですが、ただ、今、答弁にもありましたように非常に人数がどんどんふえてきているということもあるのと、あとはその言葉として出てくるのが間借りという、公民館に間借りをしているのだというような、そういう認識があるような気がするのです。

それで、今のそれぞれ経過があって、保育所から公民館へとかというような、そういうこともあるからかもしれませんが、公民館を使用するのであれば、公民館を使用するということで、やはりそこは定着させるなら定着させるというか、そういうことをやはりきちんと話し合って、そうすればその中で公民館、地域の人として、そこで公民館を使用するのだったら、こういうふうにしてほしいとか、そういう要望とかも当然、出てくる可能性があるので、やはりその辺は今、お話をしているということですけれども、もう少し認識として持っていけばおのずと解決していくのではないかと思うので、その点についてまずお伺いします。

それと、２点目の仙美里地区でございますけれども、この懇談会で意見が出たからといって、それがストレートにということではありませんけれども、今、答弁にもありましたように、やはりそういう声があるということですし、当然、今、報告のとおり保護者のニーズを調査をしてということであります。

ただ、今回のその意見を聞いても、例えば農繁期とかそういうちょっと限定の意見もあるわけです。そこでお伺いしたいのは、放課後子ども教室というのは文部科学省でやっているのですが、主体は市町村で、その形というのはそれぞれ、さまざまあって、それはある程度、市町村にある程度、主体性を配慮しているようなことを書いてある資料もございます。

ただ、政府はその事業に伴って補助をするという、何かそういう形というふうに書いてある資料などもございますけれども、その辺は今、答弁のように通年という言葉が出ましたけれども、基本的には通年としながらも、そういう農村地域という畑作とかとなると限定されるわけですが､そういう限定とか､そういうようなことも含めて、それは可能なのかどうかというのは、そういった結果はそれぞれの保護者と協議をし

てどういう形がいいのかということを決めていただくということになるのですが、そういった今の勇足のような形でなくても可能性があるのかどうか、その辺について改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（方川一郎君）　高橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　１問目の再質問につきましては、御質問のとおりだというふうに受けとめておりますので、本当に喜んで公民館を使わせていただいて利用する子どもたちも、また先ほど言いました保護者の皆様も地域も、本当にほほえましく、また見守っていただいているということもあるものですから、しっかりとそれぞれあそこずっと利用させていただくという意味では、いろいろなまた協議も必要であろうというふうに思いますし、しっかりとやはりそのことを御質問のように、そこで子ども放課後教室がきちんと公民館活動の中にしっかりあるのだよということも含めて、定着できるように、これは本当に早急に努力をして、そういう御理解もいただいて協議をしていきたいと思います。

２点目の部分についてですが、実は勇足も最初は学童をつくってほしいという要望だったのです。それで、先ほど言いましたように全員の署名ですから、全児童の親からあったのですが、それで厚生労働省からの予算というのはなかなかうまくいかないので、それで文部科学省のほうでの子ども教室という形にしましたので、担当のほうがよくそれをずっと担ってきてよく知っていますし、新しい課長ですからデビューすること含めて、経過含めて２問目の質問のほうの答弁は担当の課長のほうからさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（方川一郎君）　大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次君）　町長からの指名でありますので、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

若干、町長が説明いたしましたけれども、勇足の学童なのですけれども、文部科学省のほうからの補助金をいただいております。児童全員を対象に子どもたちの放課後の預かり、放課後の学びをやるという補助金の中で文部科学省から全員対象に案内をして、結果として現在、１４名の子どもが勇足の公民館のほうに来ていただいております。

高橋議員の２問目の質問の仙美里の場合、季節、農家の忙しいときの限定はどうなのだというお話なのですけれども、学童の補助金も一応、基本は２５０日以上の基本があります。人数の制限もあります。

ただ、へき地の学童の場合には人数が少なかったり、開設日数が少なかったりする場合もありますし、先ほど言いました子ども教室の文部科学省のメニューにつきましても３５日以上ある場合には該当します。ただ、年間通じて３５日と書いてありますので、今、質問の農業の忙しいときに３５日以上の場合どうなるのかということは細かくまだ調べておりませんので、当然、町長が言いましたように地域のニーズを的確

に把握し、子どもたちにとって一番安全な形で学童は前向きで開設したいという町長の答弁でありますので、担当といたしましても制度を研究しながら前向きに進めていきたいと考えております。

以上です。

○９番（高橋利勝君）　それでは、２問目に入らせていただきます。

合同納骨塚についてですが、少子高齢化や核家族化で墓の継承や維持管理が困難になったり、経済的に墓を持たないといった方々のために合同納骨を整備する市町村があります。十勝では既に帯広市が中島霊園に整備をしております。

そこでお伺いしますが、本町において墓の継承や維持管理が困難になった方、経済的に困難なためお墓を持たない方などの相談を受けたことがあるかどうか、まずお伺いをします。

また、今後、一層高齢化が進むに伴って本町においても合同納骨塚の整備を検討すべきと思いますが、どのように考えるかお伺いをします。

○議長（方川一郎君）　高橋町長。

○町長（高橋正夫君）　高橋利勝議員の２問目の合同納骨塚についての質問の答弁をさせていただきます。

合同の納骨塚は少子高齢化や核家族化で墓の継承や維持管理が困難、また経済的に墓が持てないといった状況に対応するために整備されているものでございまして、近年、特に都市部において整備が進められているというふうに承知をしているところでございますが、管内では御質問のとおり帯広市で市民から多くの要望が寄せられまして、ことし４月に中島霊園で２,０００体の納骨を想定した合同納骨塚が建設されて供用が開始されたところであります。

帯広市にお聞きしましたところ、納骨の状況につきましては６月４日の現在ですが８７件で、申請者の内訳は市民が７８件、市以外の市外の方が９件とのことでありました。申請の理由といたしましては、高齢、あるいは遠隔地に住んで居住しているため、お墓のお守りができないということが多いようでありまして、まさに御質問のとおりだというふうに思っています。

本町におきましてはどうなのかということですが、少子高齢化の社会の現状は如実に現れているところでございますけれども、これまでは町民の方々から直接このような相談を受けたということはまだ、実はないということなのですが、どの程度の需用があるかということを把握はしづらいと、非常に御質問をいただいてからそれぞれ担当のほうとも大分協議をしてみたのですが、錦町、それから美里別含めてそれぞれ地域のお墓もたくさんあるのですが、特に錦町、それから美里別含めてはどこがどれだか、誰がということは非常に調査、どうだろうと検討してもなかなか調査できないというのが実態でありまして、実はそこに持ってきてまだうちはそういう要請が１回もまだ来ていないということもあるのですが、非常にニーズというか、実態を把握する

というのは非常に難しいということなのです。

ですから、こういう流れになるのだろうなというのが私どももももちろん少子化ですから、特にそういうふうには私ども本当に思うのですが、逆に我々がその時代になったらそういうことは絶対必要だなと思うようなことがずっと懸念されるわけなのですが、現在のところまだ、そういう状況ではないということなのですけれども、非常にどうすればその実態をつかめるかということにもしなるとしたら、それもまた、これまた難しい問題だなということも実はあるのです。

ですから、やはりこれはもう少しそれらのニーズなり願いが出てくると、非常にまたいろいろな面で検討しやすいのかと思うのですが、現在ところはまだ本町としてはそのような状況にないということですが、御質問のような方向についてはゆくゆくは必要になってくるのだろうなという認識は私どもも持っているところでありますが、現状としてはまだ、この納骨塚をこの本町として持っているというようなことにはまだまだちょっと時期がまだ早いのかなと、そんなことも思いながら実はきょうのこの質問に臨んだところであります。

以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君）　高橋利勝君。

○９番（高橋利勝君）　この言葉自体、私も札幌とかもやられていますし、それが帯広へということで知ったということもあるのですが、そういう意味では多くの人はまだこういうことが整備がされていませんから知らないということが大変多いと思うのですけれども、ただ、日常的に例えばお墓参り、ほかの町とかいろいろ行くと残念ながら草が生えてて誰もお墓参りをする人がいなくてお墓が荒れているところとか、また本別や何かでも、もう来れないから納骨を自分の住んでいるところに持っていくとか、高齢者によっては身寄りのない人はどうしたらいいのだろうというようなこと、声は聞かないわけではありません。

ただ、そういったことがこういった合同納骨堂ということに結びついていないのかもしれませんけれども、こういって十勝で帯広が既にスタートしたということになると、これからいろいろなところでそういう認識が高まるということも可能性もあると思いますので、そういった今言うようにニーズがある程度、見えてきたときには整備に向けて検討するべきではないのかと思うのですが、その点についてお伺いします。

○議長（方川一郎君）　高橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　本町のこの新しい霊園をつくるとか含めて、本当に衛生組合の皆さん方が非常に熱心に取り組んでいただいて、環境整備だとか、状況整備も非常に頑張ってやってくれたのです。

残念ながらたくさん植えた梅が風で梅がならなくなりましたけれども、本当に本町のこの霊園に対する市の取り組みというのは非常に多いなと。以前は先輩議員の方から、逆に本町にしっかり霊園を整備して、全国からお参りに来てもらえる、そういう

霊園をつくったらどうかと、そういう提案も一時はいただいたこともありまして、近年、実態はどうなのかというと、昨年、一昨年、それこそ３年前からすると、今まで墓地というか、区画を取得していた人が３年前、返却したのは１件、一昨年は返却４件、昨年が１件なのです。だから、その割りにまだ将来建てようと思ったのですけれども、いろいろな事情で建てられないと返却がそうなのです。

でも、今、御質問にありますように、もちろん何年も管理されていないところ、お参りに来られていないなという人ももちろん見るのですが、それらを含めてもし帯広のような方式が必要だとしたり、また本町でそのようなアクションがあるとしたら、これはそういう動きが出てくるのかなと思いますが、いずれにしましてもこのままの状況でずっと行くということはきっとないと思いますし、ただ、都市部では特にお墓を逆に撤去するという、そういう実態がものすごく多くなってきて、あとの整理というのは非常に進んでいるということでありますから、そうなるとやはりシンボル的な納骨塚というのはやはり必要になってくるのかなというふうに思いますし、私ももうそのことについては、御質問にありますように大事なところですから、これは。先祖も含めてしっかりと弔うということは大事なことですから、それはその町の役割としてしっかり､これはやっていかなければならないと思いますので､そういうようなニーズなり、そういう要請が非常に多くなってきたなということが実態としてあらわれたら、その時点ではしっかり考えていきたいなと、このように思っておりますので、このように理解をいただきたいなと思います。

以上であります。

○９番（高橋利勝君）　終わります。

○議長（方川一郎君）　次、３番篠原義彦君。

○３番（篠原義彦君）　議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

特別支援学校高等部と誘致の考え方について伺います。

本別町においても数多くの知的障がいのある子どもたちが生活している状況です。これからの子どもたちの生活向上のためにも一日も早い支援学校の配置が望まれることから、現状について伺いたいと思います。

本年１月に北海道に対し７,７５０筆の署名を添えて本町への高等支援学校の配置など、十勝東北部地域の特別支援教育の充実を求める要望を行ったことは、多くの町民の皆さんが知るところです。

この７,７５０筆の署名運動は、本町にあるそらの会という障がい者のお母さん方、お父さん方でつくる会でございますけれども、この署名運動は昨年の７月から仕事の合間に町内外を駆け巡り７,７５０筆の署名を集めた経緯です。本町の人口に匹敵する署名があったことを踏まえ、強く関係機関に要望すべきと思いますが、教育長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君）　中野教育長。

○教育長（中野博文君）　特別支援学校高等部の誘致につきまして、御答弁をさせていただきます。

まずは、誘致活動に至りました経過についてでありますが、一昨年の平成２５年９月初旬に北海道教育委員会が十勝管内におきまして、特別支援学級の中学校卒業生が増加傾向にありますことから、管内小中学校の廃校施設などを活用した特別支援学校の設置を検討している旨の情報を入手したことから、平成２６年３月に閉校が確定しておりました仙美里中学校の校舎を活用しまして、特別支援学校の誘致を計画し、いち早く申し入れをするため、関係書類などの事前準備を進めておりましたところ、同月の９月３０日に十勝教育局から正式に各町村において候補となる施設があれば希望を上げてほしいという旨の通知がありましたので、早速、北海道教育委員会に出向きまして、本町に特別支援学校を設置していただくよう要請を行っております。

その後におきましても、特別支援教育を支える会や町議会の皆さん、商工会、社会福祉協議会、仙美里地区自治会などの関係機関の御支援をいただきながら、その誘致実現に向けまして、積極的な活動を展開してまいりましたが、最終的に北海道教育委員会は昨年の９月２日、公共交通機関の利便性を理由に新得高等学校に特別支援学級２間口の開設が決まったところであります。

この決定はまことに残念な結果でありますが、特別支援教育を必要とするお子さんの中学校卒業後におけます進路先や就職先の確保など、将来ある子どもたちの社会参加に向けました専門的な教育を受ける場を広げるため、地域における特別支援教育の環境整備をさらに充実していただくよう、今後も引き続き北海道教育委員会に要請してまいる所存であります。

また、御質問にありましたように、そらの会の皆さんにおかれましても、特別支援教育の充実を求める署名活動を昨年７月から実施されておりまして、本年１月１９日に同会の代表者の３名の皆さんと髙橋町長と私が同行いたしまして、北海道教育委員会教育長と北海道知事に７,７５０筆の署名を添えて本町への特別支援学校の設置など、十勝東北部地域の特別支援教育の充実を求める要望を行ったところであります。

いずれにいたしましても、特別支援教育を必要とする児童生徒一人一人が将来の目標を持ち学びたい内容を身近な地域で学習体験できることは、大変、重要なことでありますし、それぞれの個性やニーズに対応することも必要でありますことから、関係機関と連携しながら要望活動を含め、総合的な特別支援教育のさらなる充実に努めてまいる所存でございますので、御理解をいただきますよお願いを申し上げ、御答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君）　篠原義彦君。

○３番（篠原義彦君）　再質問をさせていただきます。

今、教育長のお話の中に仙美里中学校の跡地利用ということでございましたけれど

も、私はあそこの跡地利用よりも、この教育のほうが大事ではないかなと。場所については後からついてくる問題だと思っております。

それで７,７５０筆の中に２,０００以上が町外の池田町、足寄町、浦幌町、陸別町からの署名がございます。その署名の内容は本別町に支援学校をつくりたいということで２,０００以上の署名をもらっております。

先ほど教育長の話の中では、新得にできたのは特別支援学級であって、学校ではないと思うのです。その辺もう一度お話を聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（方川一郎君）　中野教育長。

○教育長（中野博文君）　先ほどあくまでも経過についてお話をさせていただきました。

釈迦に説法かもしれませんが、この広い十勝の中で特別支援学校は南部に中札内高等養護学校がございます。また、北部は新得高校に来年の４月に特別支援学級、昨日の新聞報道では当初、中札内高等養護分校と言っていましたが、新聞では本校という言い方をしております。北部には、その新得高校に特別支援学級２間口を開設するということでございます。

今、この本当に広い十勝の中で空白の地域は西部と東北部であります。私もスタートは仙美里中学校の跡地の活用ということで始めましたが、その後、そらの会の皆さんと一緒に札幌のほうに行かせていただきましたときには、そのことも含めて、仙美里の中学校も含めて東北部にぜひ設置をしたいという思いで一緒に行かせていただいたということであります。

特に今、本別の児童特別支援教育を必要とするお子さんは中札内に４名、寄宿舎に入っており学んでいます。中札内高等養護の幕別分校に４名が本町から路線バスで通学しています。帯広高等養護には１名の生徒さんが、帯広市に居住して学んでいるということでありまして、大変御不便をかけているということでありますから、そういうことを解消するためにもぜひ本町、あるいは東北部にそういう高等学校、新得は知的学級でありますけれども、その知的学級も含めて誘致をできればなということで活動していますが､特別支援教育というのは小中学校には知的学級､あるいは情緒学級、言語学級、虚弱学級、いろいろ個性がそれぞれ違うお子さんが学んでいただいています。ニーズも当然、一人一人違うのでありますが、高等部の知的学級を設けたといっても、これは全て一挙に解決するということではありませんから、私どもはあくまでも特別支援教育の充実ということを考えながら、道教委にも要望していきたいと言っておりますし、今後もそういう要請をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（方川一郎君）　篠原義彦君。

○３番（篠原義彦君）　活動の内容につきましては重々わかりましたけれども、本別

の小中学校全体見ますと、特別支援をする先生方が全校配置されて、非常に恵まれた小学校、中学校だと思っております。

ただ、やはり親にしてみれば、それ以上の教育を受けさせたいと思うのと、やはり少しでもやはり将来、社会に出て自立できる、１００パーセントいかなくても、何十パーセントでもやはりそのことが満たされればということでお母様方、一生懸命やっていると思います。

本町だけでなくて､やはり近隣町村の教育長とも連携とって東北部にやはりできる、つくっていただきたいということを強く要望するのですけれども、その方向性についてさらなる教育長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　申しわけございません、私のほうから少し質問させていただきますが、この高等養護学校を本別町に誘致をしたいということの始まりは、先ほど教育長答弁ありましたけれども、実は中札内高等養護学校が１カ所あるのですが、ここは定員が大体いっぱいになって、何とか分校をつくりたいという話が実はあったのです。それが３年前で、これは私どもの自治体も町村会も全く知らないところで道教委がいきなり幕別高校となったのです。幕別高校になったということは、幕別高校、本当に幕別はどうなのと話したら、そういうきちんとした手続きがないままに、言ってみれば頭ごなしにぼんと来たということになって、非常に手続き上、問題があったなと、こんなことでそれでは問題だろうと。北海道教育委員会や北海道だけが別に苦労することないから、町村をしっかりと役割を担うので、町村にしっかりとその情報をいただいて、全体でそれを考えていきましょうと、大事な子どもの教育だからと。

元気のいい子どもはどこへ行っても頑張れるかもしれないけれども、やはり手を差し伸べたり、光を当てなければならない子どもたちは特に地域が大事にして、しっかり育てる環境をつくりましょうということを含めて提案させていただいて、それで実は町村会で空き教室の活用できるところはないかということの実はオーダーがあったのです。それが、この新しく設ける４間口の特別支援教室をつくりたいと、４間口なのです、１間口といったら８名なのです、定員が、それ４間口ですから、手を挙げたのは当初、音更、それと上士幌、大樹と本別と、こういうことなのです。

上士幌は居辺のところですから、小さい学校でしたから余り該当にならなかったのですが、音更もいろいろ検討したのですけれども、最終的に手をさげたと。大樹は尾田という地区でしたから、あったのですが仙美里は私どもは要請されたときには、仙美里の校舎だけでは教室が足りないかもしれないと､こういう話が実はあって､相当、担当のほうと詰めて私どもは建築課の職員まで相当、設計上もいろいろ考えてやっていました。

当初、仙美里の現校舎で教室が足りなかったら建てるよと、足し増しするよと、そして子どもたちが住む通学路ってできないのだから、こういう遠いところ、だから寄

宿舎もつくるよと、そして職員住宅もあるし、足りなかったらつくると、そしてバスも走らせますと、近隣。きょう、そらの会が頑張って署名していただいたのに、例えば上浦幌から士幌から上士幌、足寄から陸別含めて、この圏域はバスで走ります。この向こうは、幕別が分校としてありますから、この東北部、特にこちらのほうは空白地帯ですから、御質問にありますように子どもたちがやはり少子化といいながらも、障がいを持たれた子どもたちのその人数は減ることはないと、徐々にふえてきているという状況ですから、何とか学びの場を確保してあげたいと、こういう願いでそらの会の皆さん頑張って、署名してくれて、本町のみならず頑張ってくれました。

結果として、これだけの署名が集まりましたから、その思いを報告しました。これ以上の条件はないというだけの条件はつきました。とにかく、足りなかったら学校建てるよ、寄宿舎もしっかり建てるよ、バスで送迎全部しますよ、そして教職員の住むところの確保、これ以上ないです。担当は行き来、これは大体、本別には決まりだなという話いただきました。でも、私どもは今までの経過がありますから、そういう公募をしても、うがった見方かもしれないですけれども、新得ありきでやっているのではないですか、これははっきり言いましたから何回も、この答弁が教育長しましたように、商工会から農協から全部、支える会から仙美里自治体の会長さん方まで、一堂に会して、関係機関が道教委に要請に行きました。

そのときも、新得にこだわるのであったら、新得も必要です、西部しかないですから、そこはそうしたら例えば２間口でしましょうよと、東北部２間口にしましょうと本別で、二つずつ分けたらいいです。それでも、どうしても新得にこだわりがあるから、新得３間口にしてもいいと、本別１間口でもいいから、とにかく特別支援学校つくってほしいと、そういう願いでも相当妥協しながらもその提案をさせていただきましたけれども、そして９月に、今言った学校が、町村が手を挙げました、１０月になってもそのほか挙がりませんでした、１１月なっても挙がりませんでした、１２月になって挙がらない、普通ここで終わりなのです。大体、挙がってこない。新得はうちはあげませんと、普通高校あるから、ここをなくす、そこにつくる、これはやはり受け入れられないから頑張ると、こういうことだったのですが、最終的に１月になってから手を挙げるようになったと。

そこまで実は内情は引っ張ってきて新得に決めたということですから、私どもは非常に憤慨をしました、正直言って。そんな理不尽な決め方あるのですかと、こういうことがありました。でも、それは決定ですから。それぞれ財源とかいろいろなことありましたら、それはそれで決まったら尊重しなければなりません。

でも、決まったにしても、それはしかるべき時期にきちっとした形で発表してください。そういうことを含めて、その決まる前にそらの会の皆さんと、本当に異例ですよ教育長も立ち会っていただいて、要請いただいて、それから知事にまできちんと面会させていただいてお願いしました。知事のほうからもしっかり本別の皆さんの思い

をしっかり受けとめて対応してくださいと、こういう話も言っておりましたから、道教委としてもその後は、もう最終的には新得に、今は２間口ということで決めました。中札内の分校でなくて単独校ということをしましたから、これは４間口にするんだと思いますが、それから普通学校はなしです、あそこは、募集停止ですから。ということで行くということですから、私どもはまさか本別高校はバーターするわけありませんから、そんなことでありませんから、それで場所ありきでなくて、場所は道教委から指名された学校の廃校の跡ということですから、そのことですから場所は。だから。私もそれは別に私どもこだわっているのでありませんから、その後道教委も心配をいただいて、さらに保健福祉部も心配いただいて、本別町に何かやれることはないかということを一生懸命検討していただいているというのは事実でありますから、それら含めて教育長が答弁したように、これは今の仙美里中学校の跡地という部分についてのこだわりなく、それは、道教委で、そのしばりをとってくれるのだったら、しっかりと御質問にもありますように特別支援教育が絶対必要なので、高等の。そのことを求めてこれからもそのことを手を緩めずに、署名をいただいたこの東北部というのは大事なところですから、ここの中に絶対的に将来、ここに、やはり近いところに学びの場をつくるというのは大事ですから、そのことはいささかもぶれずにこれからもしつかり要請を続けていって、何とか位置づけができるように頑張りたいなと思っていますし、そのために私どもも総合計画でも、また今回の地方創生もそうですが、その学びの後、学ぶ場所と学んだ後の働く場、そしてついの住みかで一生住めるところ、そういうところをしっかりとまちづくりの中にきちっと位置づけながら、この特別支援教育、そしてまた障がいを持たれた方が共に教育を受けながらしっかり頑張っていける将来の本別で住んで、元気に過ごしていただけるまちづくりをしようと、こういうことの計画を一連の事務として進めてまいりますので、ぜひ御理解いただきながら、残念ながら今回の道教委の提案の分については新得に決定ということでありますが、それは新得の部分ですから、こっちのほうはまだそういう、まだまだこれからも中札内高等養護学校も含めて、定員がいっぱいだということでありますので、しっかりがんばっていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（方川一郎君）　篠原義彦君。

○３番（篠原義彦君）　最後に町長に聞こうと思いましたけれども、その前に詳しく希望のあるお話をいただきましてありがとうございます。

やはり、これは余り時間の置けない問題だと思うのです。それで、５月２９日に勝毎の新聞の中に高校の特別支援学級の充実という、道教委が検討委員会設置していますよね、これらにやはり強く町長と教育長と先頭になって、私たちも一生懸命応援していますし、頑張っていただけるかどうか、最後に一言ずつお願いします。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（高橋正夫君）　道教委は教育長からの答弁ありましたように、札幌出向けば必ず顔出しておりますし、ああいう世界というのは御承知かもしれませんが、やはり昔で言うと名刺の数で物事も決まるという時代もあったのですが、今はそんな時代ではないですが、やはり顔出す、出さない含めて、懇談の多いだとか、それは人のやることですから、そういうことは当然、多いということでありますから、それは私どももそういうところは気も抜かずにしっかり対応してきていますし、今度、就任した教育長もよく私どもの旧知の仲でありますし、また知事サイドも副知事も含めて、非常にこの問題については本別に対する思いというのはしっかり持っていただいておりますので、本当に御質問のように、本当、私どもできるだけ早くこれはしなければならないことですから、現に子どもたちも通っていますし、今、通っている子どもたちの親御さんからも、この問題については少しでも早い時期にというお話もいただいておりますので、そらの会のお母さん方もそうですけれども、非常に熱心に頑張っていただいていますから、それは私どもの障害教育含めてしっかり取り組んでいくことは、本来いささかもぶれることなく､全力でこれは私どものこの今までの生き方も含めて、このことについてはより力を入れて頑張っていきたいなと思いますので、また応援もいただければと思います。

以上でございます。

○議長（方川一郎君）　中野教育長。

○教育長（中野博文君）　町長のお考え方と全く同じなのでありますが、私も篠原議員が先ほど申していましたとおり、検討委員会、道教委で設置されました。

今、具体的な部分でも要請している部分がございます。いわゆる、特別支援教育の充実を求めるということでのお願いをしている部分がありますが、先ほどもおっしゃいましたとおり、高等部の設置もそうですし、いろいろな子どもさんがいますから、そういう子どもさんに対して一挙にはなかなかそのニーズに応えることはできませんので、１人でも、２人でもそのニーズに応えるように最大限の努力をしてまいりたいというふうに思っていますので、御理解をいただきいたと思います。

○３番（篠原義彦君）　終わります。

○議長（方川一郎君）　暫時休憩します。

午後　０時０２分　　休憩

午後　１時３０分　　再開

○議長（方川一郎君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

４番大住啓一君。

○４番（大住啓一君）　議長の許可をいただきましたので、通告いたしました２問について質問をいたします。

１問目でございますが、町が誘致したアリスト本別ゴルフ倶楽部の状況について伺

います。

平成１５年秋にオープンしたアリスト本別ゴルフ倶楽部については、４月に開催されました臨時議会で行政報告があり、今期はクローズ、営業しないとのことでございました。今後の方向性、利用方策など、現状について伺います。

アリスト本別ゴルフ倶楽部は、町内の愛好者はもとより、町外からも多くの来場者があり、最盛期には４,０００人を超える利用者がありました。平成２５年度の決算でございますけれども、２,１７２人の利用者があり、ゴルフ場利用税交付金として約４４万円が町の歳入として計上されております。

また、町民ゴルフ大会を行った際のアトラクションの収益金をスポーツ振興基金に積み立てて、ある程度の金額になったものと認識しております。

さらに、コース管理などの作業に多くの町民の方々に社員として担っていただいておりました。しかし、近年、利用者の減少などにより経営の悪化が懸念されておりましたが、行政報告のとおり、今期はクローズとし営業を行わないこととなった次第でございます。

今後は、よい方向性や利用方策が見出されるものと思いますが、行政としてどのように進めるのか、また助言などを考えているのか町長の考え方を伺います。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）〔登壇〕　大住議員の町が誘致したアリスト本別ゴルフ倶楽部の状況についての質問の答弁をさせていただきますが、御質問にありますように株式会社美蘭別リゾートが経営するアリスト本別ゴルフ倶楽部は、４月２３日開会の臨時会で今期クローズすること、またクローズに至った要因とあわせて、会社そのものは存続させながら現施設の休業による影響も考慮し、なるべく早い期間内に用途変更も視野に入れた方向性を検討していくとの説明を受けた旨、行政報告をさせていただいたところであります。

本町といたしましては、その後、町内の団体や企業などにゴルフ場に関する状況について､会社の方向性に関する検討に資するべく情報提供を行ってきたところですが、現段階においては会社として検討継続の最中でありますことから、こういう説明を具体的にいただいていることも報告させていただきましたけれども、会社として存続検討中ということでありますので、いまだその会社としての方向性については結論に至っていないところでありますので、本町といたしましては、これまでも説明させていただいたとおり､重複いたしますが今後も必要に応じて適切な意思疎通を図りつつ、ゴルフ場のよりよい方向性、利用方策が見出せることに期待し、この推移を見守っていきたいなというふうに思っておりますので、また、それぞれ状況に変化が起きたときにつきましては、報告させていただきましたとおり、常時、また議会にも報告させていただきながら、また御理解、御支援をいただくことになります。

ざっくばらんに企業の代表者が来られて協議をさせていただきました｡今期､クロー

ズに至る経緯やなどもずっと説明いただきましたけれども、私どももそれぞれできること、また、それぞれ相談に応じることなど、本当にいろいろお聞きをしたところですが、まだまだ今期は先ほど申し上げていますように、会社として今のまま存続して、またこれの後の継続する会社としての方向性がまだ定まっていないので、その辺については方向性が決まり次第、またいろいろ相談、協議をさせていただくということになっておりますので、私どももそういった、また別にいろいろこういう方法も、こういう方法もという話をいろいろざっくばらんにさせていただきましたけれども、まだまだそういう意味では会社としても希望を捨てないで、これからもその道を模索していきたいと、こういうことでありますので、それらの推移を見守りながら本町としてもしっかりと、またその情報も共有しながら、各企業体に声をかけてきた経過もありますので、それらも含めて変化が起きた部分については、それぞれ関係機関や、また議会等にも報告させていただきながら、本別ゴルフ場としてのあり方も含めて、いい方向にいけるように、協力、御支援をさせていただければというふうに考えているところでありますので、以上を申し上げて答弁といたします。

○議長（方川一郎君）　大住啓一君。

○４番（大住啓一君）　町長のほうから状況といいますか、報告をいただいたところでございますが、何ら行政報告と変わっていないように認識しております。

クローズするということは営業しないということでございまして、閉鎖しているということではないと思いますが、ただ、私もゴルフ何回かやったことありますから、そんなに上手なほうではございませんけれども、ゴルフ場というのはやはり半年以上、使わないということになれば、来年云々ということにはちょっとならないのかなと、素人ながら思っているところでございます。

会社が云々ということで町長の御答弁でございましたけれども、会社のほうとしましては私は気を読んでいるところによりますと、来年、新たにオープンするというような考えは、普通一般的に考えてないのかなと思っているところでございます。

行政が率先して一企業に対して税金を投入したり、そういうことをすれということを私は言っているのではございません。本別町に先ほども質問でさせていただいたとおり、社員として活動していただいた方々おりますし、いろいろな意味で歳入歳出云々もありますけれども、メリットがあったというふうに認識してございます。町長も当然、そのぐらいのことは考えていると思いますけれども、それを踏まえた中でどういうふうに持っていくのか、どういうふうに考えているのか。

例えばの例でございますけれども、地続きの川の下流側になりますけれども、勇足寄りのほうに、勇足美帯の育成牧場もございます。これは町有地だという認識してございますが、これから農業、畜産業、酪農業等々もございますので、それらを完全に使わなくなったときに牧場として使えるかどうかをこれからのいろいろなルール、決め事、法律等もございますので、定かなことは申し上げられませんけれども、一助と

してゴルフ場のこれからという一助として考える余地はあるのかなと思ってございますので、その辺も含めての御答弁をいただければと思っております。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　さっきざっくばらんにと言いましたから、実はいろいろなこういう方法もあるのではないか、こういう方法もあるのではないかということを実は関係機関の人入っていますから相談しています。

御質問ありますように、クローズしますか、はいそうですかということではありませんので、もちろんゴルフ場は半年どころか、既にもうあれだけ休憩してしまうと使えるような状況ではありませんから、常時、芝刈らないとだめですし、グリーンは到底使いものにならないような状況になっていますから、会社としてもゴルフ場そのものとして存続するというのは、もうそれは一番プロですからわかっていますから、ただ、あのゴルフ場のコース全体を今の美蘭別リゾートという名前そのものでしっかりと営業形態をどうするのかは、それは会社の中身までわかりませんけれども、その現状の会社名をそのまま残しながらこの先を考えていくということでありますから、そういう方向が会社を出しているときに、ああすれ、こうすれということを私どもから言うことにはいかないのですけれども、でも、その中でも例えば今のようなお話も関係機関にお話をしたり、または町内であるいろいろな企業の人が利活用の方法もいろいろできないか、何だかという話をしたり、そういうことは本当にいろいろなことを実はやってきているのです。

でも、それは結果的にはもう少し待ってほしいと、逆にこういうことで今、会社としてはそれぞれこの先の方向性をしっかりと見出していきたいと、こういうことでありますから、その辺は話をしています。

ただ、牧場云々ということありますが、その持っている牧場の管理をしているその団体など含めても、そんな話をしたり、もっと言えば企業としては太陽光の設置だとか、いろいろな話も実はしているのですが、それらも含めていろいろなことが今まで取りざたをされながら、いろいろ検討も研究もしながら来ているところですが、それらを一段落、全て一定程度話をした中で、会社としては現状の、何回も言いますが企業としての存続の中で、次の方策をとっていきたいということでありますので、今まで開設以来、開設の準備、平成２年の中からずっと開設以来、諸手続など含めても全面的に町としても支援できるものはさせていただきながら、途中の運営形態も、そしてまた近年は３・１１以降は特に経営がこういう状況になりましたし、また営業日数も極端に少なくなりました。コースを管理する人も足りなくなったこと含めて、アリスト会員の皆さん方など中心にしながら、多くの町民の皆さんに支えをいただきながら、そして具体的に本当に雇用させていただくところの応援もしながら、このリゾートの存続に向けては相当の協力もさせていただいたところですから、そういう意味では途中で投げたりとか、冷たく放置するということは決してありませんので、そうい

ことも含めてずっと協議、相談をさせていただいていますから、その延長線で会社としての方向性が出て、何回か御報告させていただきましたけれども、そのアクションが出たときには、またそれぞれ関係機関にそれぞれ報告をしながら、また議会にも報告させていただきながら、それぞれできる道をとっていくと、こういうことになっておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（方川一郎君）　大住啓一君。

○４番（大住啓一君）　まことに町長がおっしゃる部分についてはごもっともなことだと思います。

ただ、先ほどから私のほうからも話をさせていただいているとおり、ことしクローズということは、言葉の選別ではなくて、ことしクローズして営業しないということは、ゴルフをやった方ならわかると思いますけれども、まずフェアウェイだとか、グリーンだとか、そういう部分については来年はこのままいったら管理しないものですから、多分、使えないだろうと。それを会社関係者の方は私も相談を受けてございます。町長も当然、受けていると思いますし、職員の皆さんも幹部の皆さんも受けていると思います。

それで、この平成２年というお言葉も出ましたので、今から２５年も前の話ですが、ゴルフ場を開くというときに、いろいろな関係省庁、関係法令等々の協議を進めてきたと思います。一つ二つの法令、条例ではないと思いますが、今回、仮にクローズですから、もう使えなくなったということになりますと、それらの部分で関係法令をクリアする部分、現状のままでもいい部分、関係者の方々、水利権取っている方々、例えば下流側の大津漁協だとか、そういう部分に対しての当然、企業がやるのだという一言で済ませればそれで終わりでございますけれども、その辺、行政としてどのように考えておられるのか、その辺を再度聞かせてください。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　当然、先ほども言いましたけれども、平成２年に本別にこのゴルフ場をつくりたいと、真田さんの当時社長が北海道にゴルフ場を持つのが自分のライフワークとしての夢だという大きな構想を持っていただいて、高原の森ビレッジ構想ですか、大きくつくっていただいて、ゴルフ場も３６ホール、そしてコテージもつくる、ホテルもつくる、そしてテニスコートもつくると大きな構想をつくっていただいてきました。

結果として、それぞれいろいろな時代背景もありますから、そういう中では最終的に今のゴルフ場のコースと、こういうことだけになったということですが、それ以来、ずっとかかわりながら、それぞれ必要な相談も受けながら、また水が足りない、また道路がどうだなどなど含めて、ずっと一緒にこれは本当にオープンに向けて、また継続運営に向けてやってきましたから、大住議員の御質問のとおりゴルフ場が例えば１

カ月、２カ月放置したってゴルフ場にならないということは、みんなこれは承知の上です、まして会社のこれは一番わかっている人ですから、それでも税制問題、いろいろ問題含めてどうですか、用途変更だとかという、もう具体的な話も実はしているのですけれども、会社としては何度も言いますが、今の会社名のまま存続させて、そしてこの先の身の振り方をしっかりと方向性見出したいということでありますから、その方向性がしっかりと出ている間は、企業の中の運営ですから、そこに私どもがああすれ、こうすれということはまだ口出しできるものではありませんし、すべきものでもありませんので､それは状況がいろいろ変化して相談受けたり､そういう方向があったときについては、できる限りのこととか、できること、できないこともちろんあるかもしれません、そういうことをしっかりやっていこうと、こういう方向でやっておりますので、またその手続きなど詳細についてまた担当のほうから報告させていただきます。

○議長（方川一郎君）　高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君）　先ほど御質問にありました許認可関係の件でございますけれども、４月上旬に会社の関係の方々、見えられて今期クローズというお話の申し入れを受けた際に、先ほど大住議員言われた関係法令等に定められている部分につきましては、会社の方向性が決まった段階でそれらの必要な手続きが出ていることをこちから側からも申し入れしておりまして、その部分については向こうは当然、開設者でございますので、その必要性等については認識していただいているというふうにこちらは捉えているところでございます。

○議長（方川一郎君）　砂原副町長。

○副町長（砂原　勝君）　私のほうからも答弁をさせていただきます。

会社とのパイプは私どもも持ってございます。そして、状況について意見交換をしているのですけれども、恐らく会社としてはあのゴルフ場、一番高く売れるのは、どこかゴルフ場として引き受けてくれるところがあれば、相当の金額で売れるということになりますから、そこを今、いろいろと何社かに打診をしているけれども、現状としては相当厳しいというお話を承っております。

恐らく、私どもから見ても、やはりコースのグレード、あるいは水がないところ、電気がないところ、さらに使っている器具もほぼ老朽化して、もう更新時期を迎えている等々考えると、ゴルフ場でそのまま継続されるという方向性ってまずないだろうと、捉えているところでございます。

しからば、その後の問題として、その他の用途で会社が何か事業を展開したいという問題が出てくるのかなと考えておりますけれども、その辺については、これは会社のほうからいろいろな情報提供も出てくると思いますので、それを受けながら私どもの支援できる部分は支援をしていきたいなと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（方川一郎君）　大住啓一君。

○４番（大住啓一君）　今、皆さんから、課長のほうからも答弁いただきました。副町長からも答弁いただきました。

私が再三質問させていただく趣旨といたしましては、一生懸命、平成２年からということでございますと２５年も本別町のためにいろいろ川の改修工事だとか、いろいろな意味で御尽力いただいていた会社でございます。副町長も今、答弁いただきましたとおり、私もそのように思います。

ただ、来年仕事といいますか、営業しないといいますか、完全に撤退するとなったときに、いろいろな法令上、そのままに放置するということはないと思いますけれども、それらのことがあっては、これは町民の皆さんに多大な負担をかけていくことも想定されます。

非常に繊細な部分でございますので、言葉に出して言うのはなかなか大変かと思いますけれども、今、検討中といいますか、会社自体がそういうことでやっているということでございますので、私の立場からもそれ以上のことは申し上げることは控えたいと思いますが、先ほど冒頭町長からありましたとおり、何か転換期があれば私どもにも相談していただけるということでございますので、それは臨時議会、これから定例議会も９月１２月とございますので､その都度その都度､相談していただければ我々も町民の皆さんに御負担をかけることなくスムーズに移行できるのかなというふうに思ってございますので、その辺、最後確認させていただきたい。

○議長（方川一郎君）　砂原副町長。

○副町長（砂原　勝君）　先ほど町長からも答弁をさせていただいております。

会社のほうから新たな節目、提案等がまいりましたら、私どもとしては当然、議会含めて協議をさせていただきたいと考えておりますので､よろしくお願いいたします。

○４番（大住啓一君）　２問目に移ります。

へき地保育所における未満児の入所についてお伺いいたします。

本町には、常設保育所が２カ所と勇足、仙美里にへき地保育所がありますが３歳未満の幼児はへき地保育所に入所できない状況となっています。３歳未満児であっても入所できる方策はないのかお伺いいたします。

我が国において、少子高齢化が叫ばれて久しく推移しております。本別町においても、例外ではなく、本町の将来を左右する大きな問題と認識しております。現在、本別町で生まれる赤ちゃんは年間約５０人程度ということで認識しておりますが、若いお父さん、お母さんは子育てに大変な思いで過ごしております。仕事をしながらの子育ては保育所などを利用し、家業を営んでいるのが実情でございます。

しかし、勇足、仙美里のへき地保育所には３歳未満の幼児は入所できません。現状は常設保育所等々に入所しておりますけれども、送迎に時間がかかり、農作業などにも影響がございます。子どもは社会の宝と言われております。若い方々が住みやすい

まちづくりを進めるためにも、３歳未満児であってもへき地保育所に入所できる方策を講じるべきと思いますが、町長の考え方を伺います。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　大住議員のへき地保育所における未満児の入所についての御質問の答弁をしますが、本町のへき地保育所、現在のへき地保育所は勇足と仙美里になるわけでありますが、昭和４６年に勇足地区、昭和４７年仙美里地区に認可外保育施設として町の条例により設置をし、北海道による指導監督を受けながら運営しているところであります。

認可保育所と比較しますと、保育時間が短い、定員が少ない、医務室や職員休憩室などの施設を整えていないなどの相違点があります。

御質問の３歳以上の幼児のみの受け入れとしておりまして、ゼロ歳から２歳までの乳幼児保育所を利用した場合は、認可保育所である中央保育所、または南保育所、あるいは子育て支援センターで行っている一時保育所を利用していただいている状況であります。

ちなみに、今、御質問のありますように私どももそれぞれ生活の時代の変化とともに、未満児も含めて、乳幼児も含めてということでだんだん制度改正して、もともとゼロ歳から２歳まで、３歳までを受け入れていなかったのは平成１１年ですか、ここに南保育所に一番先にこの乳幼児も含めた保育を実施をしました。その後、２１年だと思うのですが、これが中央保育所に、ここにも設置しました。

そういうことも含めて、常時、町民の皆さんの暮らしに合わせたというか、ニーズに合わせた保育のあり方、また一時保育も始めましたし、また延長保育も実は始めてきました。そういう意味では、非常に本町の保育事情というのは非常に評価をいただきながら、利用者も非常に順調にふえたということであります。

ただ、基本的には、以前から本町のずっと議論になっているところなのですが、もちろん生活の、またそしていろいろな家庭の事情含めて未満児から、乳幼児から含めて受け入れをしていくという施設は絶対必要なのですけれども、基本的にはでき得ればゼロ歳、３歳ぐらいまで全て、自分のこの家庭の中で育てたいという、そういう願いも多くあることも事実でありますので、３歳なると今度は本格的に保育所に入所できると、こういうことも含めて今までずっと推移したところですが、そういうことばかりは言ってられないと、現実、赤ちゃんであっても、６カ月過ぎたらそれぞれ保育の希望があって働かなければならない、また身体の状況など含めても、そういう家庭の状況もあるなど、そういう人たちはしっかり受けて子育ての支援をさせていただこうというようなことで、それぞれ常設保育所にしてきました。

それらを含めまして、現状を申し上げますと、勇足小学校区、または仙美里小学校区の学校区でありますが、この在住で常設保育所を利用している御家庭、要するにゼロ歳から３歳までは５世帯ありまして、児童数は６人ということで、今、その利用を

いただいているところであります。

また､本年４月から本格施行されました子ども･子育て支援の新制度ですけれども、認可外の保育施設などにおいて、ゼロ歳から２歳までの乳幼児を預かる地域型の保育事業の制度も出ておりますが、その施設、運営基準に関する条例については昨年９月の定例議会において議決をいただいたところであります。

その地域型保育事業には、一つには家庭的な保育事業、保育ママという略称で呼んでおりますが、こういう施設と、またさらに小規模保育事業、定員が６名から２０人の保育事業、またもう一つは事業所内の保育事業ですから、ちょっと大きめな事業所はこれらがあるということもあるのですが、これは親が勤務する事業所での保育だということになりますが、もう一つは居宅訪問型の保育事業、これはベビーシッターと言われるものですが、この四つの類型がありまして、これらの事業は市町村の認可によって国の給付を受けられることになっています。

御質問ありますように、現行のへき地保育所がゼロ歳から２歳までの乳幼児を受け入れるということになれば、小規模保育事業所への移行ということが一番のこの四つの地域保育型の中の一番の近道と考えられているわけですが、その場合の課題が実はありまして、この認可外の保育所が小規模の保育事業に移る場合については、現行は給食の提供はありませんので、まず給食のこの提供にかかる施設の整備、まずこれをしっかりしなければならないと、もう一つは保育設備の施設の整備ということで、トイレや、またさらにおむつ交換をする部屋、さらに授乳室、おっぱいをあげる部屋だとか、またそれからほふく室、子どもが遊ぶほふく室、これらを新たに整備をしなければならないという、そういう制度になっていますから、さらに保育従事者はもちろんですし、給食提供者従事者の人員の確保なども新たに必要となってきます。

さらに、これ全体として受けとめなければならないのは、今の勇足、仙美里のへき地保育所は一律というか、段階に分かれているのですが保育料が決まっていまして、これはこの小規模でゼロ歳から２歳までを受け入れる、そういう制度にするとなったら、この保育料が例えば年間１０万円の税収を納めている人を対象にするとしたら、例えばうちの今のへき地保育所では１万７,０００円ですね、保育料が、月に。それが３万５,０００円になったり、もう少し１５万円になると、それが５万円を超えると、こういうことになって、料金も大幅にまた変更するということは、全体がそういうことになっていくことでありまして、上げればこれらの条件の変更も必要になってくるということで、多方面の調整と施設の改修が必要となっていくということでありまして、本来でしたらぽっと受けてあげて保育できればいいということですが、小規模の中では、なかなかそれができないということも含めてあります。

一番何がハードル低くてやりやすいのは何かなというと４つの中ではやはり、この地域に密着した子育てを支援するという面では、これらの保護者とも十分に協議しながら、居宅型にするのか、またその地域の皆さん方、地帯別によっても違うのですよ

ね、勇足地区は割と勇足のへき地保育所に通る道すがらが多いのですが、仙美里は校区が広いものですから、例えば美里別から活込の方面へ行くと直接、街の中に来たほうが近いとか、いろいろな条件があるものですから、それらも含めてこれらの保育の地域のニーズをしっかりと取り上げて、今後、子どもにとっても、保護者にとっても最善の方策を見出すために、しっかりと地域ニーズを把握していかなればならないなというふうに思っているのです。

さらにまた、先ほどもちょっと質問の中で議論がありましたけれども、半年ということをまたがらなくてはならないこともありますから、開設をするとなったら今の条件をクリアして、さらにまた通年ということも含めて、それがまた一、二年やって、またいなくなるという、こういうことにもなりませんので、それらも含めてしっかりと意向調査をしながら、本当に子育ての支援をしっかりと積み上げていくためには、その地域のニーズをくみ上げて全体的な計画の中で実施をしていかなければならないなというふうに思っています。

また、２９年からは新しいこの子育て支援体制がスタートする予定になっておりますので、しっかりとこれらについてはそういう希望のある、そしてまた子育てをしっかりしていただくという方向では最善の道を通っていくように、また地域の理解もいただきながら続けていきたいなというふうに思っていますので、以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君）　大住啓一君。

○４番（大住啓一君）　今、町長のほうから細かく決まっていること云々、四つの新しくできた事業の内容等を伺いました。

答弁をお聞きしていますと、余り前向きでなかったようなお話も私なりに感じているところでございます。

今定例会においては、ちょっと話それますけれども、冒頭昼前には学童保育所の話、高等部の支援学級の話、今回は各議員の皆さんも幼児から高校までということで、多岐にわたって質問が出ています。それだけ町民の方々のニーズが多いということで私なりに認識してございますし、今、町長の御答弁の中にも２１年には町民の皆さんのニーズを聞いた中で、いろいろな方策を講じているというお話でございました。

答弁の中でもありましたとおり、5世帯6人というような数字も出てきております。これらを考えたときに、今、確かに私どもの年代のときは3歳ぐらいまでは家庭でということも当然ございましたけれども、今、こういう時代背景含めて、若いお父さん、お母さんは一生懸命仕事をして、子育てをしながらということも一つの考え方というふうに私は認識してございます。

それらをサポートしていくという部分からいきますと、確かにいろいろな制度を使った中であっても、新しく分かれますと従事者等と、それとか給食云々の施設の拡充等、整備も含めて当然、財政的に負担がかかってくることは理解してございます。

ただ、これから本別町を担っていかなければならない、特に幼児、これから小学校あがる子どもさんたち含めて、若い御家庭に御協力できるというようなことも含めていけば、これは一番基本中の基本ではないかと思ってございますし、冒頭、町長の答弁で町民のニーズに云々ということで２１年やってきているということでございましたので、私も今回は町民の皆さんの云々ということもあるのかなと思いましたら、先ほどの話ではちょっと聞いてみたいと、意向調査もしてみたいというようなお話も確かにございました。

意向調査をするということになれば、意向調査した結果がどういう形で出てくるのか、現実的には固有名詞で申しわけございませんけれども、押帯から通っている方、町長の答弁にありましたように活込から通っている方、それと美里別保育所が一昨年でしたか仙美里に統合といいますか、そういうことになった経緯も踏まえた中で、もう少し幼児期の保育に関する考え方をもっと柔軟に考えて進めるべきでないかと、私は思ってございますので、その辺を含めて、確かに制度にのっかっていくというのも一つの方法でございましょうけれども、町独自の考え方ということも当然、あるのかなと思いますので、その辺どのようにお考えになっているのか、再度、質問させていただきます。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　それぞれ時代の生活の変化も含めて、今までなかったのですから、平成１１年に南保育所に乳幼児含めての、これは本当になかなかほかでもないやつをつくりましたし、さらにまたそういうお子さんがふえて、子育て世代がふえましたから、あとは中央保育所含めて実施をしてきました。また、一時預かりも含めてやってきました。

そういうことで、それは後ろ向きだ、前向きではなくて、必要に応じてきちんとやっているということでありますから、それは相当理解していただきたいのと、ないことをしっかりとやっていくこと。

ただ、今言いましたように、今のへき地保育所で未満児を受け入れるとすると施設改修のみならず、料金の大幅改定というか、要するに常設保育所と同じ料金に体系になるということも含めて、制度的にあるものですから、法的に決まっていることですから、これらも地域の利用されている住民の皆さんや保護者の皆さん方としっかりとそれらも含めて協議をして、これは本当にそれを実施するとなったらへき地保育所の仕組みそのものが変わるということですから、それであれば今までのいろいろな収入の関係いろいろ含めて、街の中からそのへき地保育所に通わせているという実態も何件もあるわけです。

ですから、そういうやはり常設保育所のそれぞれのニーズと、またへき地保育所のニーズってそれぞれ役割あるわけですから、ここも含めてやはりへき地はへき地のよさをしっかりと守っていくためにも地域の方とも含めて、本当にへき地の保育所のあ

り方もどうなのかと、これはやはり協議しなければならないですから、私どもが、これよかれと思ってやることが、その料金まで大幅に変わってくるとなったら、それはちょっという部分も出るかもしれませんし、またその施設整備については、それはある程度、財源を立てればできることかもしれませんが、そういう基本的に利用者全体にかかわる問題も含めてあるということですから、そうなると小規模の保育よりの居宅型の保育の中で人数が６人から２０人まで確保できないかもしれませんけれども、そうなれば逆に居宅保育の中で保育を実施すると、そういうことも含めてやはり中には出てくるのかなと。

今までは、例えば街の中での農村部でもそうですけれども、乳幼児を預かってくれるところなかなかなくて､個人の家庭の皆さんに乳幼児のときにお預かりいただいて、仕事をしているという実態もありましたから、それらを少しでも公的の中で、この町挙げて支援をさせていただくということで平成１１年、２１年と含めてやってきた経過でありますから、今、そこに持ってきてこのへき地保育所の中で、へき地の中で何とか受け入れならないか、通う距離もということでありますから、それが実現するとしたら、これだけの条件だとか、法的な整備も含めて実施をしていかなければならないということでありますから、それらも含めてここでやりますだとか、前向きにとただ言えば簡単かもしれません､恐らくそういうことになりませんので､そのこともしっかりとそれを地域の皆さん方と協議しなければならないということですから、ここは理解いただいて、その方向が小規模でなければ居宅の中でできる方法はないのかということ含めて、それは本当にしっかりと考えて、少しでも地域の皆さん方の子育ての願いに応えていくと、こういう方向性をとっていきたいなと、こう思いますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（方川一郎君）　大住啓一君。

○４番（大住啓一君）　なかなか議論がかみ合わなく、町長の答弁も相当細かく時間かかっていただきましたが、先ほど、今、町長のほうから法律的に決まっているということでございますけれども、保育料というのは国で決めている部分を超えたらだめな部分でないかという認識はしてございます。

へき地保育所という名称を人員をそろえて開始をしたとして、へき地保育所でなくて常設保育所に例えば勇足も仙美里にした場合、今、南と中央がございますので、四つになった場合は当然、保育料金というのは同じにするというのは、これは当たり前だと思います。

それは、同じにしなければならないというのは理解できますので、それは今のまま同じ料金にするというのは、それは法律で決まっているということですか。

あのですね、町長がおっしゃっている法律的というのはどういうことなのかということで、それは料金の設定はある程度の部分については町村に決めていいという権限

持っていると思うのですが、その辺の御答弁をいただきたいということと、勇足と仙美里のへき地保育所が仮に設備を整備して、人員を整備したとして常設保育所になったときの料金は、今の常設保育所、中央保育所と南保育所と同じにしなければならないということの認識だと思いますが、そのときの料金は今のままでなくても、ある程度下げていっても問題はないのではないですかということを私は言っているのです。

それは、町長、再三答弁でおっしゃっているように、町民の皆様と話しをしてみる、協議をしてみるということでございますから、その辺も含めて高くなるからあなた方が言っていることはできないのだよということではなくて、それとさっき町長がへき地保育所にも街から行っている人がいる、それは当然のごとく４歳とか、その子どもさんのお年がそのぐらいの子どもさんだと思うのです。

ただ、私が当初から質問しているのは、３歳未満の子どもさんたちが勇足と仙美里に入れるような方策はないのですかということをお聞きしているのであって、それは勇足とか仙美里とか交流するのはどうのこうのというのは、それは現実としてあるかもしれませんけれども、それはお話させていただいている中身とはちょっと違うということでございます。

今、質問させていただいているのは、その常設保育所となった場合、仮の話で恐縮ですが、料金は一緒にしなければならないのかという確認と、それは法律的に決まっているとすれば、どの部分が決まっているのか、国が決めている町の人口だとか、それらが相当あると思いますけれども、それらがどういうふうに決まっていて、それをどこに料金のセッティングをどういうふうにしていくのかということを町民の皆さんと父兄の方々ですか、その辺と話をした中で私は決めていくべきであって、高くなるからへき地保育所を常設保育所にできないのだという、ちょっと乱暴な言い方に聞こえたものですから、その辺だけ再度質問する次第です。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　高くなるからへき地保育所を常設保育所にできないといっているのではないです。

へき地保育所はへき地保育所の役割があって、今までその役割の中でへき地保育所というのがありました。常設は常設の役割の中でありました。でも、常設の中であると、その認可保育所ですから、これはゼロ歳から３歳未満児の受け入れも可能だからということで、それは先ほどから言っているように順次、受け入れをさせていただきました。

ただ、今のへき地保育所の中で未満児を受け入れるとしたら、法的に保育室から給食から全て条件をクリアしなければならない、トイレも全部改修しなければならない、そういう条件を整えたほかに、料金は国の定める料金がありますから、これを大きく変更するということは、それは交付税など含めて、これは本来的に許されるものでありませんから、あくまでも国の基準ですから、ここはある程度の私どもが今まで担っ

てきたこと含めては、それは応用で多少のものはやりましたけれども、今のようなへき地保育の料金と常設の保育の料金というのは、もう本当に一つの段階だけでも倍以上違いますから、倍違うものですから、ここがへき地今まで利用している方々がそれこそ給食など含めていろいろ条件含めて、これは法的に決まったこと何とかという、そんな野暮ったいことを言うことではないですけれども、今までのへき地保育のあり方の中での条件が、常設保育所と同じになるときに、それでは地域の人たちがそれでもいいですよという理解がいただけるのでしたら、それは別ですけれども、いただけなければ、いただけないかのその判断をやはりしっかりと聞いて、そして地域の中でそういうお話からして決めていかなければならないということでありまして、突然、私どもが未満児を受け入れるから常設保育所と同じ条件になりますよということでは、それはいかないということです。

ある程度の時間も、そしてまた地域との協議の時間もなければ、そういう用途変更を含めた、やはり法的に大幅に変わるということですから、そのことです。

質問にありますように、料金というのは国から定められた料金これはもう法的に定められた料金ですから、そのことは間違いございませんのでよろしくお願いします。

あと、詳しくは担当のほうからもう少し説明させていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（方川一郎君）　大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次君）　大住議員の保育料がどうなるのかという話なのですけれども、仙美里保育所と勇足保育所を町の常設保育所と同じように小規模にした場合に、常設保育所と同じ保育料を使うように３月の議会で決めてありますので、同じ条件でゼロ歳から５歳までの子どもを仙美里、勇足に入れるよう、当然、町長が言ったように条件をそろえて、設備もそろえて人間もそろえて小規模保育にした場合には、常設と同じ保育料を算定することになります。

○議長（方川一郎君）　大住啓一君。

○４番（大住啓一君）　町長も課長も私の質問が悪かったという部分があるかもしれません。

常設保育所と整備をし、人員の配置も整える。これは常設保育所と同じ料金にしなければならないというのは、今の常設保育所と同じ料金にしなければならないのはわかります。

私が質問しているのは、勇足と仙美里が常設保育所となったときに、今、仮に南保育所と中央保育所で、わかりやすく言えば２万円払っているとします、２万円払っている同じ年代の子どもさんたちを勇足でも同じ年代で払えば、今のままいけば２万円ずつ、２万円を払わなければならないと。

だけど、そうではなくて、こっちを１万８,０００円にするから、おしなべて勇足も仙美里も同じ常設保育所で１万８,０００円にすることは、町の権限でできないのです

かということをお聞きしているのです。

僕が言っているのは、へき地保育所を常設保育所に設備投資もして、人員配置もした中で、今の町長先ほど言われた１万７,０００円、１万５,０００円のやつを、そこにあわせるという乱暴な言い方はしているつもりはございません。町長も法律論理を出してきましたので、町の裁量があるかないかということも含めて、それを確認させていただきたいということを申し上げているので、それをもう１点だけ。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　常設ということになると、これはみんな同じ条件ですから、それで先ほどから言っているように同じ常設を同じ条件を整えなければならないということです、ここおわかりいただくと思うのですが、そういうことになると、例えば常設と同じ条件にして、全部同じ仙美里、勇足の同じ条件になったときに、仙美里、勇足だけ安くできないのかということでありますけれども、それは安くできるなんていうことに方法的にはならないということであります。あくまでも条件は同じなら、同じ保育料ということですから、そのためにへき地保育所と常設保育所の違いがあるということですから､へき地保育所なら保育所にする料金だけとると､そのこともしっかりと地域の皆さん方の理解をいただきながら、それぞれ保育所は選択できるわけですから、入所は。

だから､そういうことをしながら､それでなおかつそこまでかかるのだったら､もっと違う方法がないかということになると、先ほど言いましたけれども、居宅の受け入れの、そういう本当の小規模のそういう方向が地域の中で、今言ったような条件をなるべくハードルをクリアできるとなったら、そういう方法しかないということでありますから、御質問のように同じ常設の条件にしたときに、それぞれ料金を違くできないかということについては、それははっきり言って私どもの全般の行事の中の同じ条件であれば料金体系も同じということは、これは仕方がないことだというふうに思いますので、御理解いただきたいとも思います。

○議長（方川一郎君）　大住啓一君。

○４番（大住啓一君）　どうも私の質問が悪いのかもしれませんが、私が言っているのは常設に同じ条件の常設保育所に勇足も仙美里もなった場合、先ほど言ったように今の中央保育所と南保育所が例えば２万円だったとしたやつを勇足も仙美里も南保育所も常設保育所も１万８,０００円にならないですかということをお話ししているのです。

それであれば、常設保育所というのは皆同じで話を進めると、それはどういう根拠で言っているかといったら、使ってくれる人たちが、子どもさんたちが多くなれば、それなりのこともありますし、これは政策的な判断ですから、町でそれだけ法律的に許されるのであれば、常設保育所を４カ所にした場合、それなりの料金設定はできるのですかということもあわせて聞いているのです。

それらを町長がおっしゃるように、もう勇足の、仙美里のへき地保育所の料金に合わせることができないの一点でお話をされると、私も次の質問ができないので、それだけの話です。

それをわかりやすく言うと、今の常設保育所、今の２カ所の常設保育所の南と中央保育所の分を新しく常設保育所となったとして、設立して、人員を整えて勇足も仙美里もなったとして､今の料金を下げていくことは可能なのですかということなのです、先ほどから言っている質問の中身については、まずそれを。

○議長（方川一郎君）　砂原副町長。

○副町長（砂原　勝君）　私のほうから答弁をさせていただきます。

基本的には、常設、それから子育て支援関係も含めて、法定サービスの部分については国から上限額が示されてくるというのが１点です。

その上限額を限度にどういうふうに定めるかというと、条例で定めるということになります。保育料について。ですから、上限額からどのぐらい低く設定するか、上限額いくかどうかの判断は、その市町村で考えて条例で議会の議決をもらって設定しなさいということになっていますので、その部分については議会で設定をいただいておりますから、条例改正をしない限り基本的に勇足と仙美里を法定内のサービスに持って行くとすると、それが適用されてくるという仕組みにはなっています。

今回の議論のそこまでちょっと議論が今ここで入る前に、一つは体制をどういう体制で仙美里と勇足のへき地を運営するかと、御存じのようにそれは法律外の無認可の保育所ですから、そこでそのゼロ歳、１歳、２歳を扱うとなると、安全・安心とか、責任の問題含めてどこまでどう整備をしていかなければならないかと、ちょっと私どもとしても預かる側としては考えておかなければならない。そこをどういう形にするかというのが１点であります。

それから２点目は、常設で乳幼児扱っても、勇足、仙美里で扱っても同じ扱いになりますから、そこで保育料がへき地がたんと落ちるとすると、公平感の問題が出てきます。本別の常設でやっている乳幼児や何かの保育料とへき地の保育料が３分の１ということになると、どういう現象が起きるかというと、今既に保育所の選別が自由になっていますから、乳幼児は仙美里か勇足の保育所に入れよう、そういう動きが出てくると、その施設が間に合わなくなるとか、いろいろな問題が出てくるので、私どもとしてはこの子ども計画の中でもそういう議論が実は煮詰め切れていなかったのです。

そういうことで、大住議員から言われているへき地の問題については、今後、保護者や地域を交えて研究に入ります。研究に入る以上はやらないと研究にならないと思っていますから、それを直ちにそういう研究に入っていって、全体の今、整備方針計画づくりに着工していますから、常設保育所とか、幼稚園をどう一体化するかという部分も含めて､考えて今､検討に入っていますから､それにあわせながらその部分、へき地の部分ももう少し整理をきちっとする必要が多分、考えていますので、それに

時間をちょっといただきいということでございますので、今すぐここでできる、できないという判断はなかなか難しい、そういう協議をいただいて、子ども・子育て会議というのが条例で設置をしてございますから、そこの御意見をいただいて町が判断をすると､こういうふうになりますので､その辺は御理解をいただきたいなと思います。

以上でございます。

○議長（方川一郎君）　大住啓一君。

○４番（大住啓一君）　この保育所の関係については長々と議論させていただきました。

今、町長も副町長も担当課長のほうからもありまして、私も料金のほうまで踏み込むつもりはなかったのでございますけれども、ただ、私の立場から言わせていただきますと、町長冒頭申しましたように、町民の皆様、要するに父兄の皆さんとお話をするということでございますので、それらを入っていったときに料金が、あなた方の子どもはこっちの部分にレベルアップしたときに、常設にしたときに高くなるのですよということ、それしかできないのならできないなりの説明の仕方があるだろうし、できるのであれば、できるなりの説明もしてあげなければならない。

これはやはり、町長、いつもおっしゃっている町民の方々の目線で云々ということになりますので、それでちょっと時間をかけさせていただいたということでございます。

今、副町長から答弁をいただきまして、相当私も理解させていただいたつもりでございます。最後になりますけれども、この件、勇足、仙美里で相当待っている方々が何人かいます。先ほど五、六人というお話も出ていますが、美里別保育所と統合になった部分ございますので、おおむねで結構ですけれども、年内といいますか、秋口までといいますか、お盆明けといいますか、いろいろな時期の設定はあると思いますけれども、町民の皆さんといいますか、父兄の皆さんと話しに入っていくのだというようなお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（方川一郎君）　砂原副町長。

○副町長（砂原　勝君）　今、幼稚園と常設保育所の一体的な整備方針を何とか２７年中に一定の方向を出したい、それが固まったら議会に説明したいと考えておりまして､その中で間に合うようにちょっと努力をさせていただきたいなと考えております。

以上でございます。

○４番（大住啓一君）　終わります。

○議長（方川一郎君）　ここで暫時休憩します。

午後　２時２４分　　休憩

午後　２時４０分　　再開

○議長（方川一郎君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

１番矢部隆之君。

○１番（矢部隆之君）　議長の許可をいただきましたので、通告してあります１問について質問をさせていただきたいと思います。

質問の趣旨としまして、平成２７年度町政の執行方針が３月３日、第１回定例会で示されております。その中で、本町の観光振興についての方針が示されておりますので、そのことについて１点、お伺いをしたいと思います。

質問通告書のほうに要旨の明細ということで書いてございますけれども、若干、補足説明をさせていただきますけれども、今回、観光振興ということで質問させていただきますけれども、これにつきましては現在、国が進めておりますいわゆる地方創生の関係とのかかわりも深いものがあろうかなというふうに感じているわけなのですけれども、その中の法律の一つとして地域再生法の一部を改正するという中に、地域の活性化に取り組む地方自治体を財政支援するということで言っておりますし、地域産業の競争力強化という面からも、そういったことを図る中で地域を活性化させて、雇用を創設したりであるとか、雇用の場の確保をするであるとか、また人の流れをつくりまして交流人口の増加をもたらした中で地方移住の推進を図るということでの人口減少対策の解決策の一つとして、この観光振興があるのではなかろうかと。

現在、東京一極集中の解決策、いろいろ政策はあろうかと思いますけれども、その中の一つとして人の流れというものを観光振興ということで結びつけて、本別町もそういったことでの振興が今後できないのかということでの質問の趣旨でございます。

これにつきましては、地域の資源と人材を結びつけて成果を出してほしいということで、日本創生会議の増田座長も言っておりますけれども、いわゆる地方としてどうアイデアを出していけるのかということが勝負の分かれ目になるのではないかと、国のほうの財政支援ということでもかかわってくると思いますので、この交流人口の増加、あるいは観光の振興が地域創生に寄与するものだということで考えております。

先月、十勝町村会で町長さん、御存じのように十勝創生に向けての宣言ということで決議をされて、十勝一帯で地域活性化に取り組むということでアピールをしておりますけれども、十勝への人の流れをつくると、そのためには一体となって十勝創生のために行動をするということで宣言をされているようでございますけれども、この人の流れという面から言いますと、ことしの３月北海道横断自動車道が白糠インターチェンジまで開通したということで、今後、釧路までこの高速道路が延伸されますと、高速道路を利用する方々がふえていくのではなかろうかということで考えております。

また、本別釧路間無料ということで、例えば釧路のほうから本別、帯広方面に向かう方々も本別までは無料だということで、本別でおりる方もふえてくるのではなかろうかというふうに考えておりますけれども、そういった中で本別、観光の目的というのはその地域であるとか、町村の特産品を買い求めたり、食べ物食べたり、例えば公園に行って家族で楽しんだり、遊んだりということだと思うのですけれども、そういっ

た目的に沿った本別町でなければ、なかなか人が２回、３回ということで来てくれないのではないだろうかというふうにも考えておりますけれども、今回の観光の振興については、この第６次の本別町総合計画の中でいろいろ、るる書いてございますので、その中で何点か今回質問させていただきたいと思うわけなのですけれども、第６次の総合計画の主要課題として観光振興であるとか、特産品開発の取り組みということでも、この中に触れてございますけれども、この中で今現在の各ところでも販売されておりますけれども、黒豆製品シリーズ拡充のため、新製品の開発を進めますということで書いてございますけれども、黒豆シリーズもよろしいのですけれども、本別町は豆の町ということで各方面アピールをしてございますけれども、この黒豆にかわるほかの豆を使った現在、商品化されているもの以外の豆を使った豆の町本別ということで、いろいろな種類をつくってございますので、そういったものの新たな本別ブランドの商品開発なり、加工品開発ができないかというふうに考えてございます。

また、本別町は酪農家もいらっしゃいますので、一部、サークル的に今、乳製品の加工とか、商品開発やっているような話も聞いてございますけれども、そういったことも含めて商品開発なり、加工品開発なりができないかということで、技術指導を実施する、やる立場の指導員という方がゲンキッチンにいらっしゃいますので、そこの有効活用を図りながら取り組む考えはないのか、町民懇談会にも出ておりましたけれども３年たつけれども、なかなか新商品が出たという話は聞いていないというような意見もありますので、そういうことも含めて、実際にやるのは個人ですから、行政がやるということではないのですけれども、財政支援を含めて、そういった考えはないのかということで、つきましてはその予算の関係で２７年度予算の中に農産物加工施設費の中に、調理用食材費で３２万、あとは洗剤であるとか、殺菌剤であるとか、調理施設管理合わせて３４万円ほど、合計で２２７万円ほどの予算をつけておりますけれども、３年を経過したということで、ゲンキッチンにつきましても年々予算も減少傾向にあるわけなのですけれども、ことしの秋、農協の加工施設もなくなるということで、利用する方々もふえてくるのではなかろうかと思うのですけれども、そういった部分で調理用食材費も含めた増額を考えていただいて、新たな本別ブランドを立ち上げる、つくり上げるための考えはないか、町長に伺いたい。

もう１点、あわせまして商業振興対策、今後の対応の中でも商工業の振興に努めますと言っていますので、開発製品化に向けた取り組みを官民一体で行えば、本別町の商工業の振興にも地域の活性化にも寄与できるのではなかろうかというふうに考えますけれども、あわせて町長の考えを伺いたいということでございます。

よろしくお願いします。

○議長（方川一郎君）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）〔登壇〕　矢部議員の本別町の観光振興についての御質問の答弁をさせていただきますが、前段、いろいろ地方創生含めて質問でないといえば質問

でないと言われたら、そこまでで、済みませんが。具体的質問に入る前にそれぞれ状況だとか町政のお話がありました。

まさに、今、地方創生含めて人の交流、流れ、特に東京一極集中を何とか是正して、地方にもその交流人口ということでありますが、その一つが先日、新聞に出た高齢者の移住のお話でありましたけれども、これは相当センセーショナルな話で本当により住みなれたところで暮らすというのが原点なのに、これでいいのかという意見が相当出ているのです。

昨日、実は創生本部の次官と、事務次官と言ってしまうのですけれども、統括官なのですが、それと北海道から行っている五十嵐さんと仲介になって、北海道町村会と東京２３区、特別区の区長さんとのそれぞれこの創生の中を含めて懇談がありました。

それは可能性としては、やはりこの東京一極集中含めていろいろな、その地域に住む課題だとか、また北海道に期待するもの、また北海道からその東京都の２３区に期待するものなどなどの意見交換を初めて行ったところですが、その中でもやはり言われたのが、簡単に移住ということですら創設本部の松田さんも言っているかもしれないけれどもという前段での前置きですが、東京に住んでいる側からすると、自分の親を北海道まで行かすというのはなかなかそれは至難のことですよと。

やはり、いろいろ歴史、人としての営みがあって、いきなり遠くまでということは、これは本当になかなか受け入れられるものではないと、逆になるべく近く、やはり住みなれた地域で親を住まわせたいと言ったら変ですが、住んでいただきたいというのがみんな、共通の願いですよなどのお話がありました。

そういうことから含めて、ただ、言えることは元気な交流人口というのはこれからも起きます主要ですし、元気な交流していた人口が１回のみならず、二度、三度と来ていただく、私もその中で本町の、十勝を挙げて頑張っていますが、特に修学旅行における農家民泊のお話をさせていただきましたけれども、開成高校のこの話をしたら開成高校の区長さんがおれのところ出してやる、会長なんですけれども、こんな話を西川さんという方が言いましたけれども、そんなこと含めて情報がほしいとお互いに、情報がなければ、それはどこで声をかけて、どうしていいかわからないとなるとお互いのことなのですが、そういう面ではいい交流ができたということで、今、くしくも矢部議員からの御質問、人の流れ、また地方の移住、さらにまた横断自動車道の延伸によって、釧路圏からの交流がふえると、まさに今年のつつじ祭り見てもその効果がしっかりとあらわれているのが、やはり釧路のナンバーが圧倒的に多いことと、まして私どもも今、白糠町との連携会議もしっかりと結ばせていただきましたから、これから釧路圏もその方向に向かって、釧路の期成会もみずからが本別町の、このジャンクションをしっかりと早く整備をするという要請も含めて、十勝と、また一緒になって釧路もやっていただいているようなことがありますから、そういう面ではこれからの本町への人の流れというのは非常に期待もできますし、それにあわせたまちづくり

をしなければならない。

それとあわせて、御質問のように特産品の開発もしっかりしなければならないと、それはキレイマメも含めて非常に認知度がありました。ことし、ミラノで大きな国際博があるのですが、そこで食の問題が出ていました。北海道からも北海道が中心なって、北海道なり、市長会なり、町村会なり、議長会のみんな共催でバックアップして、このミラノに行こうということなので、そこの食材の一つに星澤幸子さんが現地でそれぞれ料理をつくると、和食の、この北海道ならではの料理をつくるというのがあります。その中に、本町のキレイマメシリーズの味噌だとか、醤油だとか、また麺だとか、そういうものが使われるということで、非常に私も実は驚きながらもしてやったりの気持ちでいたのですが、そのことがしっかりと今、国際的に発祥するということで、長年頑張ってきた本町のこの食文化の優位性がここにきて本当に花が咲くかなと、そのようなことも思っています。

これら含めて、今、御質問ありましたように、特に新製品ということでキレイマメ結構ですけれどもということですから、これとあわせて赤シリーズですね、黒から赤シリーズ含めて、これはスイーツのほうですが、今、順に開発していただいたり、最中だとか、どら焼きなども開発していただいていますが、さらに幻の豆ということで、黒インゲンの羊羹が最近、打ち出されてゲンキッチンでそれぞれ技術を指導していただきながらできているなどなどありますし、またこのゲンキッチンも非常に利用者が多くなって、商品開発も多くなっております。商品開発の内容など含めては、担当のほうからも答弁させていただきますが、その中で予算が毎年少なくなっているのではないかという御心配をいただきますが、実はその運営に支障を来すような予算では決してありませんが、それぞれ開設当時からみると備品だとか、それぞれそろえるものがかなりありましたから、４００万円から含めて今２７０万円ということになっていましたけれども、十分ではありませんけれども、またこれは利用者がふえますとそれに合わせて材料費だとか何とかきっとふえていくと思いますから、ここは意識して削ったのではなくて、実態に合わせながらそういう予算組をしてきましたので、心配のないようしっかりと、余分にはありませんけれども、必要なものはしっかりつくりながら、新しい加工にしていこうと思っております。

おかげさまで今、道の駅に売っている、また街の中でも今、ふるさと納税含めて、プレミアつきの特産品の発送をさせていただいているのですが、ここの中に新しいうどんだとか、また新しいいろいろな商品が加わってきて、肉加工だとかも出てきました。本別町に今までなかった、そして若い酪農家の奥さんを中心に乳製品の加工開発も大分進んできましたので、近々それらもお目見えできるのではないかなと思っています。

あわせて、直接、本町利用はしていませんけれども、農業大学校の中でソフトクリームから、アイスクリームから、チーズから、ソーセージからも多くのジャムからたく

さんの開発もさせていただいていまして、次代を担うこの全道、または全国に広がる農業担い手の農大生がやる、さらにまた若手中心に小麦が地場産の小麦でパンをつくろうと、きのうも私も飛行機一緒に行ったのですが、本当に清新たるうちの若い経営者が全国規模の協議会だとか、なぜか審査員になっているということで、意気揚々として出掛けていって、けさの新聞を見るとまた、本当に美里別の若手が地元のクロワッサンはしっかり自分の名前をつくってやっていくと発信もしていますし、また肉祭りなどもすばらしい成果を挙げて、みんな心待ちにして、ことしもぜひということで、これは何よりもその農業者、若者が一体となってこの本町を盛り上げる、これはもちろんですが、その心意気をしっかりと発信していただくという意味では、人、観光、物含めて、本当に成長していってくれるなと改めて期待をしながら感謝しているところであります。

御質問にありますように、これらをあわせてやはり本町のこれからの観光に対するやはり本別ならではのものをつくるというのは非常に大事なことでありますから、極端に言うと道の駅で本別来たら本当に５人一緒にいなかったら食べれない、あんこばかりのパンがあるよとか、まんじゅうがあるよと、そのぐらいのものをつくってもいいのではないだろうかと、そのようなこともやっていますし、ぜひ本町に来たら特大のソーセージがパンに挟まっているようなというのも今、新しくつくって試作しているなんていう話も聞きますから、当然、このインパクトのある本町の農産物、要するに特産品を生かした、この観光に結びつく食のかかわりなども非常に多くなってくるというふうに思っています。

これらも含めて、ゲンキッチンの指導員が専任職員として一生懸命かかわりを持ちながら指導していただいている、その優位性を生かしながら、これからもしっかりつくっていきたいというふうに思っています。

いずれにいたしましても、この２３区含めてもやはり、その町の特色をちゃんとホームページで載せるように情報提供という話がありますから、本町もそれにやはり本町に注目いただけるような、そういう食から人から自然から資源から含めて発信をさせていただきながら、よりよいこの本町に観光として、またさらにできれば移住、定住も含めてより注目されるような方策をとるように努力していきたいと思いますので、あちこち飛んで質問の答弁にならない部分もあったかもしれませんが、また御質問いただきながら、それぞれ大事な部分は取り組んでいきたいなと思いますので、よろしくお願いしまして答弁といたします。

○議長（方川一郎君）　矢部隆之君。

○１番（矢部隆之君）　１点、再質問させていただきたいと思います。

観光であるとか、地場産品の振興という部分で考えますと、先ほど道の駅、町長からもいろいろ商品の内容も含めてお話ありましたけれども、観光のために本町を訪れる人の立場になって考えますと、やはり先ほど道の駅出ましたけれども、観光の目玉

というのは各町村もそうですけれども、道の駅ではなかろうかと。

ここにはその地域の特産品であるとか、いろいろな部分、その地域に密着した製品等を置いているところが多いわけなのですけれども、本別、ちょっと商品ではないのですけれども、この前、豆まかナイトでしたか、あのときに豆アート、非常にすばらしい豆アートつくってあったのですけれども、ああいったものを道の駅等にも展示をして来る方々に見てもらって豆の町本別ということでアピールするのであれば、そういったことも一つの方策かなということも一つ考えられると思います。

それと、もう１点、先ほど言ったように観光のために本別を訪れる人の立場ということでちょっとお話させていただきますと、先ほど言ったように目玉である本別道の駅があるよ、本別公園に行けば緑豊かな、癒される非常に広大な空間があるよと、これについても町民懇談会に出ておりましたけれども、ほかの町村にはなかなかないゴーカートというもので子どもを連れていっても遊べるよということで、楽しむところがあるというようなことで、その施設であるとか、食べ物であるとか、その町の魅力というものが人を引きつけるのではなかろうかというふうに考えるのですけれども、同時にその施設等の本別町全体も含めてですけれども利便性といいますか、それが大きなウエートを占めるのではなかろうかというふうに思うのですけれども、具体的には例えば道の駅がわかりやすいところにあるのかと、交通アクセスがいいのかとか、あとは駐車場が広くあるのかとか、本別公園でいけばこれについても町民懇談会でも出ておりましたけれども、食事するところがあるとかという部分も出ておりましたのですけれども、そういったことで例えば道の駅で言いますと特産品であるとか、品揃えがいいのかとかいう部分も非常に来る方々の大きな要因の一つではないかと、ちょっと余談になりますけれども、道の駅３０万人の来場者があったということで、直販品の販売金額を決算書を見ますと１,８００万円ほどということで、単純に割り返しますと客単価６０円にも満たないということで、これが１０万人にしても１８０円の客単価しかなりませんので、品揃えがいいのか、これはＮＰＯ法人さんですから行政がどうのこうのということではございませんけれども、品揃えも先ほど言ったように含めて、こういったことも新商品開発するに当たっての一つの要因、選定する要因の一つではなかろうかと、考えていかなければいけない部分もあるのではなかろうかということで、せっかく３０万人という相当な人数でありますけれども、来てくれるということ、これはチャンスですから、ぜひともこういったものも含めて販売金額をふやす方策等も含めて考えていただきたいというふうに思います。

それで、本別公園のお話、先ほど食事する場所がないということでちょっと話しましたけれども、このことについては総合計画の中で義経の里御所リニューアルについて検討していくよと、リニューアル等を進めますというふうに書いてございますけれども、こういったことも観光振興の中で触れておりますけれども、具体的なプラン、食事もないというような苦情といいますか､そういったお話もありますので､どういっ

た部分でのリニューアルを考えて進めていくのかということについてもちょっと１点、具体的なものがあればお伺いしたいということでございます。ぜひとも利便性のいいリニューアルをしていただきたいということでございます。

それともう１点、何回も出ますけれども、道の駅につきましても、先ほど言った利便性という問題からわかりやすいところにあるのかとか、高速道路おりたところに本別町全体の大きな道の駅があるとか、本別公園がここにあるとかというような看板があるのかという部分が必要になってくると思いますけれども、道の駅の立地条件からいって幹線道路沿いにあるとはいいながらもロータリー、あそこにも１０台ほど駐車するスペースございますけれども、あそこを思い切って直接、そこに車をとめて階段上がりますけれども、直接入っていけるような、わかりやすくするためにも、あそこロータリーの改造といいますか整備して、駐車場等にしてストレートに道の駅に入れるようなお考えはないのかというようなことも含めて、それともう１点、上にもといいますか、上のほうにも駐車場ございますけれども、あそこも変則的な駐車場になってございますので、構築物がありますので、あの構築物を移転した中であのスペースを大きく大型の観光バス等も入れるようなちょっと迂回をしなければとまれないような今、駐車場になってございますので、そういったことも含めて整備をして、既存にある駐車場を大きく拡充する考えはないのかどうか、これについて２点ほどお伺いをしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（方川一郎君）　答弁の前に、矢部議員の通告の部分で余りにも幅広く述べられていて、通告の中身に沿った中で広げると切りがない状況もありますので、そこら辺、端的にお願いします。

○１番（矢部隆之君）　はい、わかりました。

○議長（方川一郎君）　答弁、髙橋町長。

○町長（髙橋正夫君）　答弁漏れがあったらぜひまた御質問いただきたいと思いますが、御質問のように本当に若い世代が本別の特産品だとか、まちおこしだとか、また人との交流など含めて豆まかナイトだとか、これは農村青年と商工会青年と町の若手が一緒になって同種会という名前のグループをつくって、しっかりまた連携していくと、これは大変なやはり画期的な若者の団結だというふうに思いますが、共通して豆の町本別をしっかりＰＲしようということ含めて、こういう取り組みをしていただいていますから、きっとことし予算もまた議会も承認いただきましたし、また大きくこれも発信しながら継続して本町の大きな大きな冬の風物詩の一つに育てていってくれるのではないかと、それを通じながらまた、それぞれ人の交流になるよう、また共に同じ目標に向かって汗をかくというのは大変なことだと思いますし、そういう意味では人材の大事な育成の場になっていると思っています。

また、公園の中の食事するところということですが、せめて連休だとか、土日何と

かならないでしょうかという観光協会に実は打診をしながら計画をしてきた経過もあるのですが、やってそのときだけで終わるというのもなかなか、そういうことではまずいということで、企画いただいたその人たちもちょっと人のやり繰り含めて、それぞれ年齢構成も含めて実現に至らなかったということもあるのですが、それら含めてこれは課題として今、移動の販売車というか、食事のできるような施設というか車を持って営業したいという方も出てきましたし、またいろいろな意味でせっかくのところですから、しっかりと来ていただいた方にやはり食事の提供をする、物も買えるというのは、これは本当にサービスですから、そういうこと含めてしっかりまた全体で考えていきたいなというふうに思っております。

さらにまた、道の駅も３０万人ということですから、本当にこれは私どもいつも言うのですが、せめて３００円ぐらい買ってもらったら大変なものだよねという話なのですが、やはり買ってもらうものを置くということが、道の駅に寄るということは、やはりこの町なら、この村なら含めて、この道の駅に何か特徴のあるものないかなと、そういうものを私どもたまたま寄るときにはそういうことで寄るのですけれども、そういうものをぜひつくろうと、どこかから持ってきたキャラメル売ったって同じだよと、だめだと、そういう意味ではかなり模索していただいたり、しっかり何とかしようということでいろいろ工夫しながら道の駅も頑張っていただいていますから、要するにことしはそれぞれ売り上げも少し伸びたこと含めて、総会の中で、また皆さんで協議していただいて、新しい方向、地元産のこの木材を利用した棚だとか、新しく工夫していただいてリニューアルもいただいていますから、何年に１回かはいつも同じではなくて商品もそうですけれども、施設のあり方もリニューアルしながら、常に新鮮で行ったらまた変わったねと、そういうような道の駅のあり方も含めて、ほかの商店もそうですが、そのようなことをぜひ頑張っていただくようにまた今後お願いしているところであります。

また、御所の関係ですが、総合計画に載っている御所は館でなくて御所のほうなものですから、宿泊のほうですから、これはリニューアルが２年間で終わりましたので、ここは館のほうの、要するに館本体のほうの部分についてまだ計画はしております。ここでできれば、食事など含めてやってほしいということで、この部分は何とか努力して、せめて連休だとか、本当に特色のある祭日に運営をしていただけるような、そんな方法もまた努力させていただきたいなというふうに思っています。

これ、駅前の関係ですが、本当にわかりづらいというのはもちろん最初からですから、確かにロータリーがあって、これは設立当初からいろいろ議論あるのですが、あれは北海道の用地で、駅前のロータリー、それで優先的にはバスの路線など含めて、あのような形になっているものですから、それで両側は車どめがありながら、ああいう景観になっているということも、またこれも御理解いただきたいと思いますし、これは北海道とそれぞれの協議を整えて、またこの整備をするということについては、

これからのまた北海道とのいろいろな都市計画上の協議が必要になってくるということでありますから、それも含めて順次また整備については協議を進めていきたいなと思っています。

また、道の駅の裏側の駐車場ですが、スペース確保のため移転すべきでないかということですが、あれはこだわりもって、歴史を残すために残したそういうものですし、あれは北海道で一番古い歴史のある、まさに歴史の証人だということで、あの位置に置くことの必要性も含めて今までそれぞれ設置をしたところですから、ロータリー、車がとめるのは駅前のほうにとめるのですが、バスがとめるより前に、最近は大型車がそこにとまって、一日中とまっているというのも何台かあるそうでありますから、道の駅の管理の人に聞くと、それで変則的に横にとめるのではなく道の駅のほうに頭を向けてとめて、なるべく占有されないような方向ということでありますけれども、ちょっとそれぞれコンサルの指導なんかいただいたときには、今のようなああいうとめ方をすると、道の駅のあり方としては非常にやはり利便性が悪くて景観も悪いし、モラルとしての見識も問われるよとなどなど含めて指導を受けている部分ありますので、それら含めて駐車のあり方、看板の設置の仕方も含めて、これはやはり協議をしてそれぞれ指導をいただいたような、せっかくの研修でやっていますから、そのようなことで今、道の駅にお願いをしているということであります。

さらにまた、ほかにまだいろいろあったかと思いますが、自然の中で豆まかナイトとアートですか、本当に私も豆まかナイトもすごいと思うのですが、前段で子どもたちみんな参加して、あれだけの２００数十点の豆アートもつくって、それぞれ商店だとか、関係機関に掲示をしていただいている、それはすごいなと思いますし、それもまたもっと会議室の中に何点かありますけれども、写真展のように、あれがまた多くのこのアートが展示として見れるような、そんな方法もやはりこれからもきっと続けていただけると思いますので、このようなことを含めて、また本別の特に豆アートと言われるものをしっかり前に出していただければなというふうに思っています。

特に、ずっと最初からですけれども、物は小さいのですけれども、ちょうどカウンターの下に、前にいろいろな豆を使った、いろいろな動物だとか、人形だとかとすばらしいアートをつくっているかと思うのです。

そういうこともっともっと表に出していいのかなと思います。それが逆に本別の特産､名産にもなっていくのかなというふうにも思いますし､そのようなこと含めて、またＮＰＯの皆さん方とそれぞれ相談しながら、取り組んでいきたいなと思っています。

また、それぞれ必要な部分はしっかりと整理することによって、また道の駅へ来ていただける、そして本町全体の商店が食文化としてはやはり長年頑張っていただいている特色ある商店が残っているということでありますので、食堂含めて、ラーメンもおいしいよ、そばもおいしいよ、それから焼き肉もおいしいし、またスイーツもおい

しいと、こういう店が本当に残っていますので、特色ある店づくりが食のあり方含めて、さらにまた力を入れて努力いただきながら、我々もしっかりＰＲさせていただきますし、町全体として本別来たらこういうものがあるよと、こういう食べ物あるし、こういう見所もあるよと、本別公園など中心にしてまた、それぞれの頑張っている企業の皆さん方の応援も、みんなでさせていただきながら本別町をＰＲしていくと、このようなことで努力していかなければならないというふうに思っておりますので、また一層の御支援をいただきながら頑張っていくことも含めて答弁とさせていただきたいというふうに思います。

○１番（矢部隆之君）　終わります。

○議長（方川一郎君）　次に、１１番林武君。

○１１番（林　武君）　議長の許可を得ましたので、通告どおり１問について教育長に質問をいたします。よろしくお願いします。

本別高校生徒の確保についてであります。少子化の中で中学卒業生数が減少する中、その対策が急務となっております。本別高校の現状と課題についてお伺いをいたします。

新たな高校教育に関する指針、これは道教委が高校教育の考え方と施策を示したもので２００８年度から実施されています。内容は、全日制課程は１学年４から８学級を望ましい規模とし、３学級の高校は望ましい規模になるよう、近隣高校と再編、２学級以下は中卒者数や欠員状況など、勘案しながら順次、再編整備するとなっています。

６月２日に公表されました２０１６年から２０１８年、この３カ年の公立高校配置計画案は統合、学級減、地域キャンパス校、学科再編などなど多くの高校が示されました。本別高校は２０１３年度３８名の入学者で本校始まって以来の初めての１学級になった経過がございます。本年も１０月ころから高校の体験入学が始まります、あわせて順次進路指導を経て三者面談を経て、最終進路が決まる１２月ころが正念場だと思っております。

支援策も必要です。が、しかし勉強でもスポーツでも、卒業後の進路がどう開けるかが大事だと考えます。特色ある学校づくりを含め、教育長の見解を伺います。

○議長（方川一郎君）　中野教育長。

○教育長（中野博文君）　林議員の本別高校生徒の確保についての御質問に御答弁させていただきます。

北海道教育委員会が示しております高等学校基本の教育の基本的な考え方につきましては、林議員の御質問のとおりでございますが、本年も去る５月１１日に毎年、恒例となっております第１回目の公立高等学校配置計画地域別検討協議会が帯広市で開催されております。

その内容につきましては、２７年度に幕別高校と広尾高校が２学級の定員に対し、

１学級の入学にとどまったこと、２９年度に新得高校が募集停止すること、３０年度には学区全体で３６人、帯広市内で４５人の中学校卒業者の減少が見込まれますことから、ゼロないし１学級減の検討が必要であること、さらに３１年から３４年の４年間で２２５人の減が見込まれますことから、帯広市及び周辺町におきまして４ないし５学級の調整が必要である旨の説明がなされたところであります。

その後、御質問にございますとおり６月２日に示されました平成２８年度から３０年度の十勝におけます公立高等学校配置計画案では、平成２８年度に広尾高校を本年４０人を切って１間口になりましたものの、中学卒業者数の状況から勘案して、２学級の募集に戻すこと、帯広三条高校を７学級から６学級に１学級削減することが打ち出されております。

本別高校の現状についてでございますが、現在の第３学年の入学時であります２５年度に１学級となりましたものの、２６年度には６２人、２７年度には４８人の入学者を得まして、２学級を維持している状況でございます。

平成２６年度より支援策の拡充をさせていただきました。通学費の全額補助、制服の購入費支援を行いますとともに、遠距離地域からの入学者の対応といたしまして下宿先の確保を行いますとともに、さらなる近隣町を含めました中学校へのＰＲ活動を初め、北海道教育委員会に対しまして本別高校の存続にかかわります要請行動などを行ってまいりました。

また、学力向上のため、模擬試験、受験助成や補助教材を活用いたしました学習支援、資格取得や検定助成などを行いますとともに、高校におきましても教科、カリキュラムを大幅にふやすなどの御努力をいただいた結果、今春の卒業生は５人が国公立大学に合格し、就職先におきましても６人が公務員に就くなど、全ての卒業生が望んだ進路先に進んでいるところでございます。

今後の生徒確保のための取り組みにつきましては、６月１６日を皮切りにし、管内の中学校を訪問をする予定としております。本別高校の特徴と支援策について十分にＰＲをしながら、生徒や保護者の皆さんにお伝えをしていきたいと考えています。

１０月には御質問にありましたように１日体験入学が開催される予定もしております。

いずれにいたしましても、町内の中学卒業者がここ数年は５０人台で推移いたしますし、近隣町村におきましても中学卒業者が減少傾向にございますので、大変、厳しい状況でございますが、本別高校に行きたい、本別高校に来てよかったと思っていただけるよう、地域の進学校として学習サポートの継続と拡充を図りますとともに、外部指導者を積極的に活用をするなどして、部活動の充実などに努め、夢を実現できる本別高校であること、魅力ある本別高校であり続けるために、さまざまな関係団体の御協力をいただきながら取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても引き続き御支援を賜りますようお願いを申し上げ、御答弁とさせていただきます。

○議長（方川一郎君）　林武君。

○１１番（林　武君）　再質問をさせていただきます。

今、教育長の答弁は私も再質問の中で入れていたのですけれども、数字的に教育長のほうで一部説明されたので､答弁がありましたので､あえて質問はいたしませんが、町村部の高校が生徒の確保に苦慮している要因は一体何なのかなと、確かに卒業生の絶対数が足りないのはわかりますけれども、やはり少子化も当然ですけれども、従来５学区あった学区が１学区になったということで、帯広市内に生徒が、どうしてもそちらのほうに向いて集中しているのではないかなという背景は、そういう要因があるのではないかという指摘もあります。

私は、確かに５学区から１学区になったということは、いわゆる進路として進む生徒の選択肢が広がったということで悪いとは思っていませんけれども、しかし町村部の学校は非常に苦慮していると、そしてまたいろいろな特色ある支援策も含めて頑張っているところでありますけれども、なかなか満度な生徒の確保は難しいというのが現状であります。

教育長も先ほど答弁の中でありましたとおり、２０１６年から、次年度から１８年度まで、１６年はわずか３４人だそうです、十勝管内の卒業生の減は。しかし、２０１７年になります８６人という大きな数字が大幅に減少するということが推定されております。

１８年はそう大きな減はないようですけれども、ここ３年間で差し当たりの３年間でこういう数字が出ております。先ほど教育長、答弁にありましたとおり、２０１９年から２０２２年ぐらいまで、この辺につきましては総体的に２１２人という推計がされております。全くそうだと思います。

そういうことで、今後、さらなる再編が進むのではないかなという懸念は持っております。地域に適した教育力、これの維持するためには本別高校の将来像、これについては地元主導でしっかりと対応すべきかなと、このように考えております。

本別高校の考える会、こことのどのような検討、また協議をなされているのか教育長の見解をお伺いします。

○議長（方川一郎君）　中野教育長。

○教育長（中野博文君）　お答えを申し上げたいと思いますが、林議員からの今の御質問の中で、昔は大学制という時期がありました。その後、小学制になったり、中学制になったりしていますが、今はまさに大学制ということでございます。

ただ、昔と何が違うかといいますと、昔はどこの高校も郡部の学校も競争率がありまして、入学選抜試験は定員を超えておりました。

ところが､今現在は同じ大学制でも一部の都市部の学校以外は定員に達していない。したがいまして、郡部は２次募集を行っています。この郡部の中学生は都市部の進学校に挑戦をします。もし、だめならば不幸にして不合格だった場合は、地元の高校に

２次募集で入学するというような状況にあるのかなと思います。これは本別ばかりではございません。

そういう中で、どうしても帯広市の進学校挑戦して、ほとんどが合格をするという状況でございまして、一層郡部が非常に苦しい状況になっているということであります。

例えば、本別町は今現在五十五、六パーセントの地元進学率であります。地元進学率も以前は七十数パーセントの時代がありましたけれども、落ちてきているということであります。

帯広市等に進学した分について、他の町の中学校から本町の本別高校に入学をしていただいて、どうやら２間口を確保しているという現実でございます。

そういう中では、道教委に対しましては、まずその制度について考え、先ほど申し上げましたが、北海道教育委員会が示した方針、基本方針はもう既に１０年経過しています、約１０年であります。

そういった部分で、１０年前と同じような進め方をしていただいていますから、そういう見直しもしていただくよう、要望もしてございますが、いかんせんまだ制度もそういう動きがございませんから、とりあえずこの１０年間の中で一町村で一高等学校の場合で、２間口を確保している高等学校は廃校になった例がございませんので、とりあえずといいますか、当面は２間口を確保するために努力をしていく必要があるというふうに考えてございます。

ただ、大変厳しい状況でございますので、考える会の中でもいろいろな議論をしておりますが、中には今、支援していること事態も、本来、本別町として本当にやっていいことなのかという御意見もございます。

それからまた、一方ではまだまだ支援、いわゆる金銭的な部分でも足りないのではないかというような議論もございます。

私どもはあくまでも考える会はあくまでも後方支援といいますか、側面からの支援ということでございますから、そういう中では子どもたちが他町村の中卒者も含めて本別高校に来ていただく最大の選択の決定的なものは生徒が本別高校に魅力を感じることであります。

そういう考える会でも議論がなされておりまして、そのためには例えば遠距離助成とか、制服の助成は保護者の負担を軽減させますが、保護者からは歓迎されるものだと思いますが、生徒からはそれが選択肢となる最大の魅力ではないというふうに思っておりまして､そういう意見も出ていまして､したがって進学のための進路対策とか、あるいは部活動の充実という部分で支援策、今後も支援をしながら、当面はやはり２間口確保することが必要ですから、そういうことで子どもたちが本別高校を選んでいただけるような策を一層講じてまいりたいとこういうふうに考えているところでございます。

○議長（方川一郎君）　林武君。

○１１番（林　武君）　本別高校の現在地、ここは中央小学校と本別中学校、同じスクールゾーンの中で、常に小学校１年生から高校３年生まで、生徒たち、児童たちが毎日のように土日以外は通学しているという、ほかに余り例のない地域として私はやはり教育長、前にちらっと言っていたのですけれども、いわゆる小中高の連携教育というのでしょうか、本別独自の連携をしっかりと構築しながらやるべきかなと、前には私の記憶では小中高の連絡会というのでしょうか、お互いに年に何回か会って、いろいろな形で協議をした経緯があったと思うのですけれども、何か今、目に見えた行動がないものですから､その辺どうなったのか､やはりそういう特殊地域であるので、ぜひ、小中高の連携を含めてしっかりと地域の皆さんの期待に応えるよう、教育委員会として、教育長として頑張っていただきたいと思いますが、本校の校舎の横断幕ありますよね､大きな横断幕｡あれ何て書いてありますか｡なかなか普段見ないのです。

それで、たまたまこの間、あるとこへ行くときに見たらこう書いてあるのです、本気で本校で夢実現の旅に出ようと、これにもう一つ、私が適当に入れたのですけれども、本気で、そして本腰を入れて、そして本校で夢実現の旅に出ようというキャッチフレーズも一つ刻みながら、小中高の連携を今後どう構築といったらおかしいですけれども、これは教育長の持論でもあると思うのです。

この辺ちょっと見解を伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君）　中野教育長。

○教育長（中野博文君）　まず、小中高等学校の同じ文教地区に存在しているということで、ほかの町には本当にない例だなと思います。

御承知のとおり、数十年前から小中高の合同研修会を場所をかえながら３校、中央小、本別中学校、本別高等学校の場所をかえながら合同研修を行っています。

ちょっと連絡会云々というのはちょっと私、承知していませんが、その研修を実施するに当たって実行委員会的なものがあって、そこで話し合われて進んでいるということでございます。

小中高の連携につきましては、本当に林議員おっしゃるとおり大切な、重要なのもだと思いますが、数年前から高校にも中学校、特に中学校のほうに行きまして英語とか、体育とか、そういう授業交流とか、先生が中学校へ出向いていただいて、この授業をしていただくとか、そういうお願いをしております。

何度か実施をしていただいているのですが､最近またちょっと停滞気味であります。と申しますのは、学級数がどんどん減りまして、生徒も、教員も減ってきているという状況で、なかなかゆとりがないというような状況のようであります。

今、小中学校の連携もどんどん進めています。小中学校の連携も小中高の連携も大切だということで、高校のほうにもそういう形の中でまた一層、連携を深めていただくよう、一貫教育とまではなかなかいかないと思いますが、小中、中高、その連携を

研究をしながら進めていきたいとふうに考えてございます。

横断幕の件でございますがポスターにも夢実現ということで、あるいは本別町の街中、あるいは足寄、陸別、浦幌にもチラシを夢実現ということで配付をさせていただいております。

その横断幕に掲げている、あるいはチラシ等に掲げているプラスアルファ、本気で本腰を入れてというのがまさに本当に必要なことだというふうに思います。この言葉で表現というのはまた別にいたしましても､子どもたち､我々もそうだと思いますが、本当に本気で本腰を入れて本別高校を守らないと、大変な状況になってしまいますので、あるいは生徒にしてみても中学校の今、町内で在学している子どもたちにも私どもはなかなか難しい面もございます。教育というのはやはり子どもにとって自由といいますか、平等でないとならないというのがありますし、帯広に進学する子どもたちがいた、だとしたらそれは喜ばしいことであります。

ただ、半面、この本別高校はすばらしい学校だというふうに思っています。本別高校に行っていただけるように、いろいろな策もそうですが、本別町の高校に入れていただいて、さらに進路、進学も就職も含めて、さらに充実したものになっていただければ、子どもは本別から本別高校に行くのだというふうに思いますので、そういったことを我々も可能な限り、一層支援をしてまいりたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○１１番（林　武君）　終わります。ありがとうございました。

◎散会宣告

○議長（方川一郎君）　以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

散会宣告（午後　３時４４分）

平成２７年本別町議会第２回定例会会議録（第３号）

平成２７年６月１０日（水曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第　１	議案第４４号	本別町介護保険条例の一部改正について
日程第　２	議案第４５号	平成２７年度本別町一般会計補正予算（第２回）について
日程第　３	議案第４６号	平成２７年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第１回）について
日程第　４	議案第４７号	平成２７年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第２回）について
日程第　５	議案第４８号	平成２７年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第１回）について
日程第　６	議案第４９号	平成２７年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２回）について
日程第　７	議案第５０号	本別町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
日程第　８	議案第５１号	辺地総合整備計画について
日程第　９	同意第　３号	監査委員選任について同意を求める件
日程第１０	意見書案第５号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元、「３０人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など２０１６年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
日程第１１	意見書案第６号	地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第１２	意見書案第７号	労働者保護ルールの改定に反対する意見書
日程第１３	意見書案第８号	安全保障関連法案に反対する意見書
日程第１４		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件（総務常任委員会、広報広聴常任委員会）
日程第１５		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件（閉会中の継続調査申出書）
日程第１６		議員派遣の件

○会議に付した事件

日程第　１	議案第４４号	本別町介護保険条例の一部改正について

日程第　２	議案第４５号	平成２７年度本別町一般会計補正予算（第２回）について
日程第　３	議案第４６号	平成２７年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第１回）について
日程第　４	議案第４７号	平成２７年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第２回）について
日程第　５	議案第４８号	平成２７年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第１回）について
日程第　６	議案第４９号	平成２７年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２回）について
日程第　７	議案第５０号	本別町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
日程第　８	議案第５１号	辺地総合整備計画について
日程第　９	同意第　３号	監査委員選任について同意を求める件
日程第１０	意見書案第５号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元、「３０人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など２０１６年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
日程第１１	意見書案第６号	地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第１２	意見書案第７号	労働者保護ルールの改定に反対する意見書
日程第１３	意見書案第８号	安全保障関連法案に反対する意見書
日程第１４		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件（総務常任委員会、広報広聴常任委員会）
日程第１５		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件（閉会中の継続調査申出書）
日程第１６		議員派遣の件

○出席議員（１２名）

議　長	１２番	方　川　一　郎　君	副議長	１１番	林　　武　君
	１番	矢　部　隆　之　君		２番	藤　田　直　美　君
	３番	篠　原　義　彦　君		４番	大　住　啓　一　君
	５番	山　西　二三夫　君		６番	黒　山　久　男　君
	７番	小笠原　良　美　君		８番	方　川　英　一　君
	９番	高　橋　利　勝　君		１０番	阿　保　静　夫　君

―――

○欠席議員（０名）

―――

○説明のため出席した者の職氏名

町長	髙橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者	吉井勝彦君	総務課長	大和田収君
農林課長	工藤朗君	保健福祉課長	村本信幸君
地域包括支援センター所長	飯山明美君	住民課長	千葉輝男君
子ども未来課長	大橋堅次君	建設水道課長	能祖豊君
企画振興課長	高橋哲也君	老人ホーム所長	井戸川一美君
国保病院事務長	毛利俊夫君	総務課長補佐	三品正哉君
建設水道課長補佐	高橋優君	教育長	中野博文君
教育次長	佐々木基裕君	社会教育課長	菊地敦君
学校給食共同調理場所長	久保良一君	農委事務局長	郡弘幸君
代表監査委員	畑山一洋君	選管事務局長	大和田収君

―――

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲巣正樹君	総務担当副主査	塚谷直人君

開議宣告（午前１０時００分）

◎開議宣告

○議長（方川一郎君）　これから、本日の会議を開きます。

◎日程第１　議案第４４号

○議長（方川一郎君）　日程第１　議案第４４号本別町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本保健福祉課長。

○保健福祉課長（村本信幸君）　議案第４４号本別町介護保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法の改正により、低所得者の第１号被保険者に係る保険料について、消費税による公費を投入し、保険料軽減を行う仕組みが設けられたことから、第１段階の保険料基準額に対する割合を「０.５」から「０.４５」に軽減するため、条例の一部改正が必要となりましたので、提案するものです。

それでは、改正条文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町介護保険条例の一部を改正する条例について。

本別町介護保険条例（平成１２年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第４条に次の１項を加える。

６、第１項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、３１,２００円とする。

附則。施行期日。

１、この条例は、公布の日から施行する。

経過措置。

２、改正後の本別町介護保険条例第４条第６項の規定は、平成２７年度分の保険料から適用し、平成２６年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上で、議案第４４号本別町介護保険条例の一部改正について、提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第４４号本別町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４４号本別町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第２　議案第４５号

○議長（方川一郎君）　日程第２　議案第４５号平成２７年度本別町一般会計補正予算（第２回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　議案第４５号平成２７年度本別町一般会計補正予算（第２回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動及び管理職手当率の改正に伴う人件費の調整、マイナンバー制度導入に向けた事務整備及びシステム構築事業、本別町住宅改修等助成事業費の追加が主なものであります。

予算書の１ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１,４３０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６２億５,１７９万１,０００円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明をいたします。

６ページ、７ページをお願いいたします。

歳出ですが、各科目にわたります、２節給料、３節職員手当等、４節共済費の人件費については、人事異動及び管理職手当の率の変更によるもので、１８ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、御覧になってください。

１８ページをお願いいたします。

１、特別職中、下段の比較の欄中、長等、１人増となっておりますのは、教育長を一般職から特別職へ変更したことによるものであります。

次の１９ページをお願いいたします。

２、一般職、下段の左から４列目、管理職手当、１５８万７,０００円の増額となっ

ておりますが、３月の定例会におきまして、職員の給与に関する条例の一部改正で若干説明をさせていただきましたが、本年４月から５０歳台後半層の職員の給与を最大４.０パーセント程度引き下げ、現給保障はあるものの、課長職で５５歳以上の職員は、平成２３年１月から、１.５パーセントの削減となっております。管理職員として執務に対する士気にも影響することから、今回、補正予算の議決をいただいた後、規則の改正を行い７月給料支給分から、課長職で１０パーセントから１３パーセント、課長補佐職で８パーセントから１０パーセントと、平成１３年度以前の率に戻す内容であります。

これに伴います影響額ですが、一般会計で２４８万１,０００円、全会計を合わせますと４１５万４,０００円の増額となります。

７ページにお戻りください。

上から２段目、２款総務費、１項総務管理費、１０目電算事務処理費、１３節委託料１,２９１万５,０００円の補正は、マイナンバー制度導入に伴いますシステム修正であります。

下段の、３項１目戸籍住民基本台帳費、１９節負担金補助及び交付金２７３万２,０００円の補正は、これもマイナンバー制度導入に伴います文書通知、個人番号カード交付関連事務の負担金であります。なお、この経費につきましては全額国からの補助金となります。

次の８ページをお願いいたします。

８ページ中ほどにあります、３款民生費、２項老人福祉費、３目介護保険費、２８節繰出金中、介護保険事業特別会計繰出金、地域支援事業費３２万７,０００円は、地域支援事業費の人件費、報償費等の調整によるもの、その下の低所得者保険料軽減分２３１万５,０００円は、低所得者の１号被保険者保険料の軽減措置によるものであります。

３列下の、介護老人福祉施設事業１,３３４万円の減額は、人事異動等に伴います人件費の調整であります。

飛びまして１２ページ、１３ページをお開きください。

上の段、７款１項商工費、２目商工業振興費、１３節委託料６２６万７,０００円の補正は、今後の企業誘致対応のため事前に用地調査を実施するものであります。

次のページをお願いいたします。

８款土木費、５項住宅費、１目住宅管理費、１９節負担金補助及び交付金１,２００万円の補正は、地方創生に係る住まいの環境整備促進事業、住宅のリフォーム費用の一部助成事業としまして４００万円の繰越予算を見込んでおりましたが、５月１日から募集を掛けたところ、予想をはるかに超える応募がありまして、それに対応するため増額をするものであります。

次の９款１項消防費、１目消防事務処理費、１９節負担金補助及び交付金１４５万

７,０００円の補正は、消防団員退職報償金支給によるものであります。

一番下段にあります、１０款教育費、３項中学校費、２目教育振興費、１９節負担金補助及び交付金３１万円の補正は、本別中学校が道徳教育推進校として指定を受けたことによるものであります。

４ページ、５ページをお開き下さい。

歳入ですが、１０款１項１目地方交付税２９０万１,０００円の増額は、歳入歳出の差額分を計上したものであります。

１４款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金、４節老人福祉費負担金１１５万７,０００円及び２段下の、１５款道支出金、１項道負担金、１目民生費道負担金、５節老人福祉費負担金５７万９,０００円の補正は、歳出で説明いたしました介護保険低所得者被保険者保険料軽減に対する国、道からの負担金であります。

１つ戻りまして、１４款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、１節総務費補助金９２２万５,０００円の増額補正は、マイナンバー制度導入に伴います補助金であります。

一番下段にあります、２０款諸収入、５項１目７節雑入３１万円は、歳出で説明いたしました本別中学校道徳教育推進校事業費に対する補助金であります。

以上、平成２７年度本別町一般会計補正予算（第２回）の提案説明にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

小笠原良美君。

○７番（小笠原良美君）　１５ページ、ただいま課長のほうから説明がございました負担金補助及び交付金のところですが、環境整備促進事業ということで、住宅リフォームの助成をですね、４００万円にさらに１,２００万円の増額補正ということで説明を受けました。希望が多いということでしたが、受付が始まったのが５月１日ですね。１カ月とちょっとというところですが、どのくらいの状況なのかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（方川一郎君）　能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖豊君）　お答えを申し上げます。

５月末現在で６７件ございます。内訳でございますけれども、助成金額１０万円の部分、工事費につきましては２０万円以上１００万円未満でございますが、これにつきましては３８件。１００万円以上の工事費、助成金額が３０万円でございますが、これにつきましては２９件。合計６７件で、交付の予定額といたしまして１,２００万円というふうになってございます。

以上です。

○議長（方川一郎君）　小笠原良美君。

○７番（小笠原良美君）　大変たくさんの数の方が申し込みをされているということがわかりました。

それで受付の期間が、５月１日から１１月３０日までを予定しているようですけれども、今回の１，２００万円で助成する額が間に合うのがどうかということも、ちょっと心配のような気がしますね。もし希望が多ければ、また補正をしながら住民の皆さん方の希望に沿っていくという理解の仕方で良いのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（方川一郎君）　能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖豊君）　お答えを申し上げます。

今回の補正につきましては、業者等から聞き取りをいたしまして、また今後の予定数だとかを聞き取りをいたしまして、補正をしてございます。

また、業者のキャパシティと言いますか、施工できる能力でございますね、そういう部分もありますので、大幅にふえるというふうには、うちのほうとしては考えてはおりません。ただですね、これは３年間で行う中期的な事業でございますので、リフォームを行う町内業者といたしましても、町外から外注をするだとかそういうことがないように、また雑な施工等もですね、ないような形にしてもらいたいというふうに思っていますので、それ以上、極端に多くなった場合については、なるべく次年度以降にまわしてもらうような相談もしたいというふうに思っております。

ただ、どうしても雨漏りですとか、そういう緊急的な部分がございますれば、そういう部分では対応していきたいなというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（方川一郎君）　ほかにありませんか。

高橋利勝君。

○９番（高橋利勝君）　９ページの最後の繰出金のですね、介護老人福祉施設事業で１，３３４万円ということですが、人件費の調整ということですけれども、金額としては結構大きな額ですので、要因というのか、その辺についてお伺いしたい。

○議長（方川一郎君）　井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美君）　お答えをさせていただきます。

この件につきましては、提案理由のとおり人事異動等によるものでございますけれども、老人ホームも今、養護老人ホームと特別養護老人ホームがございます。今回の人事異動につきましては、特別養護老人ホームの正職介護士が養護に、さらには養護老人ホームの準職員介護士が特別養護老人ホームに人事異動になりましたので、このような金額になっているところでございます。

以上です。

○議長（方川一郎君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第４５号平成２７年度本別町一般会計補正予算（第２回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号平成２７年度本別町一般会計補正予算（第２回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３　議案第４６号

○議長（方川一郎君）　日程第３　議案第４６号平成２７年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第１回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本保健福祉課長。

○保健福祉課長（村本信幸君）　議案第４６号平成２７年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第１回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、低所得者の第１号被保険者に係る介護保険料の軽減措置に伴う歳入の調整、人事異動及び管理職手当率の改正に伴う人件費の調整、高齢者の虐待等への対応、認知症初期集中支援チーム設置に伴う事業費の追加が主なものであります。

予算書の１ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４１万９,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億２,８０８万４,０００円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

５ページ、６ページをお開きください。

歳出ですが、各科目にわたります２節給料、３節職員手当等、４節共済費の人件費については、人事異動及び管理職手当の率の変更によるものであります。

上から２段目、４款地域支援事業費、２項包括的支援事業、任意事業費、１目包括的支援事業費、８節報償費３万５,０００円の補正は、高齢者虐待等に対応するため、

社会福祉士、弁護士からなる専門職チーム２名の派遣を依頼するための経費、９節旅費１５万７,０００円の補正は、認知症初期集中支援チームの設置に向け、必要な研修を受講するものです。

なお、７ページ以降の給与費明細書の説明については省略させていただきます。

３ページ、４ページをお開き下さい。

歳入ですが、１款、１項介護保険料、１目第１号被保険者介護保険料２３１万５,０００円の減額は､先ほどの介護保険条例の一部改正の提案説明で説明いたしました、第１段階の保険料基準額に対する割合を０.５から０.４５に軽減することによるもので、軽減額が年額、お一人３,４８０円、対象者６６５人を見込んでおります。

下段の、３款国庫支出金、２項国庫補助金、２目地域支援事業交付金、１節現年度分包括的支援事業、任意事業交付金６万１,０００円及び下段の、５款道支出金、３項道補助金、１目地域支援事業交付金、１節現年度分包括的支援事業、任意事業交付金３万１,０００円の補正は､歳出で説明いたしました地域支援事業費の旅費等に対する国、道からの補助金であります。

一番下段、７款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金、２節地域支援事業繰入金３２万７,０００円の増額補正は、歳出の地域支援事業費調整によるもの、その下の４節低所得者保険料軽減繰入金２３１万５,０００円の増額は､低所得者の第１号被保険者保険料の軽減措置によるものであります。

なお、この軽減措置については、消費税による公費負担の仕組みが設けられたことによるもので、国が２分の１、道が４分の１を負担することになっておりますが、それぞれ１１５万７,０００円と５７万９,０００円を一般会計で補正計上しております。

以上、平成２７年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第１回）の提案説明にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第４６号平成２７年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第１回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号平成２７年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第１回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第４　議案第４７号

○議長（方川一郎君）　日程第４　議案第４７号平成２７年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第２回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美君）　議案第４７号平成２７年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第２回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきまして、施設介護事業費は人件費等の調整、居宅介護事業費は役務費の増額となってございます。

それでは、予算書の１ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１,３３２万２,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、２億７,３６３万１,０００円とするものであります。

事項別明細書により歳出から御説明をさせていただきます。

３ページ、４ページをお開き願います。

２、歳出。

１款介護サービス事業費、１項１目施設介護サービス事業費、２節給料７６４万１,０００円の減額、3節職員手当等５８０万9,０００円の減額、4節共済費２１７万7,０００円の減額、１９節負担金補助及び交付金5,０００円の減額は、人事異動等及び給与改定により調整するものであります。

５ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略をさせていただきます。

７節賃金２２９万2,０００円の増額は、人事異動等により調整するものであります。

続きまして、２項居宅介護サービス事業費、１目居宅介護支援事業費、１２節役務費１万8,０００円の増額は、制度改正確定に伴う介護伝送ソフトバージョンアップ手数料の調整によるものであります。

次に歳入にまいります。

上段ですが、１、歳入。

４款繰入金、１項他会計繰入金、１目１節一般会計繰入金１,３３２万2,０００円の減額は、歳出で御説明しました予算に伴う補正でございます。

以上で、平成２７年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第２回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第４７号平成２７年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第２回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４７号平成２７年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第２回）については、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

◎日程第５　議案第４８号

○議長（方川一郎君）　日程第５　議案第４８号平成２７年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第１回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖豊君）　議案第４８号平成２７年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第１回）について、説明申し上げます。

補正予算書の１ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２９７万７,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ５億２,６８７万円とする内容であります。

事項別明細書により、歳出から説明いたします。

７ページ、８ページをお願いいたします。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、２３節償還金利子及び割引料２４万７,０００円の増額補正は、処理場機器更新工事で発生した鉄屑売払い額が確定し、補助率分を国庫に返納するものです。

２款土木費、１項下水道費、１目下水道新設費、１５節工事請負費２７３万円の増額補正は、処理場の汚泥脱水機インバーターの故障により更新をするものです。

戻りまして、５ページ、６ページをお願いいたします。

歳入ですが、４款１項繰入金、１目一般会計繰入金２７万７,０００円の増額補正は収支の調整です。

下段、７款１項町債、１目土木債２７０万円の増額補正は、歳出で説明いたしました、処理場の汚泥脱水機インバーターの更新に起債を充当させるものです。

４ページをお願いいたします。

第２表、地方債補正。

１、変更。

起債の目的。

公共下水道整備事業、限度額４,３３０万円を４,６００万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

以上、平成２７年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第１回）の説明とさせていただききます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出及び地方債補正一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第４８号平成２７年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第１回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号平成２７年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第１回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第４９号

○議長（方川一郎君）　日程第６　議案第４９号平成２７年度本別町国民健康保険病

院事業会計補正予算（第２回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

毛利病院事務長。

○国保病院事務長（毛利俊夫君）　議案第４９号平成２７年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、行政報告でも申し上げましたが、常勤医師着任に伴う経費の調整及び、管理職手当の率の変更に伴う人件費の調整が主な内容となっております。

補正予算書の１ページをお願いいたします。

第２条の収益的支出でありますが、予算第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するもので、第１款病院事業費用、第１項医業費用を４２万５,０００円減額し、費用の合計を１３億２,３１５万４,０００円とするものでございます。

第３条、議会の議決を経なければ流用することができない経費でありますが、職員給与費を１３３万５,０００円増額し、７億７,０６２万３,０００円とするものでございます。

３ページ、４ページをお願いいたします。

補正予算説明書でありますが、収益的支出、１款病院事業費用、１項医業費用、１目給与費１３３万５,０００円の増額は、管理職手当の率の変更に伴い１４名分の管理職手当の調整を計上するもので、５ページ以降の給与費明細書の説明は省略させていただきます。

３目経費、３節旅費交通費５０万円の増額は、医師着任に伴い職員の旅費に関する条例の規定に基づく移転旅費等を計上するもの、１９節雑費、５４万円の増額は、今回の着任に関し、紹介、斡旋を受けた全国自治体病院協議会に対し、規定に基づき、採用が成立した場合に生じる紹介手数料を計上するものでございます。

その上、１５節委託料中、上段の呼吸器内科医師派遣３３０万円の減額は、おびひろ呼吸器科内科病院より平成１３年から週１回の呼吸器外来の御支援をいただいておりましたが、同病院の事情により４月末で終了に伴うもので、下の脳神経外科医師派遣５０万円の増額は、帯広北斗病院の支援を受け、月１回開設しております脳神経外科外来に係る経費について、２年間の補助金対象期間が満了に伴うことから、６月から１０カ月分の委託料を計上するものでございます。

以上、平成２７年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２回）の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行います。

質疑は収益的支出など一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第４９号平成２７年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４９号平成２７年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議案第５０号

○議長（方川一郎君）　日程第７　議案第５０号本別町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也君）　議案第５０号本別町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基づく準則を定める条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成２３年度よりスタートいたしました第６次総合計画では、新たな仕事づくりなど、５点を主要課題として掲げ、これに対するまちづくりの推進を図っているところでございます。

とりわけ、雇用機会の拡大を最重点課題として、この間、企業誘致や起業化支援を積極的に取り組んでいるところでございます。

今回の条例の制定につきましては、企業立地促進法に基づく、工業立地法に係る特例措置の適用を行うためのもので、特例措置の適用される区域の指定、緑地及び環境施設の面積などを定めるものとなっております。

工場立地法は、工場立地の際に、環境の保全を図りつつ適正に行われるようにすることを法の趣旨としており、緑地を含む環境施設の面積割合を２５パーセント以上と規定しております。

一方、企業立地促進法においては、都道府県と市町村が共同で組織する地域産業活性化協議会での協議を経て策定し、国の同意を受けた基本計画における企業立地重点

促進区域としている部分については、工場又は事業所の緑地面積率及び環境施設面積率について、国の定める基準の範囲内で、条例で適用すべき準則を定めることができることとされているため、特例措置の適用される本別町の区域の産業集積が企業の円滑な経済活動と地域経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、国の定める基準の下限である１パーセントとすることを本条例案で定めるものであります。

このことが結果といたしまして、企業立地促進法の趣旨、目的としております国際的な競争時代にふさわしい新しい企業立地促進策の推進と、地域の特性をいかした企業立地促進がされるものとしております。

それでは、提案条文を朗読により説明をさせていただきます。

なお、本文中の括弧書き等の朗読については省略をさせていただきます。

本別町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基づく準則を定める条例。

趣旨。第１条。

この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成１９年法律第４０号）第１０条第１項の規定に基づき、工場立地法（昭和３４年法律第２４号）第４条第１項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

定義。第２条。

この条例における用語の意義は、工場立地法の規定の例による。

区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合。

第３条。

この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域の範囲。

本別町南４丁目１７４番１、本別町共栄１６番２、本別町２９線。

緑地の面積の敷地面積に対する割合。

１パーセント以上。

環境施設の面積の敷地面積に対する割合。

１パーセント以上。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第５０号本別町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５０号本別町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基づく準則を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第５１号

○議長（方川一郎君）　日程第８　議案第５１号辺地総合整備計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　議案第５１号辺地総合整備計画について、提案理由の説明をいたします。

辺地の総合計画の策定につきましては､辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第１項に基づき、あらかじめ知事との協議のうえ、議会の議決を経てこれを総務大臣に提出することになっております。

本案の本別町押帯辺地及び美蘭別辺地は、平成２６年度で計画期間が終了したことから、今期平成２７年度から平成３１年度までの５カ年計画を新たに策定し、道と協議中のところ、５月２０日付けで知事との協議が整いましたので提案するものでございます。

それでは、議案第５１号の次ページ、総合整備計画書により説明をさせていただきます。

本別町押帯辺地。

１の辺地の概況は説明を省略させていただきます。

２、公共的施設の整備を必要とする事情でありますが、次のページの別紙に記載のとおりでございますが、各事業の概要について説明をさせていただきます。

（１）の道路、橋梁長寿命化補修架替事業は、平成２４年１２月に策定いたしまし

た本別町橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁の適切な補修、架け替えを行うことで、橋梁の長寿命化とコスト縮減を図り、将来に渡り安全、安心な道路網の確保をするものであります。

（２）、飲用水供給施設、美蘭別地区営農用水事業、管路延長４１.５キロメートル、うち区域内７.５キロメートルは、農業経営及び生活に必要な用水を安定的に確保し、農業経営の合理化や生産性向上など、営農環境と生活環境の改善を図るものであります。

次に、前のページに戻りまして、３の公共的施設の整備計画でありますが、施設名の道路でございますが、橋梁長寿命化補修架替事業で、事業主体は本別町、事業費は８,０００万円、辺地対策事業債の予定額は、２,８００万円でございます。

次の、飲用水供給施設でございますが、美蘭別地区営農用水事業で、事業主体は本別町、事業費は３億４,４３０万円、辺地対策事業債の予定額は１億１５０万円でございます。

合計事業費は、４億２,４３０万円、特定財源２億９,４８０万円、一般財源１億２,９５０万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は１億２,９５０万円とする内容でございます。

次のページをお開きください。

本別町美蘭別辺地。

１の辺地の概況は説明を省略させていただきます。

２、公共的施設の整備を必要とする事情でありますが、次のページをお願いいたします。別紙に記載のとおりでございますが、各事業の概要について説明をさせていただきます。

別紙、（１）の道路、①、美蘭別活込横断道路、道路改良事業、延長２,７０６メートルは、美蘭別、活込地区を結ぶ主要幹線道路であります美蘭別活込横断道路の改良工事で、平成１３年度からの継続事業で、計画年度は平成２７年度から３０年度であります。

②、橋梁長寿命化補修架替事業は、平成２４年１２月に策定しました本別町橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁の適切な補修、架け替えを行うことで、橋梁の長寿命化とコスト縮減を図り、将来に渡り安全、安心な道路網の確保をするものであります。

（２）の通学施設は、美蘭別線のスクールバス１台を本計画中に更新を図る計画であります。

次のページ、（３）、飲用水供給施設、美蘭別地区営農用水事業、管路延長４１.５キロメートル、うち区域内３０.５キロメートルは、農業経営及び生活に必要な用水を安定的に確保し、農業経営の合理化や生産性向上など、営農環境と生活環境の改善を図るものであります。

戻りまして、前のページをお願いいたします。

３の公共的施設の整備計画でありますが、施設名の道路でございます。２事業あります。

１つ目は、美蘭別活込横断道路改良事業で、事業主体は本別町、事業費は１億１,０００万円、辺地対策事業債の予定額は、３,８５０万円でございます。

もう１事業は、橋梁長寿命化補修架替事業で、事業主体は本別町、事業費は１億７,０００万円、辺地対策事業債の予定額は、５,９５０万円で、合わせて事業費２億８,０００万円、辺地対策事業債の予定額は９,８００万円でございます。

次の、通学施設については、スクールバス１台の更新を図るもので、事業主体は本別町、事業費は２,１００万円、辺地対策事業債の予定額は、１,６７０万円でございます。

次の、飲用水供給施設でございますが、美蘭別地区営農用水事業で、事業主体は本別町、事業費は１４億２０万円、辺地対策事業債の予定額は４億１,２９０万円でございます。

合計事業費は、１７億１２０万円、特定財源１１億７,１８０万円、一般財源５億２,９４０万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は５億２,７６０万円とする内容でございます。

以上、議案第５１号辺地総合整備計画の提案説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第５１号辺地総合整備計画についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５１号辺地総合整備計画については、原案のとおり可決されました。

◎日程第９　同意第３号

○議長（方川一郎君）　日程第９　同意第３号監査委員選任について同意を求める件

についてを議題とします。

暫時休憩します。

午前１０時５４分　　休憩

午前１０時５４分　　再開

○議長（方川一郎君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

髙橋町長、御登壇ください。

○町長（髙橋正夫君）〔登壇〕　同意第３号監査委員選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成２７年８月３日をもちまして任期満了になります、監査委員につきまして、本別町○○○○○○○○にお住まいの畑山一洋さんを、人格、識見とも適任と判断し、再任をいたしたく、地方自治法第１９６条第１項の規定により、議会の同意を求めるために提案をした次第であります。

御同意をいただきますように、よろしくお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、同意第３号監査委員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（方川一郎君）　起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第３号監査委員選任について同意を求める件は、同意することに決定されました。

暫時休憩いたします。

午前１０時５６分　　休憩

午前１１時１０分　　再開

○議長（方川一郎君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第１０　意見書案第５号

○議長（方川一郎君）　日程第１０　意見書案第５号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元、「３０人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など２０１６年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書につ

いてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

黒山久男君、御登壇ください。

○６番（黒山久男君）〔登壇〕　意見書案第５号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元、「３０人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など２０１６年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第１４条の規定により提出いたします。

なお、案文を朗読し、提案にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元、「３０人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など２０１６年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書案。

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。また、これは地域主権を脅かすものではなく、義務教育費国庫負担制度は地域主権を保障する制度であり、義務教育に必要不可欠であることから、制度の堅持と三位一体改革で削減された負担率を１／３から１／２へ復元するなどの制度改善が極めて重要です。

今年度の政府予算は、財源不足などを理由に、義務標準法改正をともなう教職員定数改善の概算要求は見送られ、加配措置は授業革新等による教育の質の向上など９００人と東日本大震災の被災地学習支援１,０００人にとどまっています。２０１４年の厚労省国民生活基礎調査では、子どもの貧困率は過去最高の１６.３パーセントに達し、生活保護費の算定要素である生活扶助費についても削減が進むなど、就学援助を受けている子どもたちへの影響が懸念されます。

地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ています。また、国庫負担率が１／２から１／３になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子どもたちに行き届いた教育を保障するために、教職員定数の改善と学級基準編制の制度改正及び３０人以下学級の早期実現が不可欠です。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率の１／２への復元など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう下記の項目について、意見します。

記。

１、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を１／２に復元すること。

２、３０人以下学級の早期実現にむけて、小学校１年生から中学校３年生の学級編成標準を順次改定すること。当面、新たな教職員定数改善計画を早期に実施すること。

また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消をはじめ､義務標準法改正をともなう教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。

３、子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。

４、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

５、就学援助制度の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

なお提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣、地方創生担当大臣でございます。

この意見書は、毎年この６月議会に出しておりますので、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第５号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元、「３０人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など２０１６年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第５号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元、「３０人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など２０１６年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　意見書案第６号

○議長（方川一郎君）　日程第１１　意見書案第６号地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

高橋利勝君、御登壇ください。

○９番（高橋利勝君）〔登壇〕　意見書案第６号地方財政の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第１４条の規定により提出します。

なお、提案理由の説明につきましては、案文の朗読にかえさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書案。

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大するなかで、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少するなかで、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

しかし、経済財政諮問会議においては、２０２０年のプライマリーバランスの黒字化をはかるため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減にむけた議論が進められています。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが国の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、２０１６年度の政府予算は、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、以下の事項の実現を求めます。

記。

１、社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。特に、今後、策定する財政再建計画において、地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすること。

２、子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。

３、復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の２０１６年度以降も継続すること。また、２０１５年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないよう、地方交付税算定のあり方を検討すること。

４、法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保をはじ

め、財政運営に支障が生じることのないよう対応をはかること。また、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。

５、地方財政計画に計上されている歳出特別枠及びまち・ひと・しごと創生事業費については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振替えること。

６、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、地方創生担当大臣。

以上でございます。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第６号地方財政の充実・強化を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第６号地方財政の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　意見書案第７号

○議長（方川一郎君）　日程第１２　意見書案第７号 労働者保護ルールの改定に反対する意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫君、御登壇ください。

○１０番（阿保静夫君）〔登壇〕　意見書案第７号労働者保護ルールの改定に反対する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第１４条の規定により提出します。

なお、案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

労働者保護ルールの改定に反対する意見書案。

政府は成長戦略の名のもと、労働者保護ルールの改定を打ち出している。派遣労働の大幅な拡大、労働時間や解雇の規制緩和、職業紹介事業の民間開放など、どれも労働者の生活を脅かす内容である。

労働者派遣法改正案は、臨時的・一時的な業務に限定し常用雇用の代替をしてはならないという派遣労働の大原則を取り払い、派遣期間上限３年を外して無期限に派遣労働者を使い続けられるようにするものであり、これは、ふえ続ける派遣労働者の正社員への道を閉ざし、不安定雇用のまま生涯派遣を押しつけることになりかねない。

また、労働基準法改正案の一番の問題点は、労働時間、休日、深夜の割り増し賃金の規定等を適用除外とする新制度（特定高度専門業務・成果型労働制）の創設である。労働時間制度は、労働者を守る最低限のルールであり、すでに、労働時間を自分の裁量で管理できる立場にある上級管理職や研究者については裁量労働制が導入されている。長時間過密労働が蔓延し、過労死・過労自殺が後を絶たない現状において、さらに、これらを助長しかねない労働時間規制を適用除外する新制度や裁量労働制の拡大は認めることができない。

これまで、労働者派遣法改正案は国会で２度も廃案になり、また、今回の労働時間規制を適用除外する新制度は、前回、法案提出ができなかったホワイトカラー・エグゼンプションと同様なものである。

よって、国におかれては、下記事項について取り組むよう強く要望する。

記。

１、労働者派遣法改正案を撤回すること。欧州連合（ＥＵ）型の均等待遇原則を参考に、派遣労働者と正規労働者の間の均等待遇の確保を推進すること。

２、労働時間（時間外労働）の上限規制や勤務間インターバル規制（２４時間につき最低連続１１時間の休息時間を確保する規制）等を導入して、長時間労働を抑制し不払い残業を根絶すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出するものです。

なお提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。

議員各位の御賛同のほど、よろしくお願いします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第７号労働者保護ルールの改定に反対する意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第７号労働者保護ルールの改定に反対する意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　意見書案第８号

○議長（方川一郎君）　日程第１３　意見書案第８号安全保障関連法案に反対する意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

高橋利勝君、御登壇ください。

○９番（高橋利勝君）〔登壇〕　意見書案第８号安全保障関連法案に反対する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第１４条の規定により提出します。

なお、提案理由の説明については、案文の朗読をもってかえさせていただきます。

安全保障関連法案に反対する意見書案。

安倍政権は５月１５日安全保障関連法案を閣議決定し、衆議院に提出しました。法案は平和安全法制整備法案と国際平和支援法案の２本立てとなっていますが、平和安全法制整備法案は、自衛隊法、国際連合平和維持活動に対する協力に関する法律、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律、周辺事態に際して船舶検査活動に関する法律、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律、武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律、国家安全保障会議設置法の一部改正と多岐に及んでおり、５月２６日の衆議院本会議、５月２７日からの衆議院平和安全法制特別委員会において審議が行われています。

このため各党の質問も様々な状況に対する質問が行われ、自衛隊、国民のリスク、海外派兵、存立危機事態、武力行使、対米関係、他国軍支援等の論戦が交わされてい

ます。

しかし、この論戦によって法整備の危うさが明らかになりつつあり、国民の間では不安が高まっています。いずれ我が国が戦争に巻き込まれるのでは、将来子供たちや若者が戦場に駆り出されるようになるのでは、という懸念が強まっています。

よって、政府は我が国の平和と子供たちや若者の未来を守るためにも、すみやかに安全保障関連法案の取り下げをするよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、以上でございます。

議員各位の賛同を、よろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します

大住啓一君、御登壇ください。

○４番（大住啓一君）〔登壇〕　安全保障関連法案に反対する意見書案に反対する立場で討論を申し上げます。

本意見書に反対する立場からでございますが、１点目といたしまして、国防、外交は国の専権事項であること。また２点目といたしましては、現在立法府において審議、論戦中であることから、本意見書については反対するものでございます。

議員各位の御英断をお願いし、反対討論といたします。

○議長（方川一郎君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿保静夫君、御登壇ください。

○１０番（阿保静夫君）〔登壇〕　議案第８号、安全保障関連法案に反対する意見書に賛成の討論を行います。

まず第１に、先日６月４日、衆議院憲法審査会において、参考人として招致された３人の憲法学者がそろって、集団的自衛権行使を可能にする関連法案、私はこれを戦争法案との認識ですが、について、憲法違反だとの認識を表明しました。

早稲田大学の長谷部恭男教授、笹田栄司教授、慶応大学の小林節名誉教授の３氏です。

与党も含めて合意した参考人全員が違憲の判断を示したものです。

私はこの時点で、法的に勝負ありと確信させていただきました。

憲法は言うまでもなく、我が国の最高法規であり、憲法に違反する法律は民主主義の日本においては存在し得ないというのが当たり前です。そして我々地方議員も、憲

法に基づく地方自治法により、住民の皆さんの民主的な選挙により、ここに存在しております。その憲法に違反すると、専門家が断罪した法案は、意見書の指摘しているとおり、即刻取り下げるべきであります。我々は憲法によって存在しうるのだと私は思っています。

第２に、この中にも経験された方がいらっしゃると思いますが、本別は昭和２０年７月１５日にアメリカ軍の空襲を受けて、尊い人命を奪われ、焦土と化す、大きな被害を受けた町という歴史の真実から、２度と戦争はしてはいけないということが人々の心に刻み込まれている町だと思います。そして、空襲を受けた原因は、雲の切れ間で晴れていたとの説もありますが、軍馬補充部や弾薬庫があったことなどを含めて、空襲を受ける原因だったとの意見もあります。軍事的な攻撃目標があったのだという説もあります。

安倍政権は万が一のための最低限の武力の行使ということを言っていますが、武力そのものが攻撃の対象になるということについては一切語りません。

私は今回の関連法案は、嘘で塗り固められた法案で、国民には一切真実が語られていないと感じています。私は国際的紛争、問題の解決は、これまで日本がとってきたように、どんなに時間がかかっても話し合いによる解決を見出していくことだと思います。

日本はとりわけ憲法９条によって、武力によらない問題解決という姿勢をとってきた、そういう意味では世界に類を見ない一流国だと思います。それがいろいろな理由をつけて、武力の行使や、他国と一緒に戦争をするような国には絶対になってほしくありません。そのような三流国にはなってほしくないのです。その意味でも、意見書の指摘しているとおり、法案は即刻取り下げるべきであります。

第３に、近年自衛隊員の自殺が５０名を越えているとの報道があります。内部的にはそれ以上だとの報道もあります。

安倍首相は本法案で、自衛隊員の活動範囲が広がることに対して、生命のリスクはないと言っています。しかしその引き合いに出したのは、災害出動でもリスクはある、でした。

自衛隊員の若者の命を何と思っているのか。私は怒りを禁じ得ません。

私はこの安全保障関連法案は、自衛隊員の若者の命が危険にさらされ、同時に他国の人を傷付け、あるいは殺す、すなわち殺し殺されることにつながる法案だと思います。そういう意味でも、本法案は取り下げるべきであり、意見書に賛成です。

以上、申し上げて、私の賛成討論といたします。

議員各位の御理解と御賛同をお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

山西二三夫君、御登壇ください。

○５番（山西二三夫君）〔登壇〕　安全保障関連法案に反対する意見書に対する反対を

させていただきます。

議員の皆さん、今から５５年前の今頃は、デモ隊が国会を取り巻いて、連日騒然としていた、いわゆる６０年安保です。５月２０日未明に、岸内閣による日米新安保条約の衆議院での採決が行われ、６月１９日に自然成立をしたわけであります。日本はこの安保条約に守られて来ました。

この５月から集団的自衛権の行使に関わる法的整備が国会審議される。５５年前に比べれば国民的な関心は低調であり、国会周辺も静かなものです。

戦後、世界は決して日本国の憲法が想定しているような、平和を愛する様々な国民の公正と、信義に信頼してという状態ではない。ますます世界各地では緊張が生じているのである。

では、日本の防衛はどうするのか。他国との安全保障の枠組みを前提とする以上、集団的自衛権の行使を可能として、相互協力体制を強化することは当然と言わねばならない。

野党からは、だめよだめよの反対の声ばかりで、対案さえ出てこない。

皆さん、今の時代に合った法律の改正こそが、国民の安全と安心を守り、幸福な日本をつくる。我が国の平和と、子ども達や若者の未来を守り、幸福な日本をつくるため、よってここに意見に反対したいと思います。

今、阿保さんのほうから９条の話もありましたが、世界の人は憲法９条を知っているわけではありません。ましてやテロリストが、日本の憲法９条は非常にすばらしいから攻撃はしないといった方針も取るはずもありません。

日本が他国に組み込まれなかった主な理由は、日米安保保障条約があり、アメリカという強大な軍力を持った国と同盟関係と自衛隊という自国を守る組織があるからだと私は思っております。

以上をもって反対討論をさせていただきます。

○議長（方川一郎君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

黒山久男君、御登壇ください。

○６番（黒山久男君）〔登壇〕　安全保障関連法案に反対する意見書案に賛成する立場で討論に加わりたいと思います。

政府は現在、集団的自衛権の行使を可能にする安全保障関連法案の一括審議が行われております。内容につきましては意見書のとおりで、多岐にわたります。

憲法は、自国の存在を全うするために必要な自衛の措置を禁じていないとしながらも、結論として、集団的自衛権の行使を憲法上許されないと明記しております。このことは、本日の北海道新聞の社説にも載っております。

先日の衆議院憲法審査会での自民党推薦を含む参考人３人全員が、安全保障関連法案は、そういったことから違憲としています。また、本日の社説にもありますように、全国の憲法学者が発表した、関連法案廃案を求める声明は賛同する学者が２００人を

上回った。法案の根拠にこれだけ多くの専門家から疑義が示された意味は重い。政府は法案を撤回すべきだという社説でございます。

このことによって、日本国民の安全が守れるのか、自衛隊のリスクの問題等、多くの国民が疑問を持っていますし、これに十分答えてはいません。

本別町は、先ほど阿保議員が言うように、戦争で多くの犠牲者を出してます。そういった立場からもですね、この集団的自衛権の行使を可能にする安全保障法案の審議についてはですね、取り消すべきだと思って、賛成の立場でございますので、皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　これで、討論を終わります。

これから、意見書案第８号安全保障関連法案に反対する意見書についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（方川一郎君）　起立少数です。

お座りください。

したがって、意見書案第８号安全保障関連法案に反対する意見書は、否決されました。

◎日程第１４　常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（方川一郎君）　日程第１４　常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務、広報広聴の各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第７５条の規定によってお手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、総務、広報広聴の各常任委員長から申し出のあった所管事務について、閉会中の継続調査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

◎日程第１５　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（方川一郎君）　日程第１５　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第７５条の規定によってお手元に配付しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第１６　議員派遣の件

○議長（方川一郎君）　日程第１６　議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第１２９条の規定によってお手元にお配りしました派遣内容のとおり議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしました派遣内容のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（方川一郎君）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は全部終了いたしました。

会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

会議を閉じます。

平成２７年第２回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午前１１時５３分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成２７年６月１０日

議　　長　　方　川　一　郎

署名議員　　阿　保　静　夫

署名議員　　方　川　英　一

署名議員　　藤　田　直　美